

都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果

平成19年6月4日

全国市長会
地方分権改革検討会議

- 目 次 -

調査の概要	1
調査結果の概要	2
調査結果	
項目・分野別事例数	10
分野内内訳	11
1 - 1 義務付け・枠付け [国との事例]	13
1 - 2 義務付け・枠付け [都道府県との事例]	31
2 - 1 関与 [国との事例]	37
2 - 2 関与 [都道府県との事例]	49
3 - 1 権限移譲 [国との事例]	58
3 - 2 権限移譲 [都道府県との事例]	65
4 - 1 二重行政 [国との事例]	75
4 - 2 二重行政 [都道府県との事例]	79
5 - 1 補助・負担金、交付金 [国との事例]	84
5 - 2 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]	103
調査票	
調査依頼文	110
市長回答票	111
職員回答票	117

調査の概要

1. 調査名 都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査
2. 調査実施期間 平成19年2月23日から3月14日（回答は4月4日まであり）
3. 調査対象 「地方分権改革検討会議」委員市区長（124市区）
4. 調査項目 義務付け・枠付け
関与
権限移譲
二重行政
補助・負担金、交付金
の5項目について、国との支障事例、都道府県との支障事例それぞれ各市原則1事例を調査
5. 調査方法 調査票を電子メール等で送付し、電子メールにて回収
6. 事例提出市数 78市区（62.9%）

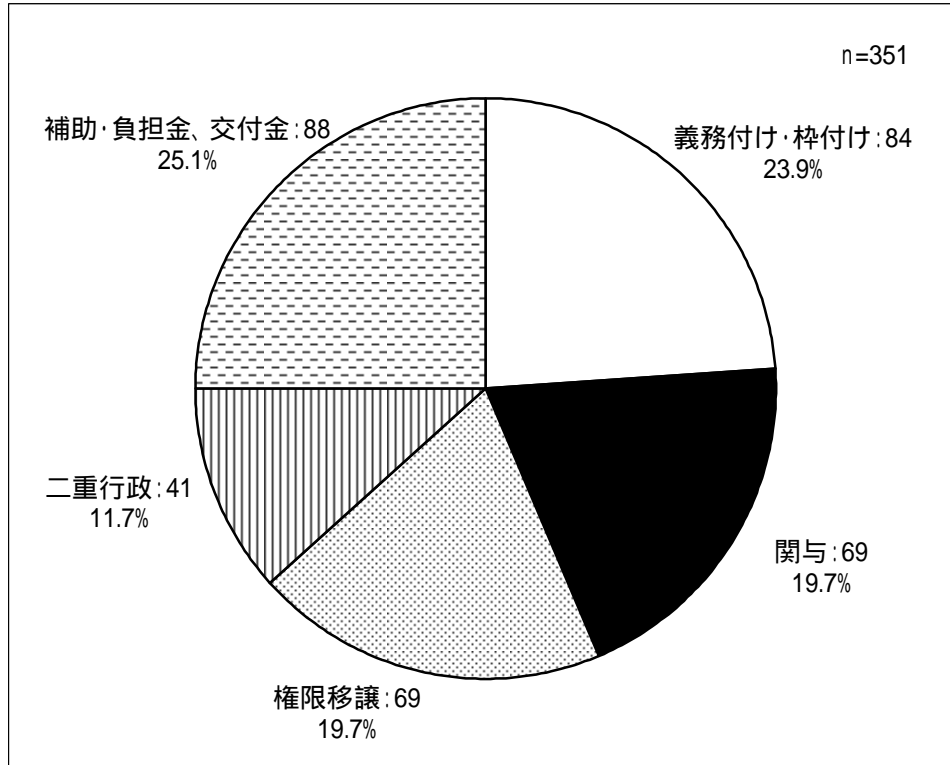
[備考]

- (1) 本調査結果に記載の数値は、重要性もしくは優先順位を示すものではない。
- (2) 項目ごとに国との事例、都道府県との事例それぞれ各市区原則1事例としているが、複数の事例提出があった市区がある。
- (3) 回答団体が特定できる記載については、事務局において文言修正等を行っている。
- (4) 支障事例の「分野」（福祉、環境、産業、まちづくり、教育、災害その他）については、事務局において再分類している。
- (5) 厚生行政に関する支障事例（水道を除く）は、「福祉分野」に分類している。
- (6) 支障事例の「名称」の記載がなかったもの等は、事務局において記入・修正している。
- (7) パーセンテージについては、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

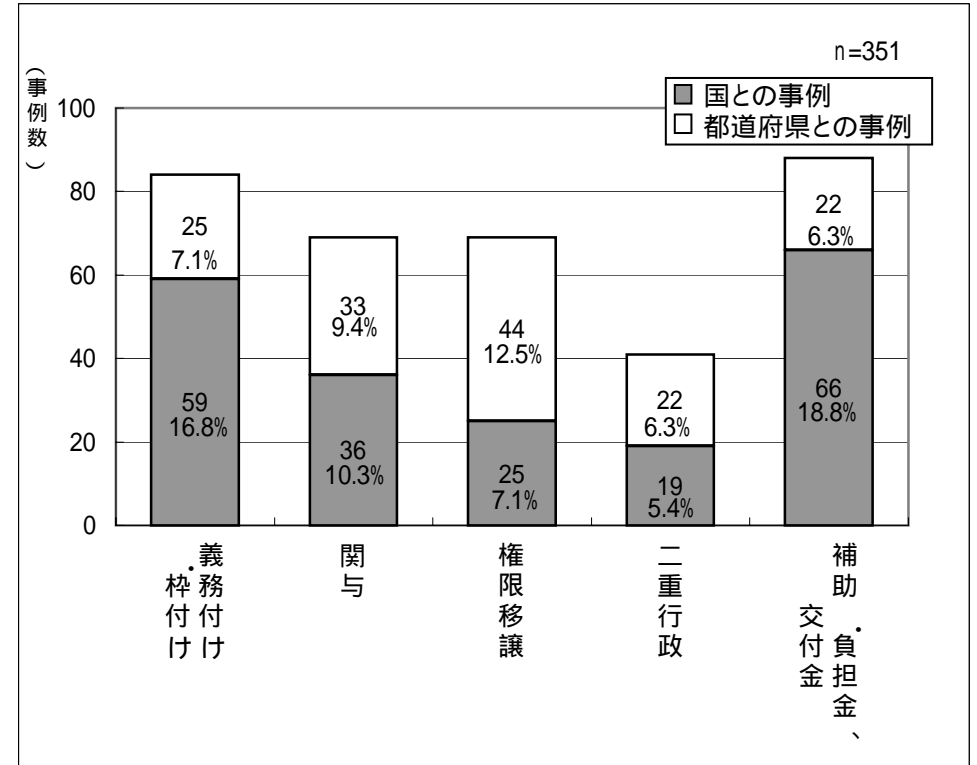
調査結果の概要

1. 項目別

(1) 事例数・割合



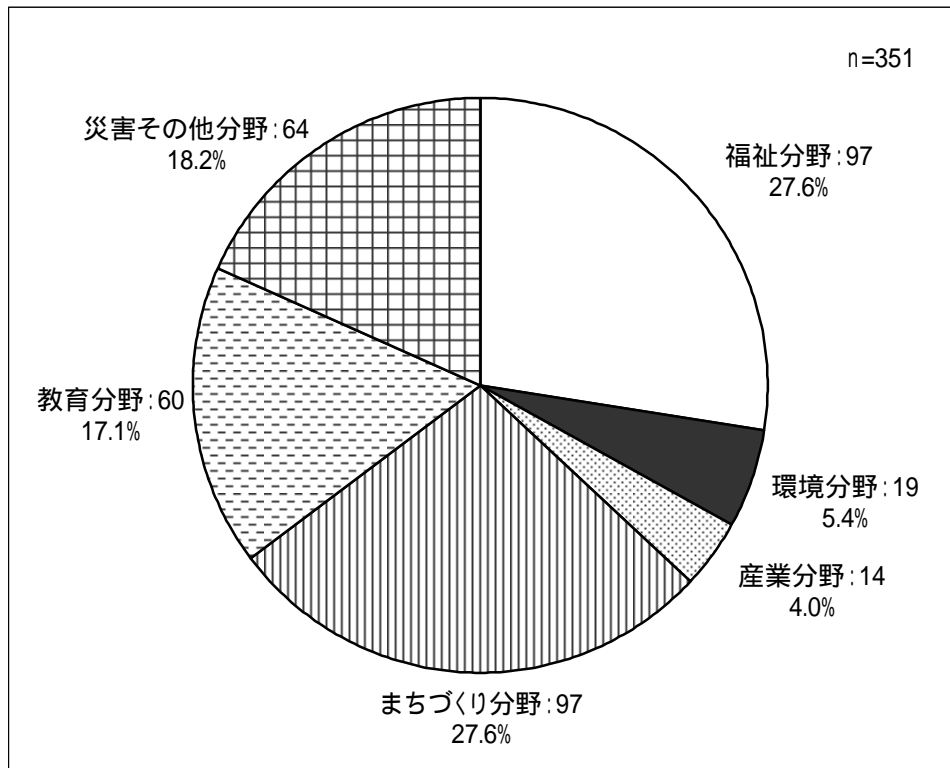
(2) 国との事例、都道府県との事例数・割合



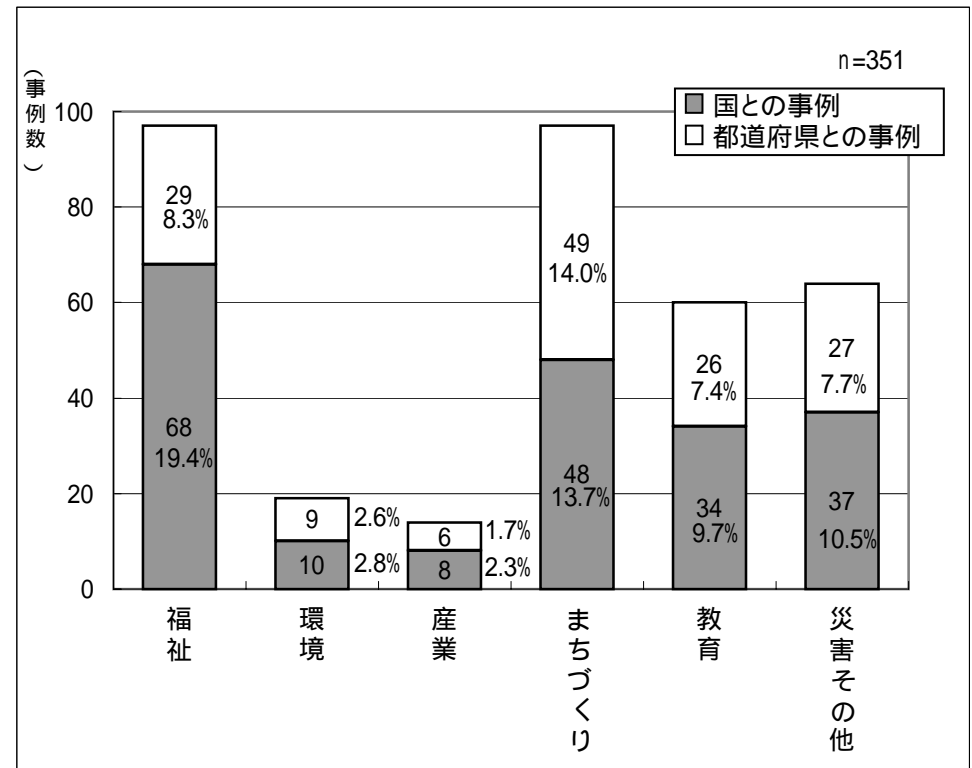
項目別では、「補助・負担金、交付金」が88事例（25.1%）と最も多く、次いで「義務付け・枠付け」が84件（23.9%）となっている。

また、国との事例、都道府県との事例の別では、国205事例、都道府県146事例と概ね6：4の比率となっている。項目では「義務付け・枠付け」と「補助・負担金、交付金」において国との事例が多くなっているが、「権限移譲」においては都道府県との事例が多い結果となっている。

2. 分野別
 (1) 事例数・割合



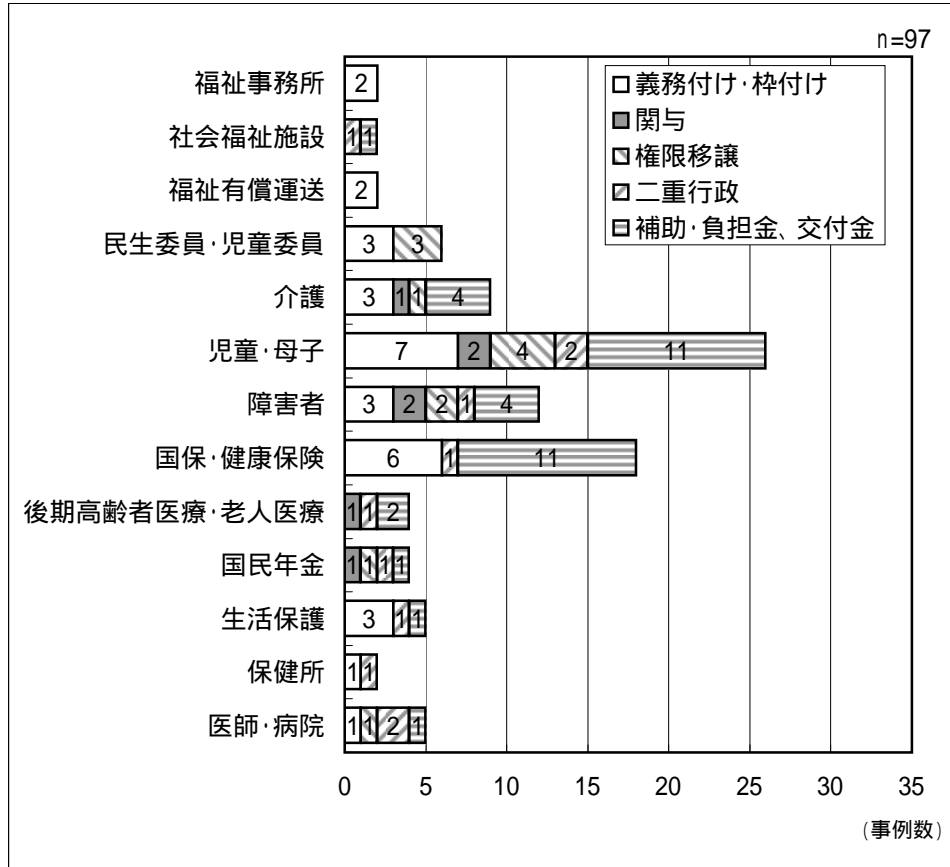
(2) 国との事例、都道府県との事例数・割合



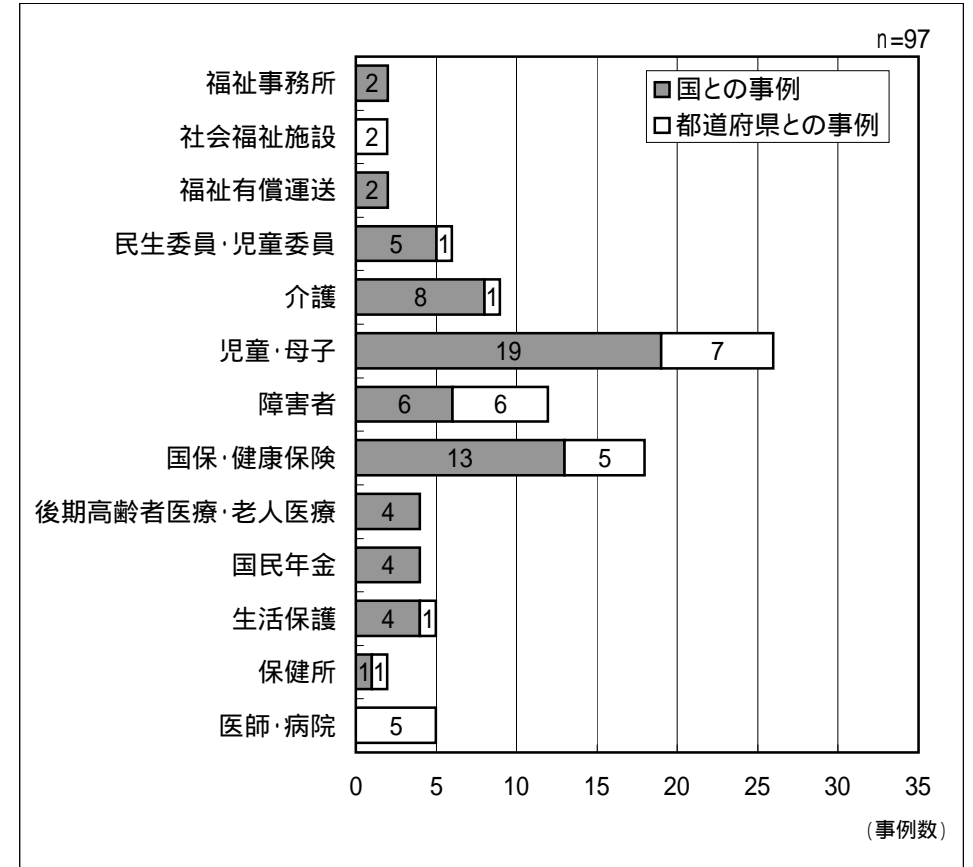
分野別では、「福祉分野」と「まちづくり分野」がそれぞれ97事例（27.6%）と多く、次いで「災害その他分野」が64事例（18.2%）、「教育分野」が60事例（17.1%）となっており、「環境分野」の19事例（5.4%）及び「産業分野」の14事例（4.0%）は比較的少ない結果となっている。

また、国との事例、都道府県との事例の別では、「福祉分野」で国との事例が7割を占め、他の分野では大きな差異が見られない中、特徴的な結果となっている。

3. 分野内内訳
 (1) 福祉
 項目別



国・都道府県の別



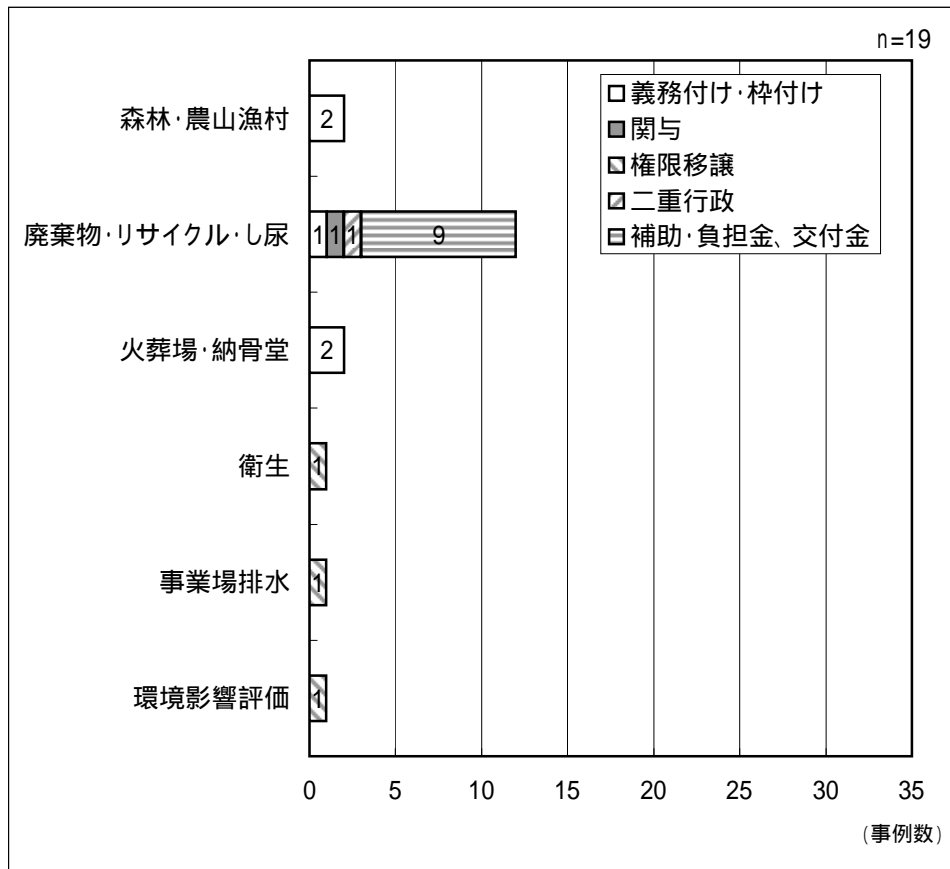
福祉分野では、「児童・母子」に関することが26事例（26.8%）と最も多く、次いで「国保・健康保険」に関することが18事例（18.6%）となっている。

このうち、「児童・母子」においては、保育所と幼稚園、認定こども園に係る事例が多く、「国保・健康保険」においては、調整交付金等の減額など国保財政に係る事例が多く提出されている。

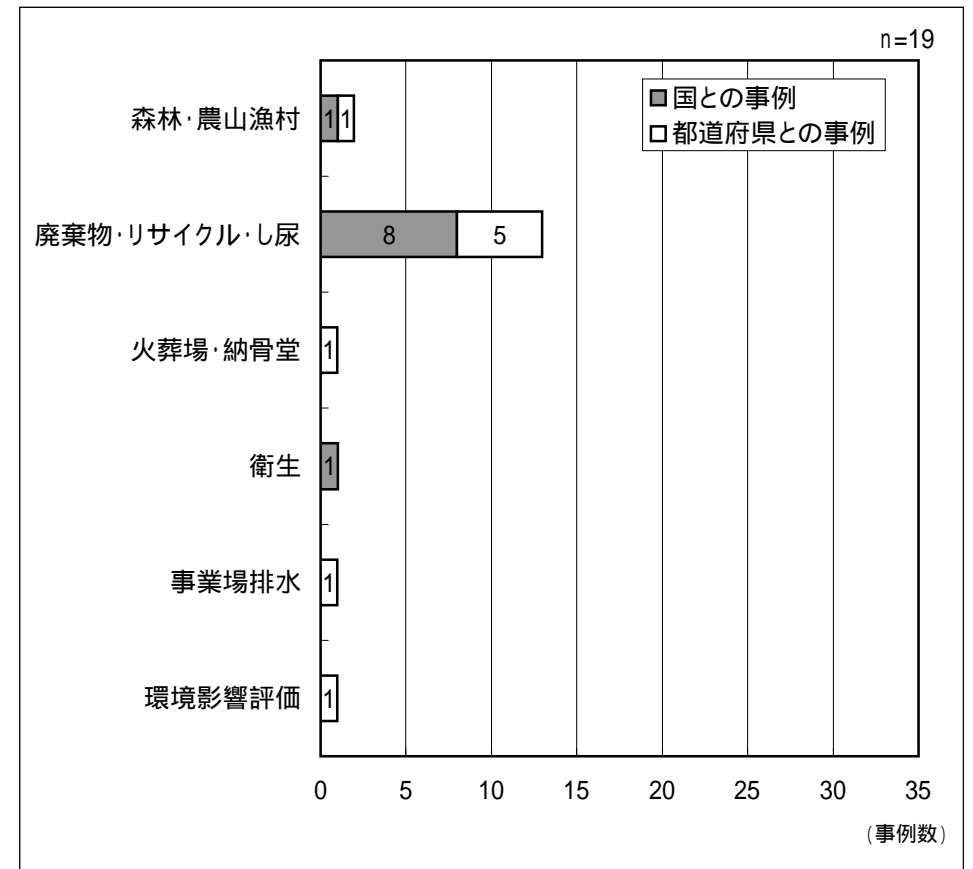
また、項目別で見ると、「補助・負担金、交付金」が36事例、「義務付け・枠付け」が31事例と多くなっている。

国・都道府県の別では、国68事例、都道府県29事例と、国との事例が約7割となっており、他分野に比べ国との事例の割合が高くなっている。

(2) 環境
項目別



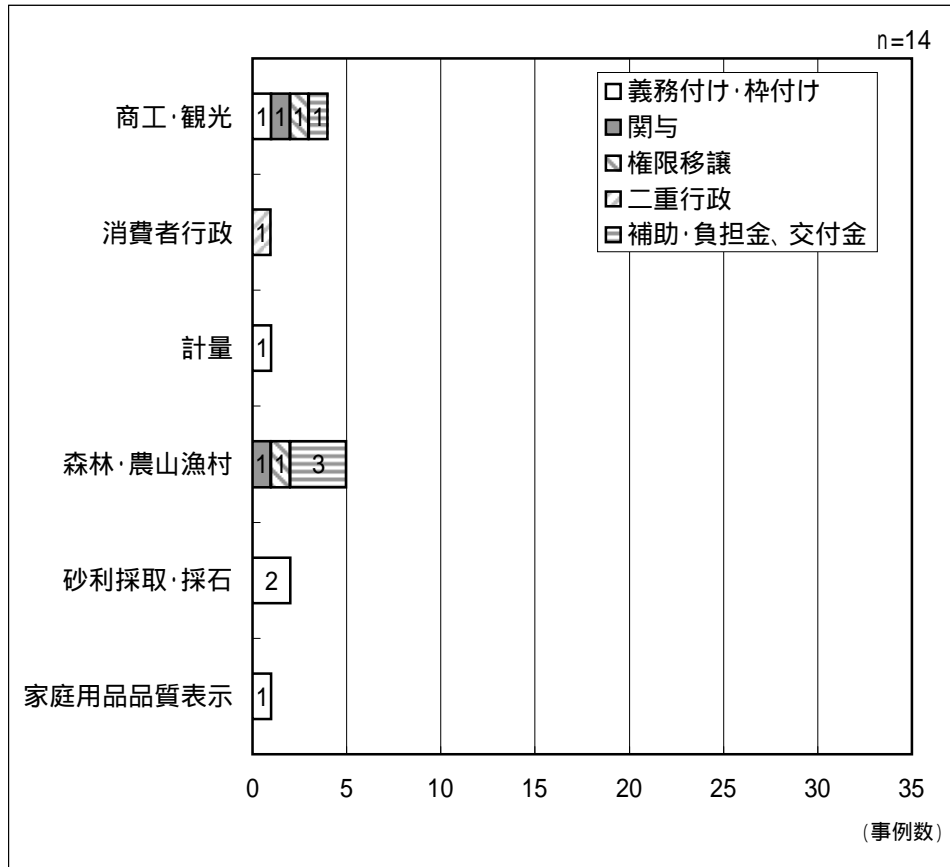
国・都道府県の別



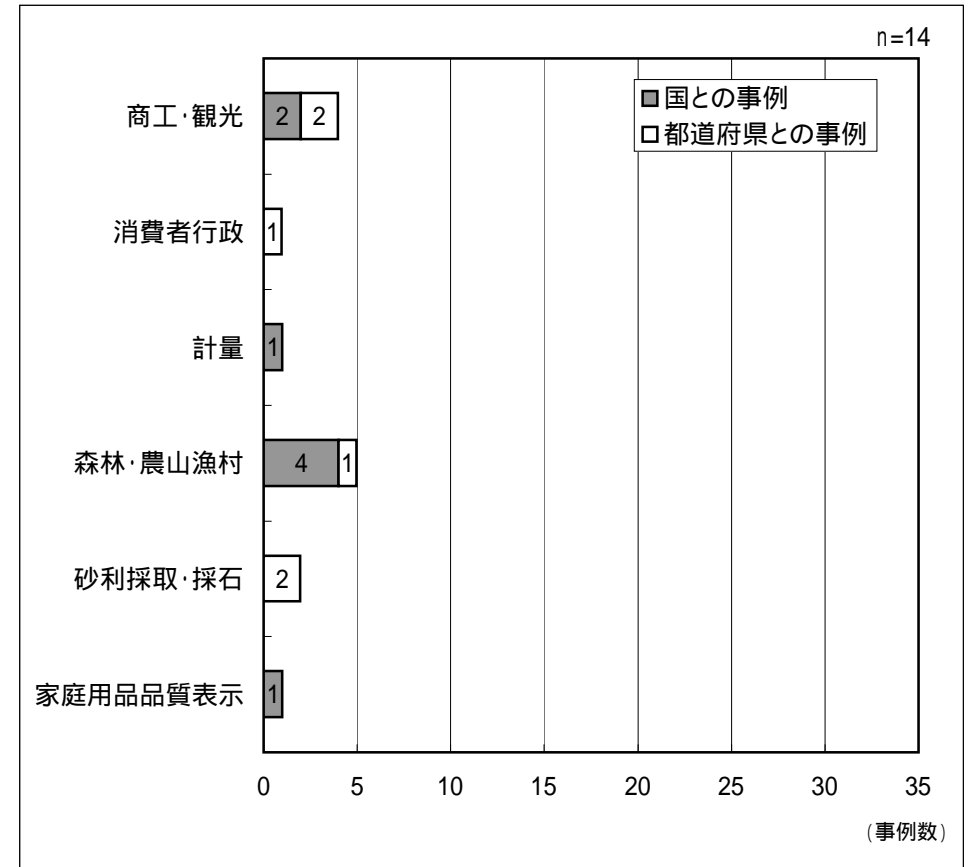
環境分野では、提出事例が19事例と少ないが、「廃棄物・リサイクル・し尿」に関するものが12事例（63.2%）と全体の2 / 3 近くを占めている。

また、国・都道府県の別では、国10事例、都道府県9事例となっている。

(3) 産業
項目別

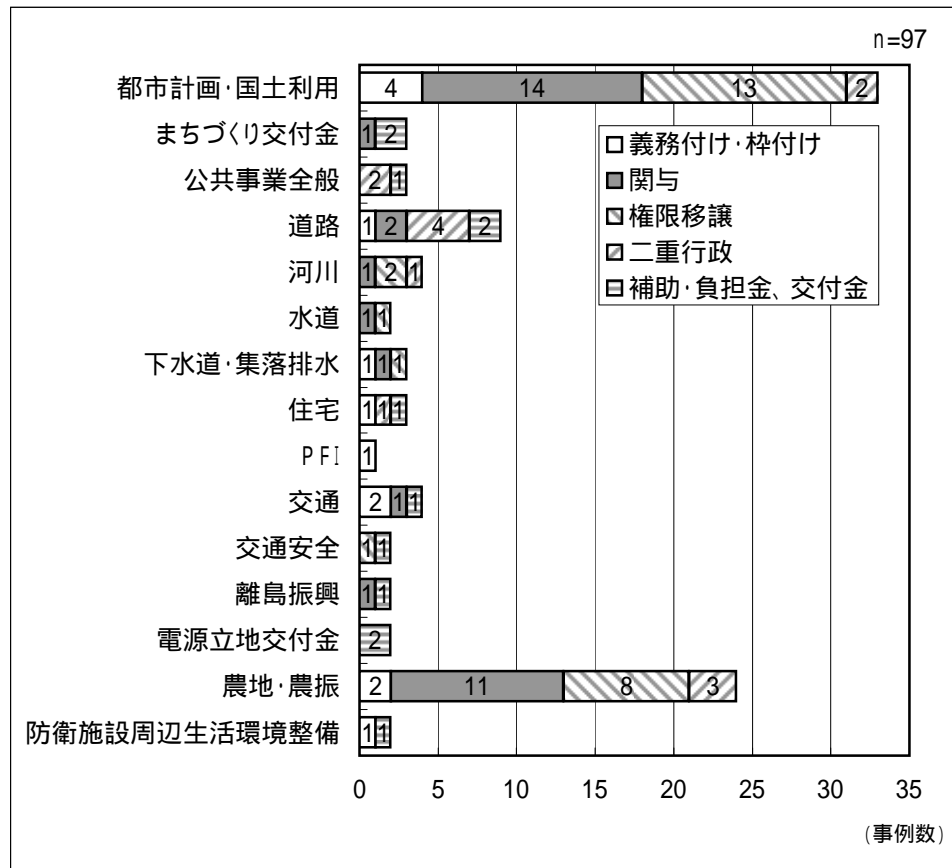


国・都道府県の別

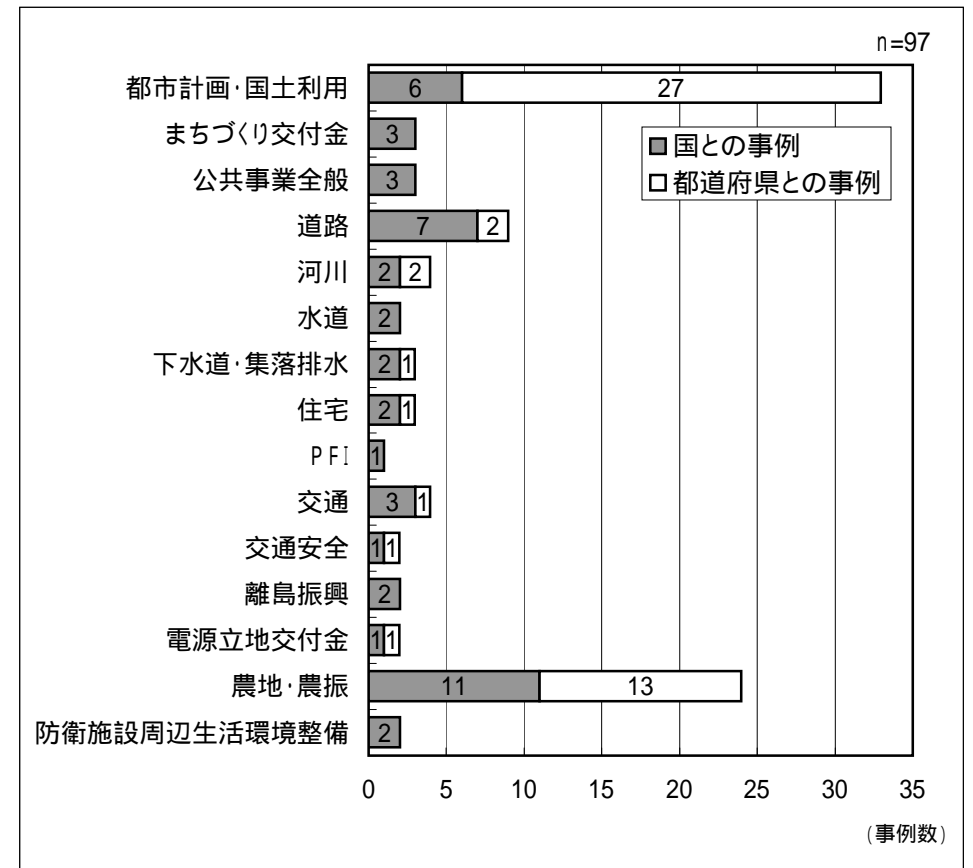


産業分野では、提出事例が14事例と少ない。
また、国・都道府県の別では、国8事例、都道府県6事例となっている。

(4) まちづくり
項目別



国・都道府県の別

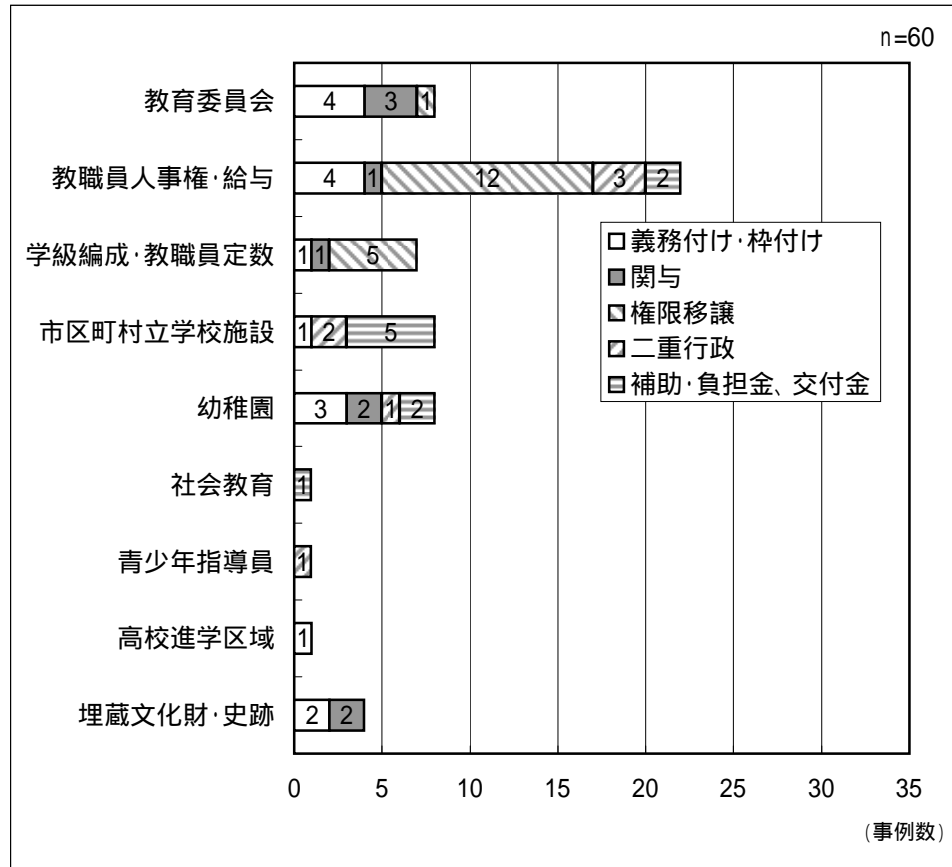


まちづくり分野では、「都市計画・国土利用」に関するものが33事例(34.0%)、「農地・農振」に関するものが24事例(24.7%)と、これら2項目で全体の6割近くを占めており、土地利用関係に係る事例が特に多くなっている。その内容としては、都市計画決定や農地転用などにおける都道府県の関与等による支障事例が多くなっている。

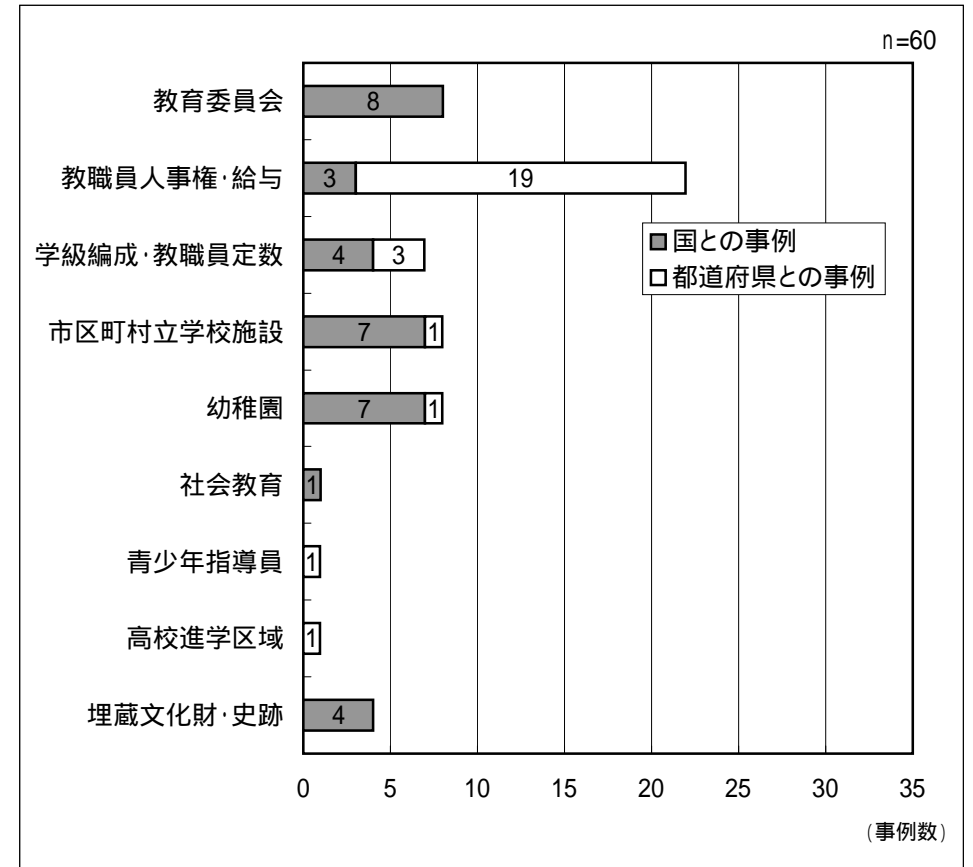
また、項目別で見ると、これら土地利用関係は「関与」(25事例)、「権限移譲」(21事例)において多くの事例が提出されている。

国・都道府県の別では、全体としては国48事例、都道府県49事例と大きな差はみられないが、土地利用関係に限定すると国17事例、都道府県40事例と都道府県が7割を占めている。

(5) 教育
項目別

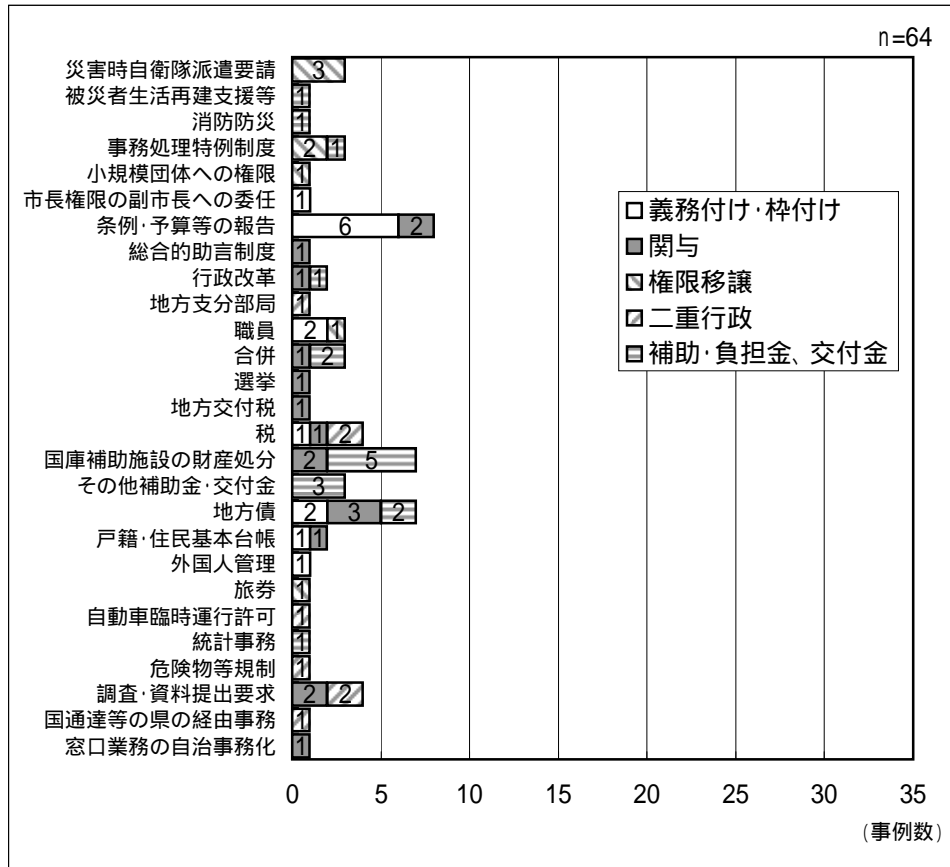


国・都道府県の別

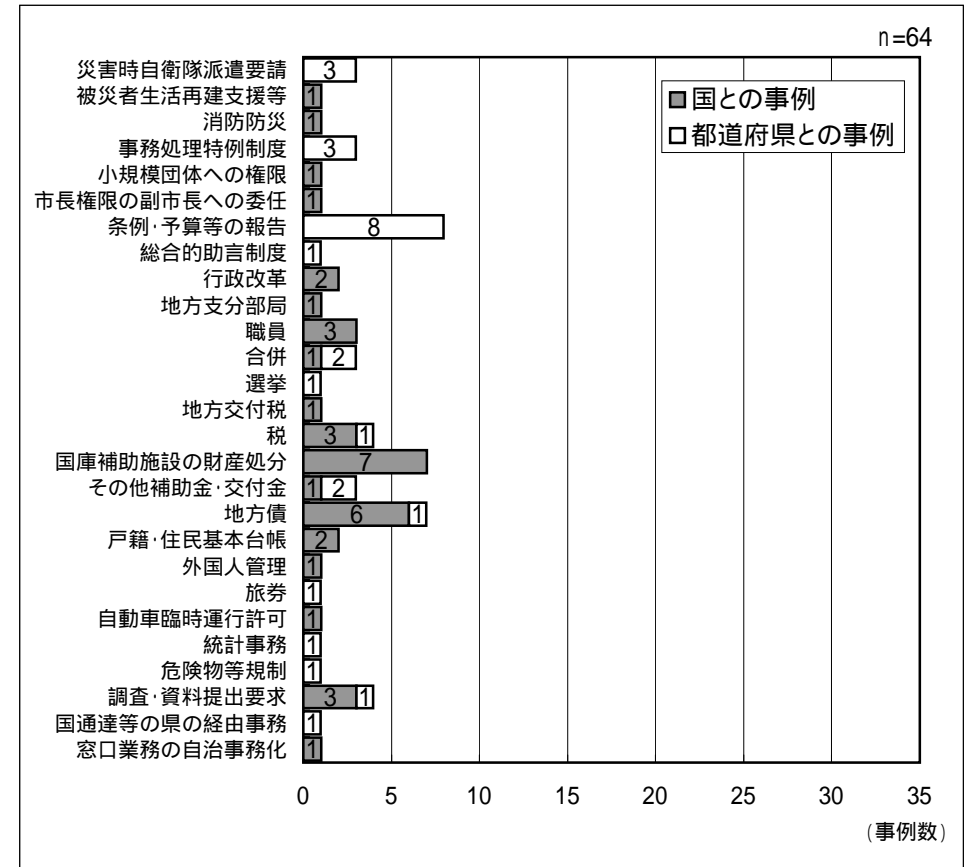


教育分野では、「教職員人事権・給与」に関するものが22事例（36.7%）と最も多く、次いで「教育委員会」8事例（13.3%）、「市区町村立学校施設」8事例（同）、「幼稚園」8事例（同）、「学級編成・教職員定数」7事例（11.7%）となっている。
また、項目別で見ると、「権限移譲」（18事例）、「義務付け・枠付け」（16事例）において多くの事例が提出されている。
国・都道府県の別では、全体としては国34事例、都道府県26事例となっている。

(6) 災害その他
項目別



国・都道府県の別



災害その他分野では、都道府県への「条例・予算等の報告」（8事例）、「国庫補助施設の財産処分」（7事例）、「地方債」（同）に関する事例が提出されている。

なお、災害関係としては、「災害時自衛隊派遣要請」（3事例）に係る都道府県からの権限移譲を求める事例等が提出されている。

調査結果

項目・分野別事例数

分野	義務付け・ 枠付け [国]	義務付け・ 枠付け [県]	関与 [国]	関与 [県]	権限移譲 [国]	権限移譲 [県]	二重行政 [国]	二重行政 [県]	補助・負担 金、交付金 [国]	補助・負担 金、交付金 [県]	合計 (重複含む)
福祉	25	6	5	2	8	4	4	7	26	10	97
環境	3	2	1	0	1	2	0	1	5	4	19
産業	2	3	0	2	2	0	0	1	4	0	14
まちづくり	10	3	13	20	6	20	9	4	10	2	97
教育	11 (内重複3)	5	6	3 (内重複1)	6	12	2 (内重複1)	5	9	1	60 (内重複5)
災害その他	8	6	11	6	2	6	4	4	12	5	64
合計 (重複含まず)	56	25	36	32	25	44	18	23	66	22	346 (重複含まず)

分野内内訳

分野	事 項	・義	・義	関	関	権	権	二	二	社	社	国	県	合
		務	務			限	限							
		付	付	与	与	移	移	行	行	交	交	計	計	計
		け	け	[国]	[県]	譲	譲	政	政	付	付			
		[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]			
福祉	福祉事務所	2										2	0	2
	社会福祉施設							1			1	0	2	2
	福祉有償運送運営協議会	2										2	0	2
	民生委員・児童委員	2	1			3						5	1	6
	介護	2	1	1		1				4		8	1	9
	児童・母子	5	2	1	1	3	1	2		8	3	19	7	26
	障害者	3		1	1		2		1	2	2	6	6	12
	国保・健康保険	5	1						1	8	3	13	5	18
	後期高齢者医療・老人医療			1				1		2		4	0	4
	国民年金			1		1		1		1		4	0	4
	生活保護	3							1	1		4	1	5
	保健所	1							1			1	1	2
	医師・病院		1				1		2		1	0	5	5
	小 計	25	6	5	2	8	4	4	7	26	10	68	29	97
中 計		31		7		12		11		36		97		97
環境	森林・農山漁村	1	1									1	1	2
	廃棄物・リサイクル・し尿	1		1				1	5	4	7	5	12	
	火葬場・納骨堂	1	1								1	1	2	
	衛生					1					1	0	1	
	事業場排水						1				0	1	1	
	環境影響評価						1				0	1	1	
	小 計	3	2	1	0	1	2	0	1	5	4	10	9	19
中 計		5		1		3		1		9		19		19
産業	商工・観光		1		1	1				1		2	2	4
	消費者行政							1			0	1	1	
	計量	1									1	0	1	
	森林・農山漁村				1	1				3	4	1	5	
	砂利採取・採石		2								0	2	2	
	家庭用品品質表示	1									1	0	1	
	小 計	2	3	0	2	2	0	0	1	4	0	8	6	14
中 計		5		2		2		1		4		14		14
まちづ くり	都市計画・国土利用	1	3	4	10		13	1	1			6	27	33
	まちづくり交付金			1						2		3	0	3
	公共事業全般							2		1		3	0	3
	道路	1		1	1			3	1	2		7	2	9
	河川				1	1	1	1				2	2	4
	水道			1		1						2	0	2
	下水道・集落排水	1			1	1						2	1	3
	住宅	1							1	1		2	1	3
	PFI	1										1	0	1
	交通	2		1							1	3	1	4
	交通安全						1			1		1	1	2
	離島振興			1						1		2	0	2
	電源立地交付金									1	1	1	1	2
	農地・農振	2		4	7	3	5	2	1			11	13	24
防衛施設周辺生活環境整備	1								1		2	0	2	
小 計	10	3	13	20	6	20	9	4	10	2	48	49	97	
中 計		13		33		26		13		12		97		97

分野	事 項	・義	・義	関	関	権	権	二	二	支	社	社	国	県	合	
		務	務			限	限									重
		付	付	与	与	移	移	行	行	付	付	金	金			
		け	け	[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]	[国]	[県]			
教育	教育委員会	4		3		1							8	0	8	
	教職員人事権・給与		4		1	2	10		3	1	1		3	19	22	
	学級編成・教職員定数	1			1	3	2						4	3	7	
	市町村立学校施設	1						1	1	5			7	1	8	
	幼稚園	3		1	1			1		2			7	1	8	
	社会教育									1			1	0	1	
	青少年指導員								1				0	1	1	
	高校進学区域		1										0	1	1	
	埋蔵文化財・史跡	2		2									4	0	4	
	小 計	11	5	6	3	6	12	2	5	9	1		34	26	60	
	中 計		16		9		18		7		10		60		60	
災害 その他	災害時自衛隊派遣要請						3						0	3	3	
	被災者生活再建支援等									1			1	0	1	
	消防防災									1			1	0	1	
	事務処理特例制度						2				1		0	3	3	
	小規模団体への権限					1							1	0	1	
	市長権限の副市長への委任	1											1	0	1	
	条例・予算等の報告		6		2								0	8	8	
	総合的助言制度				1								0	1	1	
	行政改革			1							1		2	0	2	
	地方支分部局							1					1	0	1	
	職員	2				1							3	0	3	
	合併				1						1	1	1	2	3	
	選挙				1								0	1	1	
	交付税			1									1	0	1	
	税	1		1				1	1				3	1	4	
	国庫補助施設の財産処分			2							5		7	0	7	
	その他補助金・交付金										1	2	1	2	3	
	地方債	2		2	1						2		6	1	7	
	戸籍・住民基本台帳	1		1									2	0	2	
	外国人管理	1											1	0	1	
	旅券						1						0	1	1	
	自動車臨時運行許可							1					1	0	1	
	統計事務											1	0	1	1	
	危険物等規制								1				0	1	1	
	調査・資料提出要求			2				1	1				3	1	4	
	国通達等の県の經由事務								1				0	1	1	
	窓口業務の自治事務化			1									1	0	1	
小 計	8	6	11	6	2	6	4	4	12	5		37	27	64		
中 計		14		17		8		8		17		64		64		
合 計		59	25	36	33	25	44	19	22	66	22	205	146	351		
総 合 計			84		69		69		41		88		351		351	

注) 複数分野にまたがる事例があるため、支障事例の合計数とは合致しない。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
1	福祉	福祉事務所の設置	自治事務	社会福祉法第14条	福祉事務所の設置(社会福祉法第14条) 現在、都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないとなっているが、特に、介護保険法の大幅な改正により、高齢者施策において、首長と福祉事務所長がその権限を分離独立して行う必要がなく、首長に権限を集中して行わせる方がより一体的な施策が遂行できるとともに、効率的、効果的な行政運営が図れるものとするため福祉事務所の必置規制を撤廃すべきである。
2	福祉	福祉事務所における社会福祉主事の配置	法定受託事務	社会福祉法第15条	社会福祉法第15条では、福祉事務所には、生活保護等を担当する現業員、いわゆるケースワーカーとして「社会福祉主事」を配置しなければならないと定めているが、実際の業務で「社会福祉主事」の資格が必要か疑問であり、また、異動により資格を持たない職員がケースワーカーとなった場合、通信教育などを受け資格要件を満たさなければならない。このためそれぞれの市の実情にあった人員配置が困難な場合がある。
3	福祉	福祉有償運送運営協議会事務	自治事務	道路運送法第78条他 道路運送法施行規則第48条他 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知) 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知)	道路運送法の改正により、これまでの「許可制」を「登録制」に変更し、地域における福祉有償運送を一定程度容認するという法の趣旨にもかかわらず、運転手の要件等の登録条件を従前より厳格にするなど、NPO等による福祉有償運送を阻害する傾向にある。
4	福祉	福祉有償運送運営協議会	自治事務	道路運送法 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日自動車交通局長通知)	障害者等移動困難者のニーズに沿った福祉有償運送の移動範囲はモータリゼーションの進展とともに拡大し、市町村の範囲を越えており、また、地域のタクシー等公共機関の移動範囲も拡大していることから、市町村レベル以上(例えば県レベル)での運営協議会とすることが実態に合っているのに、道路運送法に基づく福祉有償運送については、市町村が主宰する運営協議会での協議が整うことが登録の条件となっていること。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

5	福祉	民生委員・児童委員推薦事務	自治事務	民生委員法第5条 民生委員・児童委員の選任について(昭和37年8月23日厚生省厚生事務次官通知)	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合、該当地区において候補者が内定しているにもかかわらず、推薦進達から委嘱状伝達までに数か月を要するため、民生委員・児童委員が長期間不在となる事例が見受けられる。民生委員・児童委員が不在となる期間中は、民生委員協議会内でその活動を代行しているものの、地域住民が福祉サービスを受けるうえで支障が生じている。 都道府県知事が民生委員・児童委員に推薦すべき者を決定し、厚生労働大臣に推薦してから、委嘱の決定までに概ね1か月から2か月を要しており、関与の廃止又は処理期間の短縮が望まれる。
6	福祉	民生委員の選定	自治事務	民生委員法、社会福祉法	民生委員の選定に関して、中核市に社会福祉審議会の設置義務が移譲され、民生委員審査専門分科会が設置されている。同時に民生委員推薦会も設置が義務付けられ、業務として重複するため、見直しが必要と考える。
7	福祉	地域包括支援センターの設置運営	自治事務	介護保険法施行規則第140条の52	地域包括支援センター人員基準について 介護保険法施行規則第140条の52により、高齢者6,000人ごとに、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護専門員1人をそれぞれ置くこととされている。当市の高齢者数は、8,000人であるが、規則により前出の3職種を高齢者数12,000人並の自治体と同程度配置しなければならない。小さな自治体においては、有資格者を揃えることは、人材難から極めて困難である。また、経験豊から人であれば必ずしも資格を持たなくても十分対応できるものとする。市町村の実情に合わせ手柔軟に対応できるよう改正すべきである。
8	福祉	地域包括支援センター設置	自治事務	介護保険法第115条の38、115条の39	介護保険制度改正により、各市町村に対して、従来から地域で介護保険事業を担ってきた在宅介護支援センターから包括支援センターへの移行を求めるとともに、包括支援センターの設置基準、専門職の配置基準が示されています。市町村では、在宅介護支援センターの廃止は難しく、包括支援センターとの二本立てにならざるを得ないことや設置基準等による職員の増員が必要となり財政負担を生じています。
9	福祉	保育所入所事務	自治事務	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生事務次官通知)	保育所の入所年齢は厚生事務次官通知で「保育の実施がとられた日の属する月の初日の満年齢」とされている。満年齢とは、誕生日の前日をもって満年齢に達したとされる。このことにより、年度初めで見れば、4月2日生まれの子は、保育所では4月1日の満年齢が判断され、小学校や幼稚園の基準日(学年の初めの日の前日=3月31日の満年齢)に比べ1学年上に位置づけられる差を生ずる。また、途中入所の取扱でも同様の課題を生じている。(入所年齢の取扱いを市町村の判断に委ね、その実態にあった交付税算入、運営費負担金とすべきではないか。)

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

10	福祉	保育所設備の最低基準(調理室の設置)	自治事務	<p>児童福祉施設最低基準第32条第1項第1号及び第33条第1項 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号 厚生省児童家庭局長通知) 構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成16年3月29日 雇児発第0329002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 児童福祉施設最低基準第32条の2</p>	<p>「児童福祉施設最低基準」で保育所には調理室の設置義務の規定がある。 構造改革特区において、給食の外部搬入方式が認められたにも関わらず、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有することが必要である。 センター方式による外部搬入方式の導入等を検討するにあたっての阻害要因となっている。</p>
11	福祉・教育	幼保一元化	自治事務		<p>事務執行にあたり、国の省庁をまたがる事務を簡素化しようとしても非常に困難である。 例: 幼保一元化の施策を推進するにあたり、教育委員会の所管事項(幼稚園 - 文部科学省)と市長部局の所管事項(保育園 - 厚生労働省)が法律上分割されているため、事務処理が簡素化できない。</p>
12	福祉・教育	「認定こども園」の実施基準	自治事務	<p>就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>「認定こども園」の実施基準について 「認定こども園」を創設するための法律「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が、平成18年6月に制定されました。 事業を推進する場合、3歳児以上については幼稚園児と保育所児の合同保育が前提とされていますが、幼稚園と保育所では保育時間や保育料に違いがあり、また、会計処理についても、幼稚園は学校法人会計、保育所は社会福祉法人会計で処理しなければならないなど、事業を推進するうえで不合理な事態が生じている。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

13	福祉・教育	幼稚園・保育園の一体的な運用	自治事務	<p>児童福祉法、学校教育法 幼稚園設置基準 文部省令 幼稚園教育要領 文部省告示 児童福祉施設最低基準 厚生省令 保育所保育指針 児童家庭局長通知</p>	<p>本市では、「子どもは皆同じである」という考えのもと、保育カリキュラムの統一や人事交流など、既存の法制度の範囲内で保育所と幼稚園の一体的な運用を進めてきた。しかしながら、根拠法令や所管省庁が異なるなど、既存の枠組みの中では必ずしも柔軟な対応ができない状況がある。</p> <p>先般、国において保育と教育を一体的に提供する「認定こども園」制度が法制度化されたところであるが、当該制度では従来の保育所及び幼稚園認可を前提とし、一定の条件を満たす施設について認定を行うこととしており、実質的には三元化とも取れるものである。</p> <p>就学前の児童に対して均一な保育・教育の提供を進めるするためには、法制度上、保育所と幼稚園の一元化が図られることが望ましい。</p> <p>(支障となる保育所(児童福祉法)と幼稚園(学校教育法)の相違点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の入園要件: 保育所は保育に欠ける児童を対象 ・職員の資格、免許及び職員配置基準(クラス編成) ・保育内容の基準や保育時間、保育の実施日: 保育所は8時間を原則とし、長期休暇や土曜日も保育を実施することとされる(児童福祉施設最低基準・保育所保育指針)。幼稚園は4時間を標準とし、長期休暇、土曜日は閉園となる(幼稚園教育要領)。 ・施設設置基準(児童福祉施設最低基準、幼稚園設置基準) ・私立に対する運営費補助の仕組み(児童福祉法、私立学校振興助成法)
14	福祉	障害者授産施設等の役務提供に係る随意契約	自治事務	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約の方法により、契約を締結できる場合として、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約はできるとされているが、役務の提供に関しては掲げられていない。</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴い、授産施設等の利用者は工賃が低い上に授産施設利用に係る負担増を理由に利用控えも懸念され、工賃の増額に向けての対策と障害者の社会参加が強く求められている。</p> <p>ついては、福祉関係施設において随意契約の方法による役務の提供に関しても締結ができる法整備をするべきと考える。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

15	福祉	施設入居重度心身障害者に対する医療費助成	自治事務	障害者自立支援法	<p>【施設入居重度心身障害者に対する償還払い・現物給付を許容すべき】 従来、重度心身障害者に対する医療費助成は、「公費負担」として高額療養費を含め償還払いや現物給付していたが、自立支援法の創設及び改正により、施設入居重度心身障害者は「公費負担」が全廃され、一律に還付請求での取り扱いとなり、請求手続きが必要となった。重度障害者本人が請求手続きを行うことは非現実的であるため、遠隔地に居住している入居者の家族に以下のような多大の負担が発生している。</p> <p>助成手続きが医療受診月は毎回生じる。 医療機関(施設所在地)からの領収書等を家族が受理後、本人住所地(居住地特例のため「家族の住所地」)で申請することとなり、家族が高齢の場合は特に申請に困難性が増すこととなる。 申請がないと還付されず市民の不利益となる。</p>
16	福祉	障害者自立支援法に基づく「地域生活移行数値目標」の設定	自治事務	障害者自立支援法	<p>【障害者自立支援法に基づく「地域生活移行数値目標」設定義務の廃止】 障害者自立支援法は、平成17年に「障害者及び障害児がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うことを目的」として制定された。同法は、厚生省が定めた基本指針に即し、かつサービスの種類ごとの必要量の見込み等の数値目標を盛り込んだ障害者福祉計画の策定を都道府県と市町村に義務づけている。</p> <p>同法に基づき、平成18年に厚生労働省が策定した基本指針では、福祉施設に現在入所する者のうち1割を地域生活に移行させるものとし、かつ平成23年時点の入所者数を現状より7%減少させることとしている。</p> <p>施設への長期入所については様々な論議もあり、家庭・地域社会での生活に円滑に移行できるような環境づくり、条件整備が必要なことに異論はない。しかし、核家族化と高齢化が進む中で、障害者を取巻く家庭、地域環境は厳しいものがあり、施設入所者の数値削減目標を一律に地方に課すことが妥当な状況とは考えられない。</p> <p>障害者自立支援法は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」という目標を掲げている。その目標実現に向けて、まずは地方への数値削減目標の義務づけを廃止し、国と地方が、障害者福祉の推進に、より前向きに連携しあえる体制づくりを進めるべきである。</p>
17	福祉	市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に係る事務	自治事務	医療制度改革関連法	<p>義務付けの前提として財政上の措置、体制の整備及び確立に資するための支援が必要であるが「医療制度改革関連法」において、平成20年度から市町村国民健康保険に対して義務づけられる特定健康診査、特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等についての財政措置、保健師等の人材確保のための支援策が十分でないと感じる。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

18	福祉	国民健康保険税の法定減額制度	自治事務	地方税法、地方税法施行令	<p>国民健康保険税の2割軽減に係る申請手続きについて 所得が一定基準以下の低所得者に対しては、法令及び条例に基づき、応益割額について軽減措置をとっている。 2割軽減の場合は、7割及び5割軽減の場合と異なり、職権では適用できず、納税者の申請が必要である。 2割軽減該当世帯からの申請は、約70%に止まっており、申請に係る手続きは、保険者被保険者双方にとって非効率である。</p>
19	福祉	国民健康保険事業、老人保健医療事業	自治事務	国民健康保険法、老人保健法	<p>国民健康保険、老人保健の制度が複雑で、特に高齢者にとって理解しがたいものとなっている。 説明責任を果たすために制度を説明するが、理解してもらうのに時間を要し、始めに説明したことが最後になると忘れてしまうほど複雑なため、制度の簡素化が必要である。</p>
20	福祉	国民健康保険事業	自治事務	国民健康保険法	<p>国民健康保険事業 市町村は、国民健康保険法第3条の規定により、国民健康保険の保険者となることが義務付けられている。 国民健康保険は、社会保障制度の中核を担う保険医療制度で、その給付については全国一律のものとなっている。一方、その財源については、国県の負担金と加入者の保険料で賄うものとされているが、国の調整交付金については保険者である市町村の財政力によって調整されており、本市のような不交付団体にとっては、一般会計から繰り入れを行わなければならない状況となっている。さらに、国保加入者の状況は、加入者の約半数が無職、約25%が無所得となっており、一部の加入者に過重な負担を求める結果となり、様々な収納対策を実施しても10%程度の保険料が未納となるなど、財政状況は大変厳しい状況となっている。 今後についても、高齢化の進展に伴い一層の財政負担が懸念されることから、国の負担率の大幅引き上げが行われない限り、他の保険制度と一元化するか、国が保険者となるべきである。本市の一般会計からの繰入額は約36億円にものぼり、また、滞納額も約36億円となるなど、市財政への影響も大きくなっており制度の限界を感じる。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

21	福祉	国民健康保険料の賦課限度額の所得による段階的設定	自治事務	国民健康保険法施行令第29条7 平成3・2・14政令17号第2条	都道府県内市町村においては、賦課限度額を所得により段階的に設定している自治体と、一つの賦課限度額を用いている自治体とがある。平成3年の国民健康保険法改正時点において、段階的賦課限度額を採用していた自治体は、平成3・2・14政令第17号の第2条によって、当分の間、国民健康保険法施行令第29条の5は適用しないとされたため、現在に至っている。 新たに段階的賦課限度額を採用しようとする、法違反になるとのことである。 当分の間が15年も続き、二つの賦課限度額が存在しているところは、新たに段階的賦課限度額を期間を限って採用することは合法といえるのではないか。
22	福祉	生活保護事務	法定受託事務	生活保護法施行令第10条	法定受託事務に関する財源は、全額、国負担とすべき (生活保護等)
23	福祉	生活保護事務	法定受託事務	生活保護法第1条・第75条	生活保護は、国からの法定受託事務として実施しているものであり、その費用は全て国の給付において賄われるべきものである。
24	福祉	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業(第2種社会福祉事業)	法定受託事務	・社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について(平成13年7月23日厚生労働省社会・援護局長通知) ・地方税法施行規則第10条の7の3 第5項2号、3号及び4号	生活困難者に対する無料低額診療制度について、現在の生活保護制度等の実態に即した制度とはいいがたい状況である。税制の基準とともに見直しの必要があると考える。 ・対象医療機関に講じられる固定資産税、不動産取得税等の非課税措置について、要件の生活困難者に生活保護者が含まれているが、これらの者については、生活保護法により医療費が医療機関に支弁されているため非課税措置の必要性はない。 ・厚生労働省の通知により無料又は定額診療事業の抑制を図るものとされているが、医療機関から要件を満たした届出があれば受理を拒むことはできないこととされているため、抑制を図ることは困難である。
25	福祉	保健所設置要件の緩和	法定受託事務	地域保健法第5条及び地域保健施行令第1条	保健所設置の要請を行っているが、人口要件等がクリアされない。柔軟に対応されるべきもの。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

26	環境	森林の保全・農山村の保全と整備・文化振興 など	自治事務	国土利用計画法・森林法・山村振興法・博物館法・文化財保護法 など	<p>市における「水と森のふるさとづくり」に向けた体制の整備について、今般策定の「第1次 市総合計画」においては、「水と森のふるさと」を実現するため、様々な取り組みを行う予定である。しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全と整備 ・農山村環境の保全と整備 <p>などの、伝統文化の源である「水と森のふるさと」づくりに必要な多くの権限のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法による土地利用基本計画の策定 ・ " " 規制区域の指定 ・ " " 土地の権利移転の許可 ・森林法による地域森林計画の策定 ・ " " 開発行為の許可 ・山村振興法による山村振興計画の策定 ・ " " 保全事業計画の認定 <p>などについては、都道府県知事の権限である。各地域特性による全市の調和と一体的な整備は、市町村にしか担えないことから、国や都道府県の義務付けを外すとともに、これら事務量に見合った税源移譲を求める。</p> <p>また、文化振興や文化財、伝統的建造物群の保存整備などについては、教育委員会の事務として規定されているが、観光振興や町並み景観と密接に結びつく案件であり、当市では教育委員会からの補助執行という形で、市長部局が事務を行っている。今後も、市長のトップマネジメントの充実と、事務の一体的推進の観点から、文化財保護法や博物館法の規定を見直し、市長部局での事務執行が可能となる法改正も、合わせて求めるものである。</p>
27	環境	産業廃棄物処理施設の設置許可に対する関係市町村からの意見聴取	法定受託事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項	<p>産業廃棄物処理施設の設置許可等に係る関係市町村の同意について、現在、産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、都道府県が国からの法定受託事務として実施している。</p> <p>許可に際しては、設置予定地域の所在市町村の意見聴取を必要としているが、所在市町村の設置意思を明確に反映させるためには意見聴取ではなく、設置市町村及び利害関係市町村の同意を必要とするような法改正が望まれる。</p> <p>なお、産業廃棄物関係事務は広域的な生活環境保全行政の要素が強くなっているため、市町村への権限移譲については困難であると考えられる。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

28	環境	自動車リサイクル法における解体業者・破砕業者の許可	法定受託事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条、同法第67条	<p>【自動車リサイクル法における解体業者・破砕業者の許可】</p> <p>自動車リサイクル法に基づく解体業者・破砕業者の許可事務は、国からの通知で「法定受託事務であり、許可要件を満たせば許可しなければならない。許可の独自条件を設けることは制度上できない。」とされている。</p> <p>解体業者・破砕業者の許可については、省令に規定する許可要件を満たせば、他法令に違反していても、許可せざるを得なく、市には裁量の余地がない。</p> <p>その結果、他の法令違反や周辺住民とのトラブルなどが発生している事業者であっても、一方では違反の是正指導を行っているにもかかわらず、自動車リサイクル法の許可要件を満たしていれば許可しなければならないという矛盾が生じている。</p> <p>そのため本市では、円滑に使用済自動車処理施設を設置するとともに、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、市の緑化事業への協力や周辺住民の同意、他法令に違反していないことなどを基準とした独自の指導要綱を定め、これに適合する場合には許可をしている。</p>
29	産業	計量法にかかる事務	法定受託事務	計量法施行令第4条	<p>特例市においては、計量法の事務を行うことが義務付けられているが、当該事務を実施するに当たっては、専門の知識が必要なほか、備品の設置なども求められる。</p> <p>市の裁量を発揮しにくい事務であり、県との二重投資ともなることから、当該事務については、特例市の事務とすべきではないと考える。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

30	産業	家庭用品品質表示法に基づく立入検査事務	法定受託事務	家庭用品品質表示法第19条 家庭用品品質表示法施行令第3条 家庭用品品質表示法に基づく事務処理要領(県)	<p>【家庭用品品質表示法に基づく立入検査事務】</p> <p>本市では県からの権限移譲により、家庭用品品質表示法第19条に基づく立入検査を行っているが、当該業務は公務員が直接携わる必然性が低いと思われ、民間に開放したい。</p> <p>一般に、立入検査は「相手の意に反する強制」と捉えられ、公権力の行使として公務員が直接携わっているが、「強制力を伴わない任意の」立入検査ならば民間でも可能ではないのか。その上で、「任意の」立入検査を拒む事業者に対しては、公務員が「強制力を伴う」立入検査を実施すればよい。なお、本市においては、これまでに立入を拒まれた事例は皆無である。</p> <p>また、同第19条の3の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行令第3条第1項及び第2項において定められた県で処理する事務のうち、同法第19条第1項の規定に基づく立入検査に従事する職員が携帯する立入検査証が、家庭用品品質表示法施行規則様式1において、現行でほとんど入手が困難な日本工業規格B8判であり、また押出印を使用することとして指定されている。 県の家庭用品品質表示法に基づく事務処理要領についても、これを踏襲している。</p> <p>これを現行で比較的流通する紙の大きさ(たとえば名刺判)とすること。また、押出印については、現在写真がデジタル化され、ほぼ使用されないことから廃止されたい。</p>
31	まちづくり	広域都市計画変更調査事業	自治事務	都市計画法第23条、農業振興地域の整備に関する法律第4条	<p>市街化区域への編入</p> <p>まちづくりを行なう際に、市街化調整区域を市街化区域に編入しようとする場合、国と県の協議が必須であるが、農地を保全するという都市化と相反する立場から、その協議に概ね1年以上の日数を要し、期間が長いことによる市民からの苦情等も多い。</p>
32	まちづくり	建築基準法第42条2項道路について	自治事務	建築基準法第42条2項	<p>建築基準法第42条2項道路について</p> <p>道路は、人や物を運ぶ本来の目的のほかに通風、採光、日照など良好な生活環境の確保と災害時の避難、消防活動の助けなどの役目を果たしている。このようなことから建築基準法第42条2項に4m未満の公道に接して建築される場合には、道路の中心線から2m後退することになっている。後退した敷地には自己の敷地でも建築物・工作物は造れないが、あくまでも個人の所有の敷地であるため、花壇などの土地利用は可能となっている。建築基準法施行(昭和25年)以前は車社会でないため、2mくらいの道路でも近隣とのトラブルは発生しなかったと推測されるが、近年、車などの通行のため道路後退部分の道路(公用地)として使用することは出来ないかとの要望がある。このようなことから、建築基準法42条に道路後退部分の私権の制限をかけることができるような法改正を提案したい。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

33	まちづくり	下水道施設において計画区域外の汚水処理を可能とすること	自治事務	下水道法	<p>し尿処理場においては、公共下水道の普及により処理量が大幅に減少していること、浄化槽の普及により汲み取りし尿よりも浄化槽汚泥量が増加していることから、現施設では適正な処理が困難な施設が多くなっている。反面、地方市においては、少子化・過疎化による予想以上の人口減少、産業の衰退などによる交流人口の大幅な減少により、下水道処理場の処理能力に余剰が生じている施設もある。下水道処理場において、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理も一括行なうことで、施設整備経費及び運営処理経費を安価にすることができ、効率的な処理及び施設運営が可能になる。</p> <p>しかし、下水道法により、下水道処理施設において処理できるのは、下水道処理計画区域内から排出されるものに限定されている。地域の実態により、汚水処理が適正・効率的に実施できるように、法制度改正を望む。</p>
34	まちづくり	公営住宅の入居資格要件等	自治事務	公営住宅法第6条	<p>少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を的確に供給するためとして、公営住宅法施行令の一部改正により、単身入居の資格を有する者の年齢を「50歳以上」から「60歳以上」に引き上げた。</p> <p>本市においては、未婚者や中高年の離婚・死別、又は子供との世帯分離等が増加する中で、中高年の単身者は今後も増える傾向にあり、低廉な家賃の公営住宅への単身入居希望者が後を絶たない。</p> <p>公営住宅の入居資格要件等については、このような自治体の地域性や実情を考慮していただき、各自治体の裁量によるものとして取り扱うことはできないか。</p> <p>【公営住宅法施行令の一部改正(18年4月1日施行)】 第6条第1項(単身入居に係る高齢者の年齢引き上げ) (現行) 50歳以上の者 (改正後)60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

35	まちづくり	民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進事業	自治事務	PFI法第5条及び第6条等	<p>PFIの導入においては、従来の公共施設整備手法と異なり、事業に係るリスクを民間に分散させることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」によって導入検討から契約、事業実施までの間に複雑かつ厳格な手続きが要求されており、多くの時間や費用が必要となる。</p> <p>また、事業の実現性等を総合的に調査する導入可能性調査や特定事業の選定、契約、モニタリングにおける外部アドバイザー費用など独特の費用が発生するとともに、事業提案を行う民間事業者を含め、手続きが複雑なことによる人的・財政的負担が大きい。</p> <p>このため、比較的小規模な事業では事業実施に付随して発生する外部アドバイザー費用等を差し引いても、コスト面での十分な効果を得るだけの費用対効果が見込めない場合もあり、民間事業者の参加意欲の低下によって制度が活用されにくい状況となっている。</p> <p>したがって、これらを踏まえ、小規模な事業においても制度が活用されやすいよう簡略な手続きと制度改正が必要と考える。</p>
36	まちづくり	市町村運営有償運送	自治事務	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日国土交通省自動車交通局長第141号通達)	<p>事務事業の名称 市町村運営有償運送における運行管理</p> <p>市町村が有償にて運営するバスは、道路運送法の第80条のただし書きにより、国土交通省の許可を受け運行していたが、運行管理・安全管理の規程はなく、各市町村独自の運行管理・安全管理を行っていた。</p> <p>平成18年10月に道路運送法が改正になり、この市町村運営バスが、道路運送法第78条の2号に位置づけられ、規則や通知により運行管理・安全管理が明確に定められた。</p> <p>特に道路運送法施行規則第51条の17で規定する運行管理については、平成18年9月15日付国自旅第141号自動車交通局長名による「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」で運行管理責任者の常駐が義務付けとなった。ただし、特定非営利活動法人等が行う道路運送法施行規則第49条第2号及び第3号に規定する「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」は、その適用が弾力的に運用されている。</p> <p>市は、合併により都市部から過疎地までを包含した地域となり、過疎地で運行している市町村運営バスについても、処理方針に規定する運行管理体制の確保のためには運行管理責任者の常駐が必要となる。しかし、過疎地での市町村運営バスの受託者は都市部に存在し、運転者を派遣している状況にあり、運行の拠点となる過疎地に運行管理責任者の常駐を義務化することは、運行実態及び費用対効果の面から過疎地での公共交通の確保の支障となっている。</p> <p>このようなことから、過疎地で運行する市町村運営バスについては、地域の特殊性、地域交通の確保及び運行実態から、処理方針に規定する運行管理体制の確保について、「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」と同様の弾力的な運用が必要となる。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

37	まちづくり	交通施策(自家用有償旅客運送、過疎地有償運送)	自治事務	道路運送法	交通施策(自家用有償旅客運送、過疎地有償運送) 市の領域における人々の移動に関し、交通過疎地の有無について国、県が判断するものではなく、市が交通計画に基づき全ての人々の移動手段を計画的に確保するものであるため、市が地域の事業者を含めた協議会の中で判断できるようにすること。
38	まちづくり	農業振興地域の解除	法定受託事務	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	産業振興を目指す自治体にとって、新規の企業誘致は大きな課題である。 そして、企業からの土地要望は、広大な面積を求めるものが多いが、広大な面積となると、どうしても農業振興地域に場所を求めざるを得ない現状がある。 しかし、農業振興地域においては、その解除が必要であり、企業からの要望に迅速に対応できず、結果的に企業の進出が損なわれてしまう。
39	まちづくり	担い手への集積に伴う離農跡地の開田について	自治事務	S44.210「新規開田の抑制について」 S45.2.19「新規開田の抑制について」 S51.1.9「開田抑制措置について」 S51.5.10「開田抑制措置の周知徹底について」 の各通達	担い手の離農跡地整理に係る新規開田規制の緩和 国の農業施策である「品目横断的経営安定対策」は、その事業目的・手段等から結果として、農地の集積及び農業者の規模拡大を促進することとなるが、このことは、一方で多くの離農者及び離農跡地を生み出す可能性を有している。 実際に離農が生じた場合、一般的には、周囲の担い手が当該跡地を引き受けることとなることが多い。 本来、規模拡大の効率性を追及する観点からは、跡地に残る古い住宅等を撤去し、周囲の畑や温床畑とともに田に転換(整形されたほ場の整備)することが必要であり、求められるところであるが、現状においては、これら跡地における開田整備については、農林水産省の通達により新規開田の規制対象となっている。 また、開田整備に併せて、担い手所有の納屋の拡張や温床畑の拡大等を行うことが経営効率を高めることになるものであるが、前段の開田整備が行えないため実際にはメリットが生じず、規模拡大の意義さえ薄らいでいる。 現下の厳しい農業情勢等に鑑みた場合、事業効率の向上やコスト削減等の追求は当然であり、農地の集積及び規模拡大等にあつて、離農跡地の適正整理は必須かつ不可欠と考えられる。 これらのことから、担い手の離農跡地整理に係る新規開田は、これを規制から除外すべきと考える。 (現在、規制の対象となっている開田は、国の施策に付随し生ずるものであることから一般的規制要件とは一線を画すべきと考える、また、面積増については、温床畑の拡大や倉庫の拡張等による転用面積で相殺され、無制限に増加することはあり得ない)。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

40	まちづくり	国有地の土地の無償使用に係る施設の制限	自治事務	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令	国有地の土地を無償で使用する場合、施設の用途に制限がある。地域のまちづくりを総合的に判断した結果、必要と考える施設であれば、設置、建設可能とすべきである。
41	教育	教育委員会の設置	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	教育委員会について 近年、教育委員会については、合議制による責任の曖昧さや教育現場において実情に即した迅速かつ柔軟な取組み等について多くの指摘や議論がなされている。 従って、多くの課題を抱えて教育行政をすすめる中で、教育委員会のあり方、教育委員会と首長との責任分担等について市町村の自主性を尊重し、地域にあった教育行政が推進されるよう法整備を図るべきと考える。
42	教育	教育委員会必置規制	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	【教育委員会必置規制】 教育委員会単独では解決できない問題が増加するなか、真に住民の代表たる市長が教育行政を市行政の総合戦略の一環としてとらえあらゆる組織や人材を総動員して諸問題の解決に立ち向かうことが求められているが、現状では教育委員会の設置が義務付けられており、市長が責任を持ってリーダーシップを発揮することができなくなっている。
43	教育	教育委員会所管業務にかかる市長部局による執行にかかる規制緩和について	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条、第24条 社会教育法 第3条、第5条、第7条、第8条 図書館法 第13条、第15条 スポーツ振興法 第19条	教育委員会所管業務にかかる市長部局による執行に係る規制緩和について 現在、公民館・図書館等における社会教育にかかる業務については、関係法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等)の規定により、市町村教育委員会の業務として位置付けられ、市長部局では必要な資料の提供その他の協力のみにとどめられている。 しかし、読書活動の推進などを通じた子育て支援策の展開、地域活動などの拠点として公民館に求められる役割の増加、三世代交流としての社会教育の充実やスポーツを通じた健康対策など、生まれてから死ぬまでの間の生涯的な市民の行政ニーズに対して一般行政の施策と絡めて行うことが重要であり、必ずしも教育委員会の所管のみにとどまらないケースが生じている。 このことから、市長部局に組織を設置し業務をすることを進めているが、執行にあたって上記の法的規制により両者の規制をクリアしなければならないなど、事務執行上支障が出るのが懸念されている。 このことから、関係法令による規制を緩和し、市長の裁量により適用できる範囲の拡大を求めるものである。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

44	教育	教育委員会の組織に関する規制	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第3条	教育委員会の組織に関する規制 教育委員会の組織については法に定められ、全国一律のものとなっている。 しかし自治体間で様々な状況がある中、それぞれの状況をふまえた組織となるよう、委員の数や任期等について、各自治体が選択できるよう弾力化すべきである。
45	教育	発達障害者支援法に基づく義務教育教員配置等	自治事務	発達障害者支援法、義務教育費国庫負担法等	国は、平成16年に発達障害者支援法を制定し、発達障害者(児)に対する発達支援が国及び地方公共団体の責務とされています。 しかし、義務教育現場では、国による特段の教員配置等がないため、支援の必要性や緊急性に応じられない状況です。 そこで、本市では、市単独事業として、嘱託教員を雇用し、学校現場へ配置し、当該児童生徒の支援に当たるとともに、保護者の安心の確保や関係教員のサポート体制を構築しています。 学校教育における発達障害者への支援を適正に確保するためには、国の責務として、適正な教員配置制度の確立が必要です。
46	教育	学校・学級再編事務等	法定受託事務	学校教育法75条(特殊学級)、義務標準法第5条(学級編成についての都道府県教育委員会の同意)、学校教育法施行規則第17条、第55条	小中学校における養護学級について、本市では父兄が希望すれば地元の学校に養護学級を設け、教師1人対児童生徒1人の教育を行っており、これを断ることはできないと聞いている。もし、全国がこのとおりとすれば、どれだけ国費、県費を特定の人のために使っているか計り知れない。また、市町村ではそれに相応する教室を設け、維持費を負担しなければならない。国や県でルールを確立し、指定校を設けて養護の必要な児童生徒を相当人数で教育すべきではないか。(自宅からはスクールバスで送迎することも可) 複式学級や児童生徒数の少ない学校の統廃合につき、国や県が明確に指針を示すべきで、地方にだけ責任を転嫁するような現行のあり方を早急に是正すべきと思う。
47	教育	埋蔵文化財 発掘調査を要する適用基準	法定受託事務	文化財保護法第93条・第94条・第96条・第97条 九州地区埋蔵文化財発掘調査基準	公共事業を行う際、一定の基準に従い、埋蔵文化財の発掘調査を行わなければならないが、一律的な規制は公共事業の遅滞を招く上、財政的な負担もかかる。適用基準を最小限に留め、計画内容や地方公共団体の実情を勘案し、地方公共団体の判断に委ねることとしていただきたい。
48	教育	埋蔵文化財包蔵地域における開発事業者に対する発掘調査の費用負担についての法令上の明示	自治事務	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届け受理及び開発を行う事業者への発掘調査指示の権限の付与並びに発掘調査の費用負担を求めるに当たっての法令上の明示(国との関係) ・開発事業者に対する記録保存のための発掘調査の指示に関する事務権限が指定都市に移譲されたが、発掘調査の費用負担について、原因者負担を求める際に、規定が整備されていないため窓口での対応に苦慮している。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

49	災害 その他	市長が行なう公営企業管理者の権限の副市長への委任	自治事務	地方公営企業法第7条及び 地方自治法第152条	<p>現在、地方公共団体においては、その規模、その所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、また、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が広がっていることから、組織運営面における自主性・自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>また、第28次地方制度調査会答申において、地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、収入役を廃止し、現行の助役制度を見直すことが適当とされたことを受け、法制度化を図っているところである。</p> <p>しかしながら、市長が行なう管理者の権限を副市長へ委任することについては、地方公営企業法や地方自治法によって、委任できないといった状況がある。</p> <p>そこで、地方公共団体の組織運営面における一層の自主性・自立性に向けて、制度改正への一層の取組が必要と思われる。</p>
50	災害 その他	定年による退職特例(定年延長)に係る基準の緩和	自治事務	地方公務員法第28条の3	<p>定年による退職特例(定年延長)に係る基準の緩和</p> <p>・退職特例の基準は、地公法により「職務の特殊性」及び「職務の遂行上の特別の事情」から「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」場合と厳格に規定されている。</p> <p>・本市では、今後の大量退職を間近に控え、部・課長の人材育成が間に合わない状況にある。</p> <p>・このため、行政力の維持を目的として、外部から人材を登用するほか、優秀な部・課長については退職特例の適用を検討している。</p> <p>・全般的な行政力維持を目的とした退職特例の適用、あるいは現行法上認められていない定年延長職員の転任を含め、退職特例基準の緩和が必要である。</p>
51	災害 その他	指定管理者派遣事業 公益法人等への職員の派遣	自治事務	地方自治法第244条の2 (公の施設の設置、管理及び廃止) 市公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する条例 市公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する規則 公益法人等への一般職の地方公務員 の派遣等に関する法律第2条第1項	<p>本市では、公の施設に指定管理者制度を積極的に導入しているが、指定管理の対象となる施設には科学館、図書館等、運営にあたり専門的知識を要するものもあり、これまで蓄積した知識や資格を保有する職員を派遣することにより、行政サービスの向上やコスト削減につながることも考えられる。</p> <p>職員を公益法人等の外部団体に派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき実施することができるが、派遣先団体はこの法律に定められた要件を満たす団体に限定されている。このため、公の施設の指定管理者への派遣はほとんど認められない状況である。</p>

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

52	災害 その他	固定資産評価員の必置規制	自治事務	地方税法第404条	固定資産評価員の必置規制の見直しを要望する。 固定資産の評価に際しては、市町村に「固定資産評価員」を設置することが地方税法に定められているが、設置目的どおりに制度が機能しているとは考えがたい。実際の事務は市町村職員が行っているのが現状であり、また、土地に関しては標準地の価格決定に不動産鑑定士による第三者評価の手法がとられている現状を鑑み、固定資産評価員を設置する必要性が薄れてきている。事務の簡素化のためにも、地方税法の見直しを望む。
53	災害 その他	地方債の借入期限	自治事務	財政融資資金の管理及び運用の 手続に関する規則 第 28条	地方自治法上は事業における明許繰越後の事故繰越が認められており、その財源措置として、補助金は翌々年度末まで繰り越しできている。 しかし、地方債においては、政府資金が充てられている場合、許可年度の翌年度末までの借り入れしか認められていない。そのため、事故繰越した事業には財源が伴わないこととなり、財政運営に支障をきたす。
54	災害 その他	下水道事業債の借換え制度 の緩和	自治事務		下水道事業債の利率については、高い利率の時期に借り入れた資金残高から生じる利子負担が下水道事業経営を大きく圧迫しています。また、現在認められている地方債の借換え要件が「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」となっており、非常に厳しいため、公債費負担が地方財政を圧迫しています。借り換え制度の緩和は少しは図られていますが、より一層の対象要件の緩和と資金枠の拡大が必要と考えます。
55	災害 その他	戸籍事務(死亡の届出関係)	法定受託事務	戸籍法第87条	〔戸籍事務(死亡の届出関係)〕 死亡届の届出人については、戸籍法第87条に規定されているが、独居老人が死亡した場合、届出資格者の範囲に該当者がいない、あるいは、届出人になることを拒否される事例がある。 こうした時には届出資格者以外からの申出に基づき、管轄法務局長に死亡の職権記載をするための許可申請を行うこととなり、かなりの時間と労力を要することになる。 死亡届の円滑な処理のため、届出資格者の範囲の拡大(福祉事務所長、民生委員等)を希望する。

1 - 1 . 義務付け・枠付け [国との事例]

56	災害 その他	外国人の居住実態調査権限等	法定受託事務	外国人登録法第4条の2、第15条、第15条の2 閉鎖登録原票等の回収について(通知)[平成18年4月18日付け法務省管登第5648号法務省入国管理局登録管理官名通知]	外国人の居住実態調査権限等 ・外国人登録法第15条の2により、申請の内容について事実を疑うに足りる相当な理由がある時は、職員に事実の調査をさせることができる、と規定されている。しかし、その場合も登録後は、当該外国人に出頭を求めることはできても、居住の実態を調査することまではできない。このため、不自然な外国人登録申請があっても、実態を調査することはできず、結果、外国人登録法にいう「在留外国人の居住関係及び身分関係を明確」にすることができない場合がある。 ・外国人登録法第4条の2により、市町村における「登録原票の管理」が規定されているにもかかわらず、出国した外国人の外国人登録原票については、3年間市区町村で保管した後、入国管理局からの通達により、入国管理局が回収している。 ・外国人登録法第15条により、申請、登録証明書の受領若しくは提出は本人の出頭が義務づけられており、代理に行うことができるのは同居の家族等に限定されている。このため、疾病等により来庁できない単身者などは、例えば登録更新を実質的には行えず、結果、外国人登録証に正しい情報が反映されていない状態が続くこととなる。 ・外国人登録事務に当たって、疑義が生じた場合等は市区町村では判断せず、すべからく入国管理局に問い合わせ、その判断・指示に従うこととなっている。 上記のことから、外国人登録事務は、平成12年度に「機関委任事務」から「法廷受託事務」へ変更となったが、当団体としての裁量の余地は極めて少なく、「機関委任事務」時代と殆ど変わっていないのが実態である。
----	-----------	---------------	--------	--	---

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
57	福祉	民生委員・児童委員推薦事務	自治事務	民生委員法第5条 民生委員・児童委員の選任について(昭和37年8月23日厚生省厚生事務次官通知)	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合、該当地区において候補者が内定しているにもかかわらず、推薦進達から委嘱状伝達までに数か月を要するため、民生委員・児童委員が長期間不在となる事例が見受けられる。民生委員・児童委員が不在となる期間中は、民生委員協議会内でその活動を代行しているものの、地域住民が福祉サービスを受けるうえで支障が生じている。 民生委員推薦会が推薦してから、地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会が審査を終了するまでに概ね2週間から1か月を要しており、事務処理の簡素化等による処理期間の短縮が望まれる。
58	福祉	認知症対応型共同生活介護の整備におけるユニット数の制限	自治事務	介護保険法第78条の2及び3 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号他)	〔認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)の整備におけるユニット数の制限について〕 認知症対応型グループホームについては、介護保険制度改正により、市町村が指定権限を有する地域密着型サービスに位置付けられたところである。 しかしながら、県においては、グループホームの整備にあたり、ユニット数を制限し、同一法人が同一敷地内に整備する場合であっても1ユニット(定員9名)の整備しか認めていない。指定権限が市町村に移譲されたのであるからユニット数についても市町村の判断に任せるべきであると考えらる。
59	福祉	特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)の設置認可等に関する事務	自治事務	児童福祉法第35条第4項、第7項、第46条、第58条、第59条、同法施行令第18条の3、地方自治法施行令第174条の26、第174条の49の2	児童福祉法の規定による母子生活支援や児童保育等の責務は、市町村にあります。特定児童福祉施設の設置については、都道府県の許可が必要となっています。 そこで、改善されることにより、責任の所在が明確になり、より適切な児童福祉行政の展開を図ることが可能となります。また、事務処理の迅速化が図られ、市民サービスの向上となるものです。
60	福祉	児童相談所業務	法定受託事務	児童福祉法第59条の4第1項	嫌がらせのように手続きが遅れたり、研修を過度に義務づけたりするケースが見受けられる。

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

61	福祉	国民健康保険事業	自治事務	国民健康保険法第12条、国民健康保険法施行令第6条	国民健康保険の一部負担の引き下げ等に関する知事との協議(県との関係) ・国民健康保険法では、次の項目を条例に規定する場合、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとされている。条例の制定は市町村自身の責任と方針に任されるものであり、市町村がそれぞれの特長性を考慮して事業運営にあたるべきである。 【協議事項】 一部負担金割合を引き下げること。 保険料の料率を定めること。 出産育児一時金等その他の保険給付の種類及び内容を定めること。
62	福祉	市立病院設置事業	自治事務	医療法第30条の30	医療圏における基準病床数
63	環境	森林の保全・農山村の保全と整備・文化振興 など	自治事務	国土利用計画法・森林法・山村振興法・博物館法・文化財保護法 など	<p>市における「水と森のふるさとづくり」に向けた体制の整備について 今般策定の「第1次 市総合計画」においては、「水と森のふるさと」を実現するため、様々な取り組みを行う予定である。しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全と整備 ・農山村環境の保全と整備 <p>などの、伝統文化の源である「水と森のふるさと」づくりに必要な多くの権限のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法による土地利用基本計画の策定 ・ " 規制区域の指定 ・ " 土地の権利移転の許可 ・森林法による地域森林計画の策定 ・ " 開発行為の許可 ・山村振興法による山村振興計画の策定 ・ " 保全事業計画の認定 <p>などについては、都道府県知事の権限である。各地域特性による全市の調和と一体的な整備は、市町村にしか担えないことから、国や都道府県の義務付けを外すとともに、これら事務量に見合った税源移譲を求める。</p> <p>また、文化振興や文化財、伝統的建造物群の保存整備などについては、教育委員会の事務として規定されているが、観光振興や町並み景観と密接に結びつく案件であり、当市では教育委員会からの補助執行という形で、市長部局が事務を行っている。今後も、市長のトップマネジメントの充実と、事務の一体的推進の観点から、文化財保護法や博物館法の規定を見直し、市長部局での事務執行が可能となる法改正も、合わせて求めるものである。</p>

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

64	環境	納骨堂の廃止許可	自治事務	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	納骨堂の廃止許可基準の緩和 (墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項) ・市が経営する納骨堂の廃止許可申請について、県は「市の直営が最も安定した状態」との理由で、事実上管理している地元の納骨堂管理組合に市長が新たに許可を与えることを前提とした廃止許可は行わない方針である。 ・納骨堂管理組合への許可はこれまでも例があり、県の廃止許可基準により市長の許可権限が制約されている。 県の事務処理の特例に関する条例により、墓地等の新設の許可権限は市町村に移譲されているが、市町村等が墓地を経営する場合の許可(廃止を含む)については、県知事権限となっている。
65	産業	中小企業融資制度資金	自治事務	県中小企業融資保証料補給金交付要綱	中小企業に対する県制度資金があり、中小企業が制度資金を利用するに当たっては、保証協会の保証が必要である。 この保証料についても、県には保証料補給制度があり、当該中小企業の負担の軽減がなされているが、当該中小企業が保証料の補給を受けるには、当該中小企業の存する市町村が県と同額の負担について同意することが条件となっている。 県の制度であるにもかかわらず、県と同額の負担を市町村に条件づけることは、財政状況が厳しい中で、市町村にとって負担が大きい。 少なくとも、県と同額との条件ではなく、負担割合については、市町村の実情に、市町村の判断に任せるべきである。
66	産業	採石業・砂利採取業に関する事務等	法定受託事務	採石法・砂利採取法等	嫌がらせのように手続きが遅れたり、研修を過度に義務づけたりするケースが見受けられる。
67	産業	砂利採取		砂利採取法	海砂利採取に際しての許認可権限は都道府県にあり、実際、影響を受ける市町村は参考意見のみとなっており、市町村における漁業振興や環境保全などに大きな影響を与えている。
68	まちづくり	区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)の見直し	自治事務	都市計画法第7条	区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の見直し 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の見直しに当たって、人口フレームの無いまちは、一律、住居系での市街化区域の拡大は認められない状況にあります。 当市の場合、市街化区域に囲まれた状態にある市街化調整区域を市街化区域に編入しようとした場合、住居系の用途が認められず有効な土地利用が図れません。そのため、人口フレーム形式にとらわれず、地域の実情にあった見直しができるシステムの構築が必要。

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

69	まちづくり	市町村の都市計画の決定に関する事務	自治事務	都市計画法第19条第3項	<p>【市町村の都市計画の決定に関する事務】</p> <p>市町村の定める都市計画については、広域的な調整や都道府県が定める都市計画との整合を図る観点から、その決定や変更にあたっては都道府県知事の同意が必要とされており、この協議に相当の期間を要している。</p> <p>市町村の都市計画は市町村都市計画マスタープランに基づき決定されるが、同マスタープランは国土利用計画や県都市計画マスタープランなど上位計画と整合を図って策定されており、上記の同意に関する事務は簡略化・迅速化することが可能ではないか。</p>
70	まちづくり	国土利用計画法第27条の2の県知事が行う助言	自治事務・法定受託事務	国土利用計画法第27条の2の県知事が行う助言	<p>国土利用計画法第5章においては、土地売買等の契約をした者は、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることになっており、都道府県知事は、土地利用基本計画その他公表されている土地利用に関する計画に反する場合には勧告(第24条第1項)を、土地利用に関する計画のうち公表されているものに適合しない場合、周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な場合には助言(第27条の2)を行うことができることになっている。</p> <p>当市において、地元信者がほとんどいない宗教法人が大規模教会を建設するため土地取得を行った際、市長意見として、市が誘導し工場集積を進めている工場団地及び近隣の工業地域に5千㎡を超える工業目的以外の利用であり、それも市外の人が利用することは市の施策に合致せず、市土の有効な利用でないことを県知事に提出したが、勧告はともかく助言もされず、県担当課長の留意文が通知されただけであった。</p> <p>教会建設といった個別案件は、用途地域指定、土地利用計画(公表の有無に関わらず)での規制、誘導は不可能であることから、市の土地利用に関する意見が届出者に的確に伝わるよう、県知事による助言に反映させることを望む。</p> <p>市を経由し、意見を付したにも関わらず、県知事の助言(行政指導)がないことで、お墨付きを与えたととられ、開発行為許可(現在、県知事の事務処理の特例により市に認可権限あり)など協議に支障が生じた。</p>
71	教育	市立小・中学校教職員人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立小・中学校学級編制基準及び教職員定数の標準に関する法律 第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画	<p>【市立小・中学校教職員の人事権】</p> <p>地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。</p>

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

72	教育	教職員の人事異動			小中学校においては、新学期が4月より開始されるが、児童生徒数の確定基準日が5月1日となっているため配置基準のボーダーラインにある場合、新学期が開始された後に児童生徒等に大きな負担を与える恐れがある。(児童生徒に有利な形での取り扱いを。)
73	教育	非常勤講師の任命に関する届出	自治事務	教育職員免許法 第3条の2	教育職員免許法第3条の2による非常勤講師の任命に関する届出 小・中学校などにおいて、教員免許をもたない、特別な知識や技能を有する社会人を指導者として招へいし、学習の充実を図るための特別非常勤講師制度がある。この特別非常勤講師を、任命、雇用する場合は、あらかじめ、教員免許の授与権者である県教委へ届け出なければならないことになっているが、必要性は感じられない。
74	教育	公立義務教育諸学校における学校事務職員の定数	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第9条第4号	公立義務教育諸学校における学校事務職員の定数 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」には、就学援助を受給している児童生徒数が一定以上の学校に学校事務職員を加配するという規定があり、本市には該当校が15校(H17実績)あるが、県から加配されていないため、該当校の事務負担が増大している。
75	教育	高等学校の進学区域	法定受託事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条 県立高等学校の進学区域に関する規則	“まちづくりは、人づくりから”という言葉があり、児童・生徒の学力向上のために各種施策等を講じているところでありますが、高校受験の際に「学区」という縛りがあり、高校進学を選択幅が狭くなるのが現実である。 実際のところ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年7月11日法律第104号)」により公立高等学校の通学区域に係る規定の削除があったところであり、今後における公立高等学校の通学区域の設定については、各教育委員会の判断に委ねることになっており、同内容の公文書は、平成13年8月29日付け文部科学事務次官通知による「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)」のとおりである。 しかしながら、本県においては、いまだに「学区」の縛りがあることを踏まえると、受験校選択の自由度に支障をきたすことになりかねない。 よって、「学区」の撤廃か、または、緩和が必要であると認識している。
76	災害その他	条例等の報告	自治事務	地方自治法第252条の17の11	自治法第二百五十二条の十七の十一の規定により、条例を制定し又は改廃したときは、県知事に報告しなければならないとされているが、実効性に疑問がある。

1 - 2 . 義務付け・枠付け [都道府県との事例]

77	災害 その他	条例の制定改廃の報告	自治事務	地方自治法第252条の17の11	条例の制定・改廃の報告について 地方自治法第252条の17の11により、市町村が条例を制定・改廃したときは、都道府県知事にこれを報告しなければならないとされているが、市町村の条例制定権を考えた場合、制定・改廃後の都道府県への報告は実質形骸化しているものと思われる。
78	災害 その他	条例の制定改廃の報告	自治事務	地方自治法第252条の17の11	条例の制定改廃の報告(地方自治法第252条の17の11)について 1 本条は、地方公共団体が条例を制定又は改廃した場合、都道府県知事に報告すべきことを定めた規定である。 本条による報告対象は、法第3条第3項の条例(地方公共団体の名称を変更する条例)を除く、あらゆる条例の制定・改廃が対象であり、各市町村は制定・改廃後、県へ報告しているが、これは、自己決定・自己責任を原則とする地方分権の趣旨を尊重しないものではないか。 2 市町村の事務について、都道府県知事が助言若しくは勧告をし、又は適正な事務処理のための情報を提供する場合がある場合は、市町村に対し必要な資料の提出を求めることができる(地方自治法第245条の4第1項)とする規定もあり、一律に報告を義務づけていることは疑問である。 3 条例の内容について市町村へ助言や勧告等を行うために現行制度の存続が必要であれば、その報告対象を限定してはどうか。(例として、法定外税条例、罰則規定のある条例、法令で定めた規制にさらに条例で規制を加重するもの、自治事務に係る条例など)
79	災害 その他	条例の制定改廃の報告	自治事務	地方自治法 第252条の17の11	地方自治法第252条の17の11の規定による条例の制定改廃の報告 条例公布時に県知事へ報告することとなっているが、市にとって報告事務は事務の負担であり、効率的な事務執行を阻害している。
80	災害 その他	内部組織の設置の届出	自治事務	地方自治法第158条	市長の直近下位の内部組織を設置した場合、地方自治法第158条の規定に基づき、その要旨等を県に届けなければならないが、地方公共団体の自主組織権は尊重されるべきである。
81	災害 その他	予算の送付、報告及び公表・ 条例制定改廃の報告	自治事務	地方自治法第219条、第252条の17の11	市の予算、条例の制定改廃についての知事への報告・届出 特に支障とまではいえないが、予算については、補助金に関する事務等で別途関連する部分のみの提示が必要とされるなど、県は報告を受けても事実上活用していない。また、条例については、既に成立した条例に対して技術的な助言や勧告を行うことは現実的ではない。事務処理の効率化から廃止すべき。

2 - 1 . 関与 [国との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
82	福祉	地域支援事業 特定高齢者介護予防事業の実施方法	自治事務	介護保険法第115条の38	<p>【地域支援事業・特定高齢者施策の実施方法を市町村の判断に任せることについて】</p> <p>介護保険制度の改正により、新たに地域支援事業が創設され、介護予防事業として特定高齢者施策及び一般高齢者施策が導入されたところである。</p> <p>しかしながら、特定高齢者の把握にあたっては、国が詳細な把握のプロセスを決定しており、実際に対象者の把握を行う市町村では、対象者の把握が極めて困難なことから、介護予防事業の実施が十分にできない状況となっている。</p> <p>地域支援事業の財源は、保険給付費の3%と上限を定めているので、特定高齢者の把握及び介護予防事業の実施については、この限度額の範囲のなかで市町村の判断に任せて自由な事業展開ができるよう改正すべきである。その結果、地域の特性に合った事業展開が可能となり、介護予防事業の量及び質が飛躍的に向上されるものと考えられる。</p>
83	福祉	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	自治事務	保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号 厚生省児童家庭局長通知)	<p>離乳食やアレルギーをもっている子ども等への給食についてはきめの細かい対応が必要であるため、児童福祉施設の最低設置基準第32条及び第33条の規定により保育所には調理室及び調理員の設置が義務付けられている。</p> <p>平成10年4月1日から調理業務の委託が認められているが、この場合にも自園の施設で調理させなければならないとの厚生省児童家庭局長通知(10.2.18)が出されている。</p> <p>このため、保育行政の効率化等を図るため、外部施設(学校給食センター)で調理し、それぞれの保育所へ搬入する方法をとることができない。</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

84	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料金の割引 ・NHK受信料の減免 ・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 	自治事務	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(H15.11.6厚生労働省障害保健福祉部長通知) ・障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について(H9.3.27厚生労働省障害保健福祉部長通知) ・日本放送協会放送受信料免除基準の一部改正について(H45.4.18厚生労働省社会・児童家庭局長通知) 	<p>【有料道路通行料金の割引】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。 <p>【NHK受信料の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。 <p>【自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の介助等を目的に自動車を使用する場合においては当該障害者と生計を一にする者又は常時介護する者が所有・運転する自動車の自動車税・自動車取得税についても減免の対象となる。 <p>その場合、障害者と減免対象車の所有者又は取得者の同居の有無については、公的証明(住民票など)、通勤・通学等の事実は通勤・通学先の証明を添付することにより、また、自動車使用の必要性については、減免申請時に直接口頭によりそれぞれ確認可能であるため、各課税主体において添付書面等の内容確認により減免手続きを行うこととし、福祉事務所長の生計同一に係る証明は不要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、常時介護の証明の要件について、幼児と障害者の世帯の場合は健常者が世帯内にいるとみなされ減免の対象とされていない。これは、常識的に説明しがたいことであり、窓口でも市職員が対応に苦慮しているところである。 <p>したがって、常時介護の要件については、当該世帯の実態に応じて減免措置が受けられるような柔軟性が必要と思われる。</p>
85	福祉	後期高齢者医療事務	自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 第48条	<p>後期高齢者医療制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治法上任意で設立される広域連合が法律で強制されている矛盾 ・広域連合の事務とした場合、本来その事務は、市町村が行わないはずだが、自治体側に財政負担・事務負担が発生
86	福祉	国民年金特別会計 業務勘定 業務取扱費 事務費市町村交付金	法定受託事務	国民年金法 同施行令等	<p>国民年金保険料強制徴収・差押えに伴う個人情報の提供について、社会保険庁は一過性の事務費交付金を理由に、所得情報を拡大して提供しよう地方に要請してきている。</p> <p>地方税法の法令上、国民年金法でいう世帯の所得情報については本人の申請に基づく場合であり、本人申請を伴わない場合、当然には提供できないものである。</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

87	環境	環境衛生指導員の資格	自治事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条	<p>事務事業の名称 環境衛生指導員の資格</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者や処理業者に対する立入検査について、立入検査や廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため都道府県知事等はその職員のうちから環境衛生指導員を命ずるものとしている。そして、環境衛生指導員の資格要件(学歴あるいは実務経験)を同法施行規則で決めている。</p> <p>しかし、人事異動等で資格要件該当者が存在しないケースも存在する、あるいは、補職名として環境衛生指導員を置いていない自治体も存在することから、この資格要件を緩和すべきである。</p>
88	まちづくり	都道府県の都市計画の決定	自治事務	都市計画法第18条・21条	<p>地方分権が言われている中で、都市計画の決定権が国から県へ、県から市町村へと移譲されたものの、依然として市町村決定にあっては県の同意、県決定にあっては国の同意が必要とされています。</p> <p>権限委譲といいつつも、実質的には従前と変わらない状況にあることから、これらの同意に要する時間と労力が多大であります。</p> <p>【事例】 市町村計画において、地区決定や火葬場などの特定施設の位置決定など市町村決定に都道府県の同意が必要であり、多大の時間と労力を要しています。</p> <p>【根拠法令】 都市計画法第19条第3項</p> <p>【見直し方針】 都市計画法の改正により市町村決定の都市計画においては、都道府県の同意要件を廃止し、報告案件若しくは意見聴取に改正することは出来ないでしょうか。</p>
89	まちづくり	都市計画法の開発許可不要の規定	自治事務	都市計画法第29条	<p>法で大枠のみ定め、地域の判断で条例等を定めることができるよう法律上明確に委任規定を設けるといった措置を講じるなど、地方分権に沿った法体系整備</p> <p>【事例】</p> <p>都市計画法第29条第3項における政令で、特別積み合せ貨物運送事業、いわゆる宅配便業者が都市計画区域内における開発行為が許可不要と規定されている。</p> <p>そのため、市のまちづくりの考え方にそぐわない、農地保全地域や、生活道路、通学道路に囲まれた地域への営業所設置といった事例が散見される。</p> <p>国が一律に基準を作成するのではなく、地域が地域の実情に応じて基準を作るべきものと考えます。</p>
90	まちづくり	市町村都市計画同意	自治事務	都市計画法第18条の2、19条	<p>市町村が定める都市計画、市町村決定の都市計画においては、都道府県知事の同意が必要とされており、同意に係る時間、労力が多大なものとなっています。報告事項とすべきと考えます。</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

91	まちづくり	基本計画の策定等	自治事務	都市計画法等	土地利用基本計画や、都市計画など地方公共団体が策定する各種基本計画についての国・県への協議(同意) 市が策定する各種基本計画を策定する場合、本来自治事務であるにもかかわらず、国土交通大臣等の協議、同意が必要とされているため、地方公共団体の自主性、自立性が阻害されているとともに、事前協議等に時間と労力を費やしている。
92	まちづくり	まちづくり交付金交付事務	自治事務	まちづくり交付金交付要綱	まちづくり交付金は、過去の交付金に比較すると事務手続きが簡素化されているとは思いますが、予算要望時等に数回にわたり膨大な資料を求められ、国・地方双方これに要する人員や経費の無駄を生じさせている。また、国から各種調査資料作成依頼が非常に多く、提出までの期間も短いことからこれに要する事務も煩雑となっている。 したがって、事務手続きの更なる簡素化が必要である。
93	まちづくり	道路管理者である指定都市が行った処分等に対する国土交通大臣の措置命令等の廃止	法定受託事務	道路法第75条	道路管理者である指定都市が行った処分等に関する国土交通大臣の措置命令等の廃止(国との関係) ・指定都市は、市内の市道、県道及び指定区間外の国道を管理しており、十分な管理能力、責任能力を有している。道路管理者が行った処分又は工事の法令違反については、本来、道路管理者が利用者に対して負うべき責務であり、地方自治法及び道路法において不服審査制度が確立されていることから廃止すべきである。
94	まちづくり	水道事業に関わる認可申請事務	自治事務	水道法	水道事業に関わる認可等の廃止(国との関係) ・水道事業は、自らの責任と判断に基づき、運営していくべきものであるが、大規模事業体は依然として事業の開始・変更等について、厚生労働大臣の認可等が必要である。近年、人口の増加などの軽微な変更等は、厚生労働大臣への届出となり、簡素化されているが、需要量、事業規模、事業手法等について国の認可が必要となるため、効率的な事務執行や独自の施策展開が制限されている。今後、さらなる規制緩和による届出対象の事項が増加することが想定され、水道事業における認可等の廃止が望まれる。
95	まちづくり	道路運送法第79条による市町村有償運送と第4条による廃止代替バスの運行形態及び手続き	自治事務	道路運送法	従来の例外許可に比べ柔軟性がなくなり、委託先の幅が狭くなったため、住民と自治体が地域交通を支えあうについて支障が生じている。また、地域公共交通会議という形で、見た目は手続き上の判断が委ねられたが、ここで運輸当局がダメといえれば否決になるなど、手続きが簡素化されていない。さらに、運行管理についても規制強化されたため、事務とコストの増につながる。 市町村界や県境を越える路線もあり、地域公共交通会議を県で一本化することで調整を円滑化することも必要。

2 - 1 . 関与 [国との事例]

96	まちづくり	離島振興法に基づく離島対策実施地域の指定	自治事務	離島振興法第2条・第3条、離島振興基本方針	<p>離島振興法では、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、離島の振興のための特別の処置を講じることに よって、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることとしています。また、離島振興法の指定は、国土審議会の意見を聴いて指定するとしています。</p> <p>県には、近畿の水瓶である 湖をかかえています。また、本市には、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ有人島である「 島」があります。</p> <p>島は、漁業と農業を基幹産業としていますが、鯉ヘルペスの流行、鮎の冷水病、ブラックバスなどの外来種の異常繁殖による 湖の固有種の著しい減少など漁業に多大の影響を与えています。</p> <p>これらの影響から漁業が衰退し、漁業離れによる人口の流失と高齢化が著しい地域でもあります。</p> <p>このような問題を解決する手法として、 湖における漁業振興などの基幹産業の振興、高齢者対策、生活環境の整備、医療の確保などを図るために、時限立法である離島振興法に基づく離島振興対策実施地域としての指定が必要であります。</p> <p>【根拠法令】 離島振興法第2条、第3条 離島振興基本方針</p> <p>【見直し方針】 外洋に属する離島のみならず本土の淡水湖に存する有人島を対象に追加すると共に、島内の少ない土地を有効に活用するために各種制度に基づく効率的な施設整備と弾力的な運営を行えるような規制緩和をお願いします。</p>
----	-------	----------------------	------	-----------------------	--

2 - 1 . 関与 [国との事例]

97	まちづくり	農地転用許可権限	法定受託事務	農地法第4条・第5条 農地法施行令第1条の7	<p>【農地の転用における国への協議の廃止】</p> <p>従来、農地転用に関する権限は、2haまでの農地転用許可権限を都道府県知事の権限（機関委任事務）とし、それを超える許可は農林水産大臣の権限としていた。地方分権推進委員会の第2次勧告を受け、2ha超4ha以下は法定受託事務として都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられている。また、4ha超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。</p> <p>現在、都道府県の一部には、2ha以下の農地転用（都道府県の自治事務）を地方自治法第252条の17の2事務処理の特例条例により、市に対して権限の移譲を行うものが見られる。このことは、地域の特色を生かしたまちづくりを進める観点から、土地利用に関する権限は、できるだけ市町村に移譲されるべきとの考えに基づくものと考えられる。</p> <p>現状は、国の事務としつつ、転用規模の大小により都道府県、市がそれぞれ事務受託しているが、当該事務の受け皿としての農業委員会制度を含めて、役割と責任の明確化が求められる分野である。</p> <p>国土の骨格を形成するような計画を除き、土地利用に関する権限はできるだけ基礎的自治体にゆだねられる必要がある。地域の土地利用の一貫性ということを重視すれば、転用規模の大小に関わらず市の事務とし、広域の見地からの調整が必要な場合に、市の求めに応じて都道府県が関与するという方式を採るべきである。「多重行政」による責任所在の不明確化を避けるためにも国との協議の義務づけは廃止する必要がある。</p>
98	まちづくり	農地転用許可業務	自治事務	農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条	<p>農地の転用にあたっては、2ha超4ha以下は国への協議が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、国の関与の必要性は低い。</p> <p>したがって、2ha超4ha以下の場合には国への協議を不必要とすべきである。</p>
99	まちづくり	企業誘致に関する土地利用の規制	自治事務	農地法・農地法施行令・農地法施行規則	<p>土地の造成を目的とした農地転用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化策として、積極的に企業誘致を進める方針であるが、現下の厳しい財政事情では、市の経費負担による土地の造成は困難である。 ・そこで、民間企業の資金力を活用した工場団地の造成を考えているが、農地法は市街化調整区域内の農地転用について民間企業による造成目的の転用は認めていない。 ・持続的な財政構造とするためには、企業誘致による自主財源の涵養は不可欠であり、民間において適正な土地利用が担保される場合には、民間企業が事業主体となった土地の造成を認めてもらいたい。

2 - 1 . 関与 [国との事例]

100	まちづくり	農業振興地域整備計画同意	自治事務	農地振興地域の整備に関する法律第8条、農地法第4条	地域の実情にあった土地利用を図るための農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の策定及び変更についての都道府県知事の同意手続きと農地転用許可事務では、実際には同じような審査等が行われており、どちらかに簡素化すべきと考えます。
101	教育	教育委員会	法定受託事務	地方自治法第180条の5	教育委員会の設置について 地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体は教育委員会を設置しなければならないとなっているが、教育委員会の設置のあり方については、国の示す方針に従う縦割りの集中的関与型となっており、教育委員会は合議制のため、責任の所在や迅速な意思決定が出来ないなどの問題もあることから、教育委員会の設置については地方公共団体の選択とする。
102	教育	教育委員会への国の関与	自治事務		教育委員会への国の関与 現在、教育再生会議、中央教育審議会での議論を経て、文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与が提案されている。 しかしながら、このような国の教育委員会に対する関与の強化は、地方分権を後退させるものであり、教育の再生には教育委員会が文部科学省ではなく児童生徒等現場に目を向け、責任を果たしていくことこそが必要であり、このような地方の視点に立った検討を求めるものである。
103	教育	文部科学相への是正指示権の付与			地方分権時代においては、総合行政を担う市長の教育行政における存在や役割・責任を高め、学校・家庭・地域が一体となって、市民の意見を的確に反映した教育行政ができることが肝心であり、各地域に当事者意識と責任を持たす方向での制度改革が求められる。 こうした中、先の中央教育審議会による「地方教育行政法」の答申における「文部科学相への是正指示権の付与」等は、国の教育委員会に対する関与を強化する内容と考える。

2 - 1 . 関与 [国との事例]

104	教育	(幼稚園認可における)幼稚園設置基準	自治事務	<p>就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行について(通知) 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行に際しての留意事項について(通知) 幼稚園設置基準附則第3項、第4項、第5項、第6項</p>	<p>就学前の児童の保育を行うために幼稚園や保育所を設置していますが、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管であるため施設の共用化、保育料(授業料)、保育時間、保育内容等で、一元化や幼稚園と保育所の連携など地域の実態に合わせた効率的な施設管理、運営管理の支障となっています。 幼稚園・保育所の共有化等については一定の指針が出され、制度的には、「認定子ども園」などの制度が制定されてきていますが、地方の特性や地域の実状にあった弾力的な運用を行うための決定権がなく、地方の特性にあった就学前教育を充実させるために地方に裁量権を委ねることは不可能でしょうか。 【実例】 地域によっては、少子高齢と核家族化の進展に伴い保育所の待機児童が発生しています。一方では、地域的に幼稚園の定員割れが発生している状況があります。 本市では、地域の実状と保護者のニーズにあわせた就学前の保育環境の構築に取り組んでいますが、指導者の資格要件や児童の保育要件、省庁により施設の設置基準の相違などの課題があり、地域の実状にあわせた弾力的な運営に支障をきたしています。 【根拠法令等】 学校教育法第77条、児童福祉法第39条 【見直し方針】 幼稚園、保育所の施設管理、運用面において、特区の認定を受けるのではなく地域の実態にあわせた弾力的な運用が可能となるような制度の構築と管理運営の権限の移譲と各種基準の規制緩和が急務であります。 また、施設の共用や人事交流等において効率的な運用を図るために各省庁の枠組み規制の緩和による弾力運用のための裁量権を市町村に委ねることは出来ないでしょうか。</p>
105	教育	国庫補助金により公有化した国史跡指定地の整備・活用について	自治事務	史跡等購入費国庫補助要綱	<p>文化財関係の国の補助金を得て歴史的な城跡等を購入した際、他目的活用をほとんど認めない状態では、地域住民から不信感を強くされている。跡地を公園化したり、市民が親しみを持って訪れることのできる整備であれば、市町を信頼して活用を委せるべきではないか。</p>
106	教育	埋蔵文化財 史跡・名勝天然記念物の現状変更許可	法定受託事務	文化財保護法第125条 特別名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更の許可申請等に関する規則	<p>国の史跡内に便益施設を設置する場合「特別史跡名勝天然記念物または史跡、名勝天然記念物の現状変更許可申請」を県教育委員会に提出する。県教育委員会は協議書を付して文化庁に進達することとなっているが、県教育委員会から文化庁への進達は数日だが文化庁での許可決裁に時間がかかりすぎる。軽微な現状変更は、都道府県または市の教育委員会で許可ができるため、軽微な現状変更と規定される要件の緩和が必要である。</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

107	災害 その他	行財政改革	自治事務	地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の作成について(総務事務次官通知)	総務省は平成17年3月末に地方行革の推進を求める指針を出した。その中で17年度を起点とし、おおむね21年度までの取り組みを具体的に明示した「集中改革プラン」の策定と公表や5年後に一律4.6%超の定員削減目標を設定するよう求めてきた。 もとより行政改革は、国に言われるまでもなく、それぞれの自治体が自らの判断で実施すべき事柄であり、当団体としては、定員管理においては単に数値目標を設定するのではなく、変化する社会情勢と行政ニーズを勘案しながら、不断の見直しを図ることが肝要であり、その結果として数値が表れるものであると考えている。 そもそも地方分権改革は、地域住民と自治体が地域の実情に応じた適切な施策が自主的に決定、実行されるものでなければならない。このような国の関与は、地方分権改革に逆行するものである。
108	災害 その他	「頑張る地方応援プログラム」	自治事務	地方交付税法(現段階では法制化されていない。)	地方交付税における「頑張る地方応援プログラム」について 平成19年度から導入となる「頑張る地方応援プログラム」は、成果指標(事業所数や出生率等)をもとに「頑張りの成果」を地方交付税の算定に反映させることになるが、「頑張りの成果」は地域住民が判断することであり、一律の指標で判断することは適当ではない。 また、地方交付税は、地方自治体の財源均衡と財源保障を図るものであり、「頑張る地方応援プログラム」は、自治体間の格差を増大させることにつながると憂慮される。
109	災害 その他	法定外税の新設・変更に係る協議	自治事務	地方税法669条、731条	法定外税の新設・変更に係る総務大臣への協議・同意が必要であるが、それを不要とすべきと考える。
110	災害 その他	国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分	自治事務		国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行う場合、補助金適正化法等で遡り規定や転用の用途限定の規定があることや、処分に相当期間を要するため、施設の有効活用を阻害しているとともに、老朽施設の放置につながっています。要件の緩和が必要と考えます。

2 - 1 . 関与 [国との事例]

111	災害 その他	事業全般		補助金等に係る予算の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条	<p>国庫補助金を受けて整備した施設の転用や廃止などを行うに際し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律で転用の用途制限許可に相当の期間を要するため、施設の有効活用を阻害している状況にあります。</p> <p>また、施設の処分手続きに相当の期間を必要としているため、処分施設の放置による老朽化が進み地域住民への危険性が発生する可能性があります。</p> <p>【事 例】 施設の移転新築に伴う旧施設の一部を使用用途の転用許可に時間を要したため、施設の老朽化を加速させ転用後、施設の修繕に予想外の経費を要したことがあります。</p> <p>施設の移転新築に伴い旧施設の用途廃止(処分)に伴う許可を得るのに時間を要したため、施設の老朽化がより一層進み、老朽化施設の放置による地域住民への危険性の増大と地域防犯上の問題が発生する可能性があります。</p> <p>【根拠法令】 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条</p> <p>【見直し方針】 実態に合わせた処分期限の短縮や処分申請から許可までの期間短縮を行うと共に、転用に係る用途制限の緩和を図ることが出来ないでしょうか</p>
112	災害 その他	事業全般		公営企業借換え債の取扱いについて(総務省通達)、財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について	<p>現行の地方債の借換え要件については、「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」、「合併新法に基づく更なる市町村合併」、「行政改革推進法に基づく地方財政の健全化、徹底した総人件費の削減を盛り込んだ財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し行政改革・経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業」などの条件設定がなされていますが、市町村合併の出来ていない市町村では行政改革・経営改革に努めているものの厳しい財政運営を強いられている現状の中で、公債費の増加につながっています。</p> <p>高金利時代の地方債の借換え要件のより一層の規制緩和が出来ないでしょうか</p> <p>【根拠法令等】 公営企業借換え債の取扱いについて(総務省通知)、財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について</p> <p>【見直し方針】 高金利時代の公債費の負担は大きく、公債費の負担の軽減を図るため、地方債の借換え要件の緩和が出来ないでしょうか</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

113	災害 その他	債務保証範囲の拡大	自治事務	地方自治法及び地方財政法	<p>債務保証範囲の拡大要望</p> <p>新たな地方分権社会の到来を迎え、住民との協働のまちづくりの必要性が高まる中、これまでのように、住民の意見を施策に反映したり、住民に直接、行政活動に参加してもらうといった「協働」に止まらず、財政面での住民参加、地域企業の参加により、「真の協働」が必要になってくものと考え。</p> <p>したがって、これまでのような寄附や住民参加型地方債の発行に加えて、自治体の施策に対する住民や地域企業の投資が促されるよう、地方自治法や地方財政法などの改正により、土地開発公社に対してのみ認められている債務保証の範囲を拡大するなど、国の関与を縮小し、地方の自由度を高めていくべきと考え。</p>
114	災害 その他	住民基本台帳事務や戸籍事務にかかる要望	法定受託事務	民法772条	<p>全国連合戸籍事務協議会を通じて、毎年法務省に対し法改正や制度改正の要望事項を提出しているが、拒否されたり検討されるだけのものが多々見受けられる。</p> <p>昨今も離婚後300日問題(離婚後300日以内に生まれた子は、後夫の子でも否応なく全夫の戸籍に入籍することになる。後夫の戸籍に入れるためには、裁判を起こす必要があり、精神的・時間的・経済的負担を強いられる)がマスコミで取り上げられ、首相も法改正を検討するコメントを出したが、当該協議会では02年に要望していたものの法務省からは「応じられない」との回答を得ただけである。</p>
115	災害 その他	国からの新制度における照会関係	自治事務		<p>直接の国からの「関与」ではないが、地域再生基盤強化交付金(H 年月認定： 市「 の風景」水環境再生計画に基づくもの)で、現在下水道等事業の展開を図っているが、国の各機関からその関連の「調査もの」が多く、その対応に大変である。</p>
116	災害 その他	地方公共団体に対する補助的な事務依頼の廃止	自治事務	地方自治法第245条の2	<p>地方公共団体に対する補助的な事務依頼の廃止</p> <p>地方分権一括法の施行に伴い、国と普通地方公共団体が対等・協力の関係となったことにより、地方自治法第245条2の規定において、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与が法律又はこれに基づく政令によらなければ、出来ないと言われたが、現状は、地方分権一括法施行前と変わらず、資料提供が求められている。国、都道府県の資料提出の要求は、地方自治法第245条の2の規定どおり法律又はこれに基づく政令によらなければできないこととするべきである。</p>

2 - 1 . 関与 [国との事例]

117	災害 その他	窓口における法定受託事務	法定受託事務	戸籍法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	<p>窓口業務の自治事務化と、競争の導入による公共サービス改革推進法（市場化テスト法）の見直しについて</p> <p>市町村における窓口業務については、戸籍法などによる法定受託事務である。このため、市町村の裁量は入る余地はなく、国の関与のみで事務が遂行されるものである。</p> <p>昨年6月に施行された標記法律は、これらの法定受託事務の6業務（戸籍謄本や住民票等）について、公共サービスの向上とコスト削減を同時に実現する目的で、法律の特例により官民競争入札等による民間委託が可能となった。つまり、民間委託した場合、受託者は国から業務を孫受けしたことになる。このため、これら窓口6業務については、法定受託事務から外し、自治事務として市町村の責任の下、行ってはどうか。</p> <p>また、同法では、民間委託できる業務について、「交付の請求の受付およびその引渡し」しか規定していないため、窓口業務全体を民間委託できず、仮に民間委託した場合、偽装請負にも問われかねない状況である。</p> <p>このように、地方公共団体にとっては非常に使い勝手が悪い（使えない）法律であり、自治事務化のうえ、早急に業務全体の委託が可能となるべく、法律の改正を求めるものである。</p> <p>また、見直しに合わせて、窓口6業務以外についても、民間委託が可能な業務範囲を拡大し、市民協働による「新しい公共空間」を創っていく、新たな根拠法とするべく、所要の改正を求めるものである。</p>
-----	-----------	--------------	--------	--------------------------------	---

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
118	福祉・教育	幼稚園移転による保育所施設内の幼稚園認可事務 認定こども園(幼保連携型)の認定事務	自治事務	県認定こども園の認定に関する条例 県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則	既存の保育所施設内に幼稚園を移転し、認可を受け、幼保連携型の認定こども園の認定を受けようとする場合、幼稚園及び保育所それぞれについて異なる手続きを踏む必要があり、事務処理手続きの一本化を図ることができないか。 【事例】次の2点の手続きを県の子ども家庭課と県教委に行っている。 ・保育所の面積の一部の財産処分の承認申請 ・公立幼稚園を設置しようとする場合の県教育委員会の設置認可申請 【見直し方針】 既存施設を使った認定こども園(幼保連携型)の幼稚園認可については、面積基準等の緩和を図られたい。
119	福祉	身体障害者手帳の交付等に関する事務	自治事務	身体障害者福祉法第15条、第16条、第43条の2、同法施行令第4条、第11条、地方自治法施行令第174条の28、第174条の49の4	身体障害者手帳の交付等に関する事務については、市と県で申請と審査、決定の権限が分割されています。 そこで、改善されることにより、迅速な処理が図られ、市民サービスが向上するものです。
120	産業	制度融資保証料交付金事業	自治事務	県中小企業融資保証料補給金交付要綱(本来自治事務であるべきもので、県の要綱により市が保証料交付を行うことが前提とされていることに問題があるのではないか。)	県中小企業融資制度にかかる本人負担分の保証料については、県交付要綱により各市町村の負担割合が1/2と定められており、市町村負担割合に対する各市町村の裁量性が失われている。 そこで、市町村負担割合に対する各市町村の裁量があっても良いものとする。
121	産業	農業経営基盤の強化の促進に関する法基本構想	自治事務	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法 第6条第6項 市町村は、基本構想を定め又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 基本構想を5年に1度、見直しするため、その時にこれを変更することになるが、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされている。 当市の場合、遊休農地等の把握に相当の時間を要するため、平成17年度に所得目標の改定等を行い、平成18年度に遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を追加する予定で作業を進めていた。 これに対し、県は当初合意していたものの、17年度末には、同時に見直しを行うよう指導をしてきた。このため現場では作業に混乱をきたし、18年7月に見直しの合意を得ることとなった。 所得目標や遊休農地等は、自治体ごとに大きく事情が異なるものであり、本来自治体の裁量に属すべきものとする。よってこうした基本構想の改定作業の具体的数値もしくは細部にわたる政策については、国の方針から大きく逸脱しない限り、県の同意ではなく、報告又は届出とすべき性格であると思量する。

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

122	まちづくり	都市計画決定の際の都道府県知事との協議・同意	自治事務	都市計画法第19条第3項	都市計画決定の際の都道府県知事との協議・同意 市町村が都市計画を決定する際は、都道府県が定める「整備、開発及び保全の方針」、国土利用計画・市町村都市マスタープラン等の基本方針と整合を図った上で、市町村都市計画審議会を経て決定されることから、市の都市計画の決定に関しては、都道府県の確認行為で足り、協議の上での同意までは必要ない。
123	まちづくり	都市計画決定事務	自治事務	都市計画法 広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領	都市計画法の改正を受け、県は「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」を策定した。その中で広域的な見地から県が行う事前調整に要する期間が、当初は最長7ヶ月であったが、最終的には最長9ヶ月となったが全般的に期間が長すぎる。(特に、いわゆる「迷惑施設」と呼ばれる都市施設の都市計画決定に関しては、期間が長すぎ、迅速な対応ができない。)
124	まちづくり	都市計画決定(変更)の手続き	自治事務	都市計画法第19条第3項	市町村の都市計画決定(変更)は、都市計画法第19条第1項において、市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとする。とあるが、同条第3項において、知事に協議し、その同意を経なければならない。と規定している。これが足かせとなり、自主性の阻害につながるとともに、行政の効率化に支障をきたしている。
125	まちづくり	市町村の都市計画決定に伴う都道府県知事の同意手続き	自治事務	都市計画法第19条第3項	都市計画決定に伴う都道府県知事の同意手続き 都市計画法第19条第3項の規定により、当団体において、地区計画の都市計画決定を行う際、予め都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない、とされている。しかし、都市計画決定する主体が市区町村であれば、決定については市区町村が責任をもつべきであり、都道府県知事は広域的見地から調整すれば足りる。したがって、詳細な範囲までの都道府県知事の同意権は必要ないと思われる。
126	まちづくり	都市計画決定の決定にかかる都道府県の同意	自治事務	都市計画法第19条第3項	都市計画決定における県の同意 地方分権一括法により指定都市の権限となったものの、「県の同意」が必要とされるものが多く存在し、移譲前の承認申請手続とあまり変わっていない。実質的な事務は指定都市で行っている現状に鑑み、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、「県の同意」を不要とする見直しが望ましい。

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

127	まちづくり	都市計画の決定にかかる事務	自治事務	都市計画法第19条第3項、第4項	<p>都市計画法第19条の市町で定める都市計画については、同法第3項によりあらかじめ県知事と協議しその同意を得なければならないとなっている。また、第4項では、知事は一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から前項の協議を行うとある。</p> <p>その場合の協議に対し、県はそれぞれの市町におかれたまちづくりの実情や地域特性を十分に理解し、地域住民が主体となるまちづくりが推進できるよう柔軟な対応と積極的な支援をお願いしたい。特に、広域的な調整を必要としない各市町域で完結する個別事案についての(県の)関与をなくし、同意協議に関してはその基準を明確にし各市町(及び都市計画審議会)の裁量(判断)に委ねてほしい。</p>
128	まちづくり	都市計画決定及び手続	自治事務	都市計画法	<p>市決定の都市計画に関する知事の同意及び意見の申し出(県との関係)</p> <p>・都市計画については、地方自治法改正により県と市がそれぞれの事務が明確に定められ、県の関与は「広域的な観点」と「県が定める都市計画との適合の観点」に限定されている。この2つの観点からはずれて、市の定めるべき事項に関する詳細にわたる資料や説明の要求は止めるべきである。また、法令に根拠をもたない協議書の取り交わしは廃止すべきである。</p>
129	まちづくり	都市計画の決定及び変更	自治事務	都市計画法第19条3項	<p>【都市計画法による市町村の都市計画の決定】</p> <p>・市町村が定める都市計画について、都道府県の同意を得ることとなっている。</p> <p>・都市計画の一体性、総合性を確保するために、何らかの形での協議は必要ではあるが、市町村決定の場合も都道府県の「意見を聴く」という形が望ましい。</p>
130	まちづくり	市町村の都市計画の決定	自治事務	都市計画法第19条・21条	<p>過去に都市計画決定され、長年事業化されずに現在も計画だけが残っているものがあります。</p> <p>この計画は、近年の社会経済情勢の変化により必要性が低下し事業化する見込がなくなってきています。この計画変更をする時には、県から代替案を求められることが多く、現実に計画決定を廃止することが出来ない状況があります。</p> <p>【実 例】 都市計画街路の決定のされている路線区域ではあるが、実施不可能な街路計画にもかかわらず、この路線区域において建築制限を行っている状況にあります。近年の社会経済環境と地域の実状にあった計画ではないため地域のまちづくりに支障をきたしている状況にあります。</p> <p>【根拠法令等】 都市計画法第11条、都市計画運用指針</p> <p>【見直し方針】 実状に合った計画決定を進めるために、今後事業実施のない計画は廃止する。</p>

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

131	まちづくり	市町村の都市計画決定にかかる都道府県の同意	自治事務	都市計画法第19条第3項	市町村が決定する都市計画(地区計画等)については、市町村都市計画審議会の議を経て決定することとされているが、都市計画法第19条第3項の規定において、市町村が定めようとする都市計画の内容について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされている。今後地方分権が進み、市町村のまちづくりにおいても自主性・自立性が強く求められる中で、広域的な都市計画決定と同様に、市町村独自の都市計画決定についても都道府県知事の同意が条件では、その意見に拘束されることが想定されます。従って、事案内容により、都道府県の「同意」ということではなく、「意見を聞き定める」、または、「協議して定める」というように、都道府県の意見を市の都市計画審議会に諮り、最終的な都市計画が決定できるよう法改正を要望する。
132	まちづくり	道路改良事業における協議	自治事務	道路法第95条の2第1項	市道の交差点部分及びその付近の道路部分を改築する場合、当該地域を管轄する公安委員会の意見を聞かなければならないため、山間部の交通量の少ない交差点に不釣り合いな交差点となっている。意見を求められて公安委員会はその処理を、事務取扱を行うを行う県交通規制課に協議しており、一般的には道路種別や交通量、設計速度、周辺の状況にかかわらず、直角合流や車両の軌跡を重視するため、広い残地の発生や、左折車線、滞留帯等を設置することとなり、結果として山間部に不釣り合いで高コストの交差点となっている。県の担当課としては協議があれば型どおりの指導しかできないとのことであるが、そのために交通量の少ない市道の交差点であっても巨大の交差点となっており、地域の実情に即した対応としてほしい。(県道改良工事による市道との交差点部分は、単なるすり付けで終わっている事例がある)
133	まちづくり	緑地保全事業	自治事務	河川法第九十三条 (廃川敷地の譲与先が都道府県になっており、直接市町村に譲与されないため、業務に支障が出ている。)	開発事業等の区域内に旧河川用地が存在しており、事業により旧河川用地を集約しようとしている。この集約された用地は河川としての機能を失うことから、廃川することになる。現在の河川法では、廃川敷地となった普通財産の譲与対象が都道府県しかないため、市町村が取得し、また管理する場合は、有償での譲渡になってしまう。

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

134	まちづくり	下水道事業に関する調査	自治事務	なし	<p>【下水道事業に関する調査・照会の集約】</p> <p>年度末から翌年度当初にかけて、下水道に関する同じような内容の調査・照会が多数集中する為、これに多くの労力・時間を奪われ、市民サービスや通常業務の妨げとなっている。また、これらの中には、毎年実施されてはいるものの、目的が不明確な調査や、結果が市にフィードバックされない調査も少なくない。</p> <p>そこで、省庁間や都道府県の担当間を超えた調査内容・結果の共有化による調査・照会件数の集約、及び、調査時期の調整を図っていただきたい。</p>
135	まちづくり	農地転用	2haを越え4ha以下は都道府県の法定受託事務(当面国との事前協議が必要)2ha以下は都道府県の自治事務(4haを超える農地転用は国の直接執行事務 今回対象外)	転用条文;農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項意見;農地法第4条第3項協議;農地法附則第2項第1号及び第2号	<p>農地転用許可の権限(4haを越える転用を除く)が知事から市長へ移譲(平成19年4月1日から)されることになっているが、農地法では農業委員会の意見決定後、さらに県農業会議へ諮問して意見を聞くことになっており、申請から許可までに相当の時間を要する。</p> <p>農地転用許可事務は、地域の実情を熟知している農業委員会の判断があれば、敢えて県農業会議の意見を求める必要はないと考えられる。また、権限移譲を受けても、申請から許可までの期間短縮ができないのであれば、移譲に対するメリットはなく、市民サービスの向上にも繋がらないと考える。</p>
136	まちづくり	農業振興地域整備計画	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項 及び、第13条第4項	<p>農業振興地域整備計画の策定(変更)には、県知事と協議が、また、そのうち農用地利用計画の策定(変更)には県知事の同意が必要であり、地域の実状にあった土地利用を図ろうと計画を策定(変更)するが、開発可能となるまでに多大な時間を要し、時宜に応じた開発が困難である。</p>

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

137	まちづくり	農業振興地域計画	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律	<p>農地振興地域計画の変更</p> <p>行政施設(市民センター)の建て替えに係る農用地区域からの除外事務について、地域住民の総意に基づき、市の総合計画事業として市内部の調整・意思決定がなされている施設に対し、県は形式的な法令解釈に拘泥し指導を行った。</p> <p>具体的には、施設の各部屋ごとに必要面積の詳細な積算根拠を求められたり、市民センターという施設の性格から、候補地の範囲は絞られてしかるべきものを他の事案と同様に計画地区内全域を対象に候補地を選定し、各候補地が不適である理由を明示する必要がある等、地域の実情からかけ離れた指導を受けた。</p> <p>その結果、何度も計画案の修正を余儀なくされ、担当者は20回近く県に出向かなければならなかった。更に、情報は県政総合センターを経由して本庁に伝わるため、知事の同意をとるまでに4ヶ月半の時間を要し、計画変更に必要な縦覧等の手続きを含めると、資料作成から計画変更に約7ヶ月もの時間を要することとなった。</p> <p>今日では、非農業的土地利用が増大しており、変更に係る事案も増加している中で、このように本手続きが完了するまでに相当長期間に渡ること、また、決定公告が終わるまで新たな案件について県と事前相談に入れないため大きな足かせとなっている。</p>
138	まちづくり	農業振興地域整備計画	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律	<p>【農業振興地域について】</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律の規定で、市は都道府県知事が定めた基本方針に基づき、農業振興地域整備計画を定め、農地の確保・有効利用に資することになっている。</p> <p>同整備計画の策定に際しては、同法の規定により都道府県知事に協議することになっており、さらに農用地の解除など農用地利用計画の変更等の場合には、都道府県知事の同意が必要とされている。地域性を考慮した農業振興策のためには、必要とされている県の同意などの要件を見直していただき、市の独自性を生かした施策が展開できるようにすべきと考える。</p>

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

139	まちづくり	農業振興地域整備計画の策定又は変更	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項	<p>事務事業の名称 農業振興地域整備計画の策定又は変更</p> <p>「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第4項において、市町村が農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の策定又は変更する場合は都道府県知事の同意を得なければならないとしている。</p> <p>本市は平成16年度に農業振興地域整備計画の変更案を作成し県と協議を行ったが、本市が作成した農用地利用計画変更案については同意が得られなかったため、当初案を変更して県と再協議し同意を得て変更を完了した。</p> <p>農業振興地域制度に関する事務は自治事務である。農用地利用計画の変更についても市が法令の範囲内において自らの責任と判断により地域の特性を踏まえた計画を作成するべきと考える。</p> <p>今回の変更においては、市は当地域の特性を踏まえ優良農地の確保とメリハリある土地利用を目指して農用地利用計画の変更案を作成したが、県の同意が得られなかったため市独自の施策が展開できなかった。</p>
140	まちづくり	<p>農業振興地域整備基本方針の策定及び変更</p> <p>農業振興地域の指定及び変更等</p> <p>農業振興地域整備計画の策定等の協議に関する同意</p> <p>農業振興地域整備計画の策定変更の協議に対する同意</p>	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律第4条～7条、第8条第4項、第13条・第13条の2	<p>農業振興地域の有効な利活用について</p> <p>市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全に努めている。</p> <p>しかしながら、近年、農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、農地の荒廃や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化など、農業を取り巻く環境には様々な課題が発生してきている。</p> <p>このような課題を解決するため、農用地区域内の土地の有効な利活用を促進しているが、農振地域の指定変更等、都道府県との事前協議に時間が掛り、スムーズな意思決定ができず、加えて県の判断が画一的な農振地域設定になってしまい、地域性を活かすことが困難になっている。</p>
141	まちづくり	農業振興地域整備計画に関する事務		農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	<p>農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」)に係る事務事業のうち農振除外が必要な農地転用許可について、下記の点について緩和願いたい。</p> <p>要望事項: 公告事務の緩和</p> <p>計画変更の案件が、県の同意を得て11条公告から12条公告(完了)を終えるまで約2ヶ月を要するが、この間、次の案件が進んでも公告手続きがとれない(2ヶ月ごとの処理)ため、連続して公告できるように緩和を検討いただきたい。</p>

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

142	教育	市立小・中学校教職員人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立小・中学校学級編制基準及び教職員定数の標準に関する法律 第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画	【市立小・中学校教職員の人事権】 地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。
143	教育	小・中学校学級編成事務	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条及び第5条	小・中学校の学級編成 (法に基づき、都道府県が基準を作成) 都道府県の同意が必要
144	災害 その他	条例の制定改廃事務・予算決算の報告事務	自治事務	条例の制定改廃(地方自治法第158条、第252条17の11) 予算・決算の報告(地方自治法第219条、第233条)	条例制定等の報告義務の廃止 ・地方自治法上、市町村が条例の制定又は改廃を行った場合は知事への報告が義務付けられている。 ・しかし、条例の内容はホームページで公表しており、報告の必要性は失われているため、報告義務の廃止が適当である。
145	災害 その他	各種定例報告業務	法定受託事務 (主に福祉関係) 自治事務	各関係法	県への各種定例報告の改善について 各分野において、月例報告等の定例報告があるが、報告書の作成に職員が忙殺されることが多々見受けられ、本務である市民へのサービスの提供ができない場合がある。また、報告後、どのように活用されているのかが、理解できないものもある。 このため、各種定例報告については、市町村に活用方法について明示するとともに、簡素化(毎月・隔月・内容の簡素化等)についても、検討・改善されることで、市民へのサービスの向上につながると思われる。 具体的な定例報告 社会福祉統計月報、公共事業施行状況調査 等
146	災害 その他	総合的助言制度に基づく助言	自治事務	地方自治法第245条 総合的助言制度実施要領	「総合的助言制度実施要綱」に基づく、助言対象市町となるのが、原則として人口3万人以下又は財政力指数が県平均以下の小規模な市町という限定及び市町村合併をしてもなお一層の行財政改革の努力等が必要と思われる市町という限定(縛り)は、自発的施策展開の中において、選択範囲を狭めるばかりか、創造的発想の弊害になりかねない。 よって、地方自治法第245条の規定による「関与」については、一律の条件下の元での「関与」であれば理解できるものの、限定的条件下においての「関与」はいかなるものか推量する。

2 - 2 . 関与 [都道府県との事例]

147	災害 その他	市町村の合併の推進に関する構想の策定	自治事務	市町村の合併の特例等に関する法律第59条	県が合併推進構想を示すことは、そのこと自体に強制力はないものの、市民からは既成事実のように思われることがある。
148	災害 その他	市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙	法定受託事務	公職選挙法第40条	公職選挙法においては、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと思われられる特別の事情のある場合に限り開閉時間を変更することができる定められている。 経費削減、期日前投票制度の充実などの理由では、変更できないような状況である。 市町村選挙管理委員会の決定で、単に届出のみですむように法第40条第1項の改正希望する。
149	災害 その他	地方債協議制度	法定受託事務	地方財政法、地方財政法施行令、地方債に関する省令、地方債同意等基準及び地方債計画	従来、地方債の発行は知事の許可であったが、先の地方分権改革の中で、地方公共団体の資金調達については、原則、自由にすることとし、市町村が地方債を発行する場合は、地方財政法第5条の3第5項の規定により知事の同意がなくても一定の手続きを踏めば地方債の借入れは可能となった。 しかし、全く知事の関与がなくなったわけではなく、地方財政法第5条の3第1項により、地方債の借入れの場合は、必ず知事への協議が義務付けられているのが現状である。 こうした知事への協議の義務付けのメリットは、協議に伴い知事の同意が得られれば、同条第3項により公的資金を借入れることができることにあるが、公的資金の借入を必要とせず、自前で資金調達が可能な団体にとっては全く必要のない関与であるばかりでなく、このために、同条第5項による地方債の借入を実質的に阻害しているのが現状である。

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
150	福祉	民生委員の委嘱	自治事務	民生委員法5条	民生委員の委嘱については、民生委員法第5条の規定により、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聞いて、都道府県の知事が推薦し、厚生労働大臣がこれを委嘱するとされている。この手続きを簡略化し、市民のもっとも身近な相談相手である民生委員の委嘱については、国から都道府県あるいは市町村に権限委譲ということも考えられる。
151	福祉	民生委員の委嘱	法定受託事務	民生委員法第5条	【民生委員法に基づく民生委員の委嘱】 ・地域の実情に応じて柔軟に委員の選任が行えるとともに、都道府県との事務連絡等の負担の軽減が図られる。 ・民生委員の推薦から決定委嘱までに時間を要することから、権限の移譲により事務の迅速化・効率化が図られる。
152	福祉	民生委員の委嘱に関する事務	自治事務	民生委員法	民生委員・児童委員の委嘱 特に支障事務とはいえないが、住民との相談窓口として重要な役割を果たしている民生委員等については、その委嘱から指揮監督まで一体的に行うことが効率的である。 民生委員等の委嘱にあたって、市が選定した候補者が大臣から委嘱されるまでの課程において、変更される実態がないことから、現行の制度は形骸化しているといえ、市に権限を委譲すべきである。
153	福祉	地域包括支援センター職員の兼務可否判断	自治事務	介護保健法施行規則第140条の52第1項第2号 厚生労働省「地域包括支援センターの手引き」	【地域包括支援センター職員の兼務可否判断を市長に委ねるべき】 介護保健法施行規則第140条の52第1項第2号は「専らその職務に従事する」保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の配置が義務づけられている一方で、厚生労働省による「地域包括支援センターの手引き」では、他業務との兼務を認めないとの基準も示されている。 しかし、地域包括支援センターの責任主体は市であり、職員の兼務の可否判断は市に委ねるべきである。
154	福祉	特定児童福祉施設の設置認可等に関する事務	自治事務	児童福祉法第35条第4項	特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)の設置認可等に関する事務

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

155	福祉	要保護児童対策	自治事務	児童虐待の防止等に関する法律第9条 児童福祉法第29条	要保護児童対策における一般的相談は市区町村の役割であるが、虐待への対応は児童相談所に権限と責任が集中している。平成18年度から中核市においても児童相談所の設置主体となったが、一般市レベルにおいても、虐待の緊急度・危険度の判定、総合的・継続的な援助とケアの実施が必要であり家庭への立入り調査を行う権限等の児童相談所の権能を一部移譲する必要がある。
156	福祉	要保護児童の保護措置	法定受託事務	児童福祉法第25条の7	権限の委譲全般について、単なる事務事業の移管に止まっており、財源措置なども含めた真の権限委譲につながっていないものがある。 例：児童福祉法第25条以下に係る要保護児童の保護措置について、同法第25条の7に係る市町村の措置義務が加わった(平成18年10月1日施行)が、同条に定める措置を効果的に行うための人的、財源的な措置はない。
157	福祉	国民年金 社会保険庁から市町村への情報提供	法定受託事務	国民年金法	資格取得や基礎年金裁定請求の受付時に市町村では有していない厚生年金加入記録が必要であり、特に障害基礎年金など裁定請求受付事務においては保険料納付記録も不可欠であるが、平成14年度の国民年金事務見直しにより市町村はそれ以降の国民年金納付記録も有していないため、社会保険事務所や市町村専用照会電話に記録照会をすることが多い。そのため、来訪者を窓口で長時間待たせることが多く、住民サービスの低下を招いている。社会保険庁からの情報提供用パソコンは照会できる内容が限られており、実務上ほとんど機能していない現状である。
158	環境	旅館業にかかる、衛生措置の基準制定権限	自治事務	旅館業法第4条第2項	旅館業に係る、衛生措置の基準制定権限 旅館業法第3条により、経営の許可は保健所を設置している市区長にあるが、同法第4条第2項により「衛生に必要な措置」(具体的には、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置)を定める衛生措置基準の制定権限は都道府県に留保されている。これは、当該衛生措置基準については、全国一律では不適切だが、都道府県レベルで制定すれば十分との考え方に基づくものと思われるが、このため、市区独自の基準による規制や緩和を市区は行うことができない。しかし、例えば、旅館業法第4条第2項を改正し、措置基準の制定権限が市区に移譲されれば、風紀についても市区の実情に合った基準を制定し、地域に根ざしたよりきめ細やかな業態指導が可能となる。 これは他の生活衛生関係営業である、理容、美容、クリーニング、興行場、公衆浴場についても同様である。

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

159	産業	観光及び商工業務全般	自治事務	地方自治法 商工会議所法	<p>観光および商工行政の位置づけについて 当市は、 という三大温泉地を抱え、観光に依存した都市である。また、 漆器や 焼といった伝統工芸も、基幹産業の一つである。このように、観光および商工業の振興は、当市の財政的基盤を形成している。</p> <p>しかし、観光・商工行政の大部分は、都道府県の権限(大規模小売店舗立地法など)に属しており、市町村は独自の規則や要綱で、補助金による事業支援や周辺整備を行っているのが実情である。また、商工会議所(商工会)との役割分担が明確でなく、事業の重複や二重補助も見られる。</p> <p>このように、観光および商工行政に関しては、市の主体性を発揮するためにも、都道府県からの権限の移譲や、商工会議所との事務分担の明確化のための法整備と、それに伴う応分の税源移譲を求めるものである。</p>
160	産業	草地林地一体的利用総合整備事業		農用地開発事業実施要項 (昭和45年12月10日付45農地C第500号)	<p>草地林地一体的利用総合整備事業を平成17年度から着手しているが、この事業の実施要項である農用地開発事業実施要項(昭和45年12月10日付45農地C第500号)第3の2項ウ(ウ)aにおいて事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする、と謳っているところから、本事業においては、 県農地開発公社が事業主体となっている。市が実施設計、工事請負等を直接実施すれば効率的な事業が実施できると考えるところである。については、農用地開発事業実施要項を改正され事業主体に市町村を追加されたい。</p>
161	まちづくり	河川管理	法定受託事務	河川法第59条	<p>河川管理権限の移譲 河川法改正により、指定都市にも都道府県と同様の権限が移譲されたが、本来権限移譲とセットであるはずの財源措置が伴っておらず、権限移譲の疎外要因となっている。また、河川と関連する水防、砂防、ダム等の管理権限の存在もあって、現行法体系上、河川を含めた一元的管理が困難な状態にある。</p> <p>市には市街地を流れる 川をはじめとする重要な河川が存在し、市民の生命と財産を守るとともに、河川の持つ特性を活かした良好なまちづくりを推進する上で河川管理は重要であることから、 県と移譲に向けた協議を行った経緯があったが、上記のような問題が支障となって実現には至っていない。</p>

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

162	まちづくり	水道事業にかかる許認可等の権限	自治事務	水道法第46条、水道法施行令第14条	<p>水道事業にかかる許認可等の権限 = 小規模な水道事業の許認可権限が国に留保されている = 給水人口が5万人以下か、5万人を超えるが河川の流水を水源としない水道事業にかかる水道法上の許認可事務は都道府県に移譲されている。しかし、給水人口5～10万人程度と小規模であるが、河川の流水を水源とする当市の水道事業の許認可権限は厚生労働大臣に留保されたままである。</p> <p>このため、厚生労働省との許認可協議に要する時間や経費の負担が大きく、法に基づく報告事項や各種調査等についても、精度が高く、複雑かつ緻密な回答を求められ、その処理に多大の時間を費やし業務遂行に支障を来している。</p>
163	まちづくり	公共下水道事業と農業集落排水事業の連携	自治事務	下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項 平成12年12月1日農林・建設2省通達	<p>農業集落排水を公共下水道に連携する権限の移譲 農業集落排水施設から公共下水道施設への連携については、現在、一定の条件(両区域の接近・施工時期の関係・管渠と処理場の能力等)をもとに認可されている。</p> <p>認可に当たっては、国土交通省及び農林水産省との承認協議が必要であり、この両省との協議と承認に長期間を要し、また、事務量も多い。このことから、5年ごとに県が実施している汚水処理構想で市町村の作成した汚水処理計画が承認された後において、農業集落排水施設の建設時及び更新時の連携については、一定条件のもと、市町村の判断により実施できるようにする。</p>
164	まちづくり	市街化調整区域での開発条件の緩和	自治事務	農地法第3・4・5条、都市計画法第29条	<p>開発許可については、市町村にほとんどの権限が移譲され、市町村が行っております。</p> <p>しかしながら、市街化調整区域の農地については、特に農地法の制限があり、開発に苦慮しているのが現状であります。</p> <p>ぜひ、自分たちのまちづくりは自分たちができるように、制限を緩和していただきたい。</p>
165	まちづくり	2haを超える農地の転用許可		農地法	<p>農地を農地以外のものにする者は、農地法の規程により知事の許可を得なければならない。その際、その者が同一事業の目的に供するため2haを超える農地を農地以外のものにする場合、知事は農林水産大臣と協議しなければならない。また、4haを超える農地を農地以外のものにする場合知事は農林水産大臣の許可を得なければならない。</p> <p>ところが、この協議等に非常に時間を費やすため、市町村の事務処理が滞ってしまい、行政のスピーディな対応の足かせとなるばかりか、住民に多大な迷惑をかけることとなる。このため、この許可における国から県への権限委譲、及び、面積要件の緩和を。</p>

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

166	まちづくり	農地転用にかかる諸要件の緩和と市町村への権限委譲について	自治事務	農地法 第4条、第5条	農地転用にかかる諸要件の緩和と市町村への権限委譲について 現在 市では、市の将来像を見通す中で、総合発展計画や都市計画マスタープラン等の市の根幹をなす計画の見直しを進めているところであるが、見直しを進める中で将来の人口増に向けた住居地域の拡大、企業誘致に向けた工業地域等の拡大について検討課題としている。 特に 市では、京阪神地域の近郊にありJR 沿線にあるという立地条件から民間での住宅開発が進展しており、現在の市街化区域内での開発の進展とともに、開発できる場所が限られてきたことから、市域の農地について見直しを進めているところである。しかし、大規模開発にかかる農地転用等に係る諸手続きについては、国・県等との調整・協議に相当の時間がかかっていることから、今後市域の発展に向けてまちづくりを進める中では迅速な対応が難しい状況にある。 このことから、市町村がまちづくりを行う主体としての役割を担う意味からも、開発にかかる農地転用の諸手続きについての要件を緩和されるとともに、現在4ヘクタールを超えるものについては農林水産大臣の許可、4ヘクタール以下については都道府県知事の許可となっている許可権限について、市町村への権限委譲を求めるものである。
167	教育	教育委員会必置規制	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	【教育委員会必置規制】 地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。
168	教育	県費負担教職員の任免権	法定受託事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	国の法改正による権限移譲について 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、小中学校教職員の身分は市町村教育委員会にある。服務監督権及び研修権(中核市)を有しているのは市町村教育委員会であるが、その任免権は都道府県教育委員会にあり、さらに、給与負担、学級編成の基準の決定、教職員の定数の決定も都道府県教育委員会となっている。 このような制度及び体制では、真の地方教育の自主性・自立性は確保できない。また、本市におけるいじめ問題解決に向けた緊急事業の例であるが、その企画・実施体制として、もちろん教員を中心としながらも、行政の部局や職員と連携を図りながら、実施している。 地域にこれらの権限を移譲することで、地域に愛着を持ちながら、教員と行政、市民が一体となって地域の教育力の向上に取り組むことができる環境づくりが重要であると考えます。

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

169	教育	県費負担教職員の人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	<p>[県費負担教職員任免等の権限移譲について]</p> <p>平成17年10月の中教審において、「中核市をはじめとする一定の自治体への人事権の移譲」についての答申がなされたにもかかわらず、いまだに実現されていない。</p> <p>中核市が主体的に創意工夫し、特色のある質の高い義務教育を実現するとともに、地域の教育に熱意を持って取り組む優秀な人材を育成・確保するためには、既に移譲されている研修権とともに人事権の移譲が不可欠である。</p>
170	教育	教職員定数に関する権限の移譲	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条から第18条まで	<p>教職員定数に関する権限の移譲</p> <p>地域や学校の実情に応じた教育を実現させるためには教職員定数に関する権限が必要である。</p>
171	教育	教職員配置における事務処理等	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	<p>加配職員の増配置、非常勤講師配置については、都道府県から示される教職員定数改善計画による加配数を踏まえて決められます。それが決まるまでの期間が限られた中での作業となり、市町村からの計画書や報告書の提出が増え、教育推進を阻害しています。また、報告書等の内容が複雑化しており、多大な時間を要するため、教育現場の監督が行き届かないのが現状です。地域の実情に応じた自主的・主体的な教育の支障となっています。</p>
172	教育	「学級編制の標準」と「学級編制の同意」の県より政令市への移譲	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定義の標準に関する法律第3条第2項及び第4条	<p>事務事業の名称「学級編制の標準」と「学級編制の同意」の県より政令市への移譲</p> <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定義の標準に関する法律第3条には、学級の児童または生徒数の基準は、国の数を標準として県が定めることとなっている。</p> <p>また、同法第4条には、学級編制は県の基準に従い、市町教育委員会が行うにもかかわらず、同法第5条には、学級編制について、あらかじめ県教育委員会と協議しその同意を得なければならないと規定されている。以上のように、学級編制の権利は市町にあるといっても、学級編制は常に県の指導・支配下で行われている現状が支障となり、従って、市の学級編制基準のもと、学校の実態に合う柔軟的な学級編制ができない実態がある。</p>
173	災害その他	国・県からの権限移譲関係	自治事務		<p>小規模の市町村においては、年に1度程度しかない事務や住民サービスの向上に繋がらない事務については、従来どおり国又は県レベルで執った方が効率的であると考えます。</p>

3 - 1 . 権限移譲 [国との事例]

174	災害 その 他	小規模自治体及び一部事務 区組合の会計管理者と一般 部局の長等の兼職の合法化	自治事務	地方自治法第168条	<p>一部事務組合においても、市町村と同様に補助機関である職員のうちから、管理者が専任の会計管理者を命じることが法の趣旨に沿った対応である。</p> <p>しかし、財政規模からして、その業務量は極端に少なく断続的なものであり、専任の会計管理者を置くことは合理的でない。</p> <p>構成市町村の関係管理者をもって充てることは法的には可能であるが、会計管理者が一般職から任命されることを考えると、他の特別地方公共団体の事務を任命権者が兼ねて命じることが不自然である。</p> <p>一部事務組合での会計事務は市町村の会計事務と異なり限定的な事務であり、管理者から独立しなければ会計事務の適正な執行が確保できないものではないと考える。</p> <p>以上のことから、一般部局の一般職(局長、次長等)が兼職するのが合理的と考える。</p>
-----	---------------	--	------	------------	---

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
175	福祉	母子寡婦福祉資金事務交付金交付事業	自治事務	県事務処理特例第20条 母子寡婦福祉資金事務交付金交付要綱	県事務処理特例条例に記載のない事項は、事務を行うことができないため、市町村に事務処理を求める場合は、予め条例に明確に記載して欲しい。 例) 県事務処理特例第20条で、母子等の書類の「申請書等を受け付け、及び通知書を交付する事務」とあるが、県からは、母子寡婦福祉資金貸付の滞納整理まで求められる。この事務は、特例条例に記載がないと理解しているため、事務処理を求める場合は、条例で明確にして欲しい。
176	福祉	自立支援医療事務	法定受託事務	障害者自立支援法	障害者自立支援法の成立に伴い、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療は同法第58条に基づく「自立支援医療」として平成18年4月1日より実施されているが、申請受付から受給者証交付までの流れが医療の種類によって異なっている。更生医療のように判定事務のみを県が行うなど、各医療の事務の流れを統一することで、申請者にとっても身近な市町村窓口で手続きが可能となる。 また、育成医療のみ県(保健所)で申請受付がされているため、市では受給者の情報を把握できていない状況にある。育成医療は18歳に達すると更生医療に切り替わるため、市での予算付けが必要であるが、現状では正確な予算の見積りが困難である。 【参考】 更生医療 市で受付(県に判定依頼) 県で判定 判定に基づき、市で支給認定・受給者証交付 精神医療 市で受付(県に進達) 県で支給認定(受給者証交付) 市を経由して受給者証交付 育成医療 県で受付・支給認定・受給者証交付
177	福祉	身体障害者手帳交付事務	自治事務	身体障害者福祉法第15・16条	県の地方振興局の業務のうち、市民生活に密接した福祉関係事務は、基本的に市に移譲可能である。 その中でも身体障害者手帳交付事務は、市で行った方が適切であると考えているが、「システム導入及びオンライン化を行う財源確保は困難であり、手帳の再発行のためだけにシステム導入を行うのは、長期的に見て効果的ではない。」として、市への権限移譲について、県が難色を示している。 これは、システム整備などの財政的負担が権限移譲のネックとなっている事例である。

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

178	福祉	医師確保に関する業務	自治事務	医療法第30条の3	(県医療計画の策定に関する市町村の意見聴取) 医師不足や特定診療科(小児科等)の偏在の解消は、権限を有さない市町村では対応できない状況にあり、県に委ねるしかない現状である。住民対応を求められる市町村の意見を十分反映できる体制が望まれる。 医療提供に関する権限は県知事にあるため、地域における医療提供体制の整備は市民からいくら期待されても実施不可能。権限委譲が不適當であれば「逆・指揮監督権」が必要である。
179	環境	事業場排水の規制基準	法定受託事務	水質汚濁防止法第3条第3項	事務事業の名称 事業場排水の規制基準 水質汚濁防止法第3条第3項に規定する上乘せ基準について、県知事が指定するとされているが、狭い範囲(市域内に存在する湖沼等)の浄化対策推進のためには、その範囲について、市長が条例等で上乘せ基準を指定できることとすべきである。
180	環境	環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与	法定受託事務	環境影響評価法	環境影響評価法に基づく主務大臣及び事業者等への意見提出権限の付与(県との関係) 環境影響評価法では、法対象事業に係る環境影響評価方法書・準備書についての環境の保全の見地からの意見は道府県知事が述べることとなっている。市長は、環境影響評価方法書・準備書についての意見を知事に述べることはできるが、事業の実施が本市域内に限られる場合であっても直接事業者意見に意見を述べることはできない規定となっている。
181	まちづくり	都市計画区域の指定など都市計画法全般	自治事務	都市計画法第5条第1項など	都市計画区域指定の柔軟化について 企業立地やこれに伴う外部からの流入人口の増加による、新たな土地需要や多様な土地利用形態に適切かつ迅速で、きめ細かな対応を実現するためには、都市計画区域の決定、市町村道の都市計画道路の決定など、都市計画法全体に関する事務を、住民に身近な基礎自治体である市が総合的に計画し、整備・開発・保全すべきであると考え。 しながら、用途地域の変更一つをとっても、市の都市計画審議会において変更の決定をする場合、県との協議(同意)が必要不可欠であり、円滑かつ柔軟な土地利用に支障をきたしている。
182	まちづくり	市街化調整区域における土地利用の制限に係る開発行為・建築等の許可基準及び手続き	自治事務	都市計画法第34条及び「都市計画法第34条第10号ロ及び同法第42条第1項ただし書並びに同法施行令第36条第1項第3号ホに基づく開発審査会付議基準」の運用	線引きに伴う建築確認が、相当緩和されたが、その権限を市町村に委ねるべき <市街化調整区域における開発許可・建築許可基準の設定及び許可権限について>

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

183	まちづくり	都市計画の決定及び変更	自治事務	都市計画法第15条	〔都市計画法に基づく都市計画決定権限〕 ・都市計画法による、都市計画の決定及び変更。 ・まちづくりの事業展開は地域特性と地域の実情を考慮して行われるべきである。地域のことを地域の実情をよく知る基礎自治体が計画し実行できるようにするため、さらなる権限移譲を進める必要がある。基礎自治体が主体的な都市計画を行うためには、都市計画決定権限を基礎自治体が有することが必要である。
184	まちづくり	都市計画の決定権限	法定受託事務	都市計画法	都市計画において市の主体性を確立するためには市が全ての都市計画決定権限を有することが必要である。 市に決定権限がある場合でも、都市計画法第19条第3項により都道府県の関与(協議・同意)が認められており、県が定めた都市計画に適合するための調整も担保され、支障は生じない。 対象区域が市域外に広がるものは別として、市の都市計画マスタープラン等において明確にされる地域の特性を生かした土地利用を推進するため、都市計画法第15条第1項に規定されている都道府県知事の権限のうち、用途地域の決定権限について、市へ移譲すべきである。
185	まちづくり	都市計画決定の権限	自治事務	都市計画法15条1項、87条の2	「都市計画決定の権限(都市計画法第15条第1項第4号から第7号まで)」について、現在は、都道府県が定めることとされている(政令指定都市については、権限移譲済)。合併等により、市町村は広域化しており、市町村の自主・自立性を発揮するためにも権限の移譲が望まれる。 また、都市計画決定には、国の同意を得ることとされているが、市町村に権限が移譲されることにより、県と同様の立場で協議が可能となり、より地域の実情を反映することが可能となる。都市計画決定には、現在、都道府県の都市計画審議会と市町村の都市計画審議会の意見を聴く必要があるが、権限が移譲されれば、市町村の都市計画審議会のみとなり、簡素化される。 国との協議を直接行うことにより、市の自主性・独立性を発揮するためには、市単独で都市ビジョンを計画・立案する能力が必要であり、そのための体制作りをしていく必要がある。これまで当該審議を行ってきた県職員のノウハウを引き継げるような職員の育成を、県と連携して進めていければと考える。
186	まちづくり	都市計画決定に関する事務 (都市計画に関する全ての都市計画決定権限)	自治事務	都市計画法第15条第1項、第18条、第19条、第21条、第77条、第87条の2、同法施行令第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第14条の2、第15条	都市計画に関する全ての都市計画決定権限を有することにより、主体的な都市計画が可能となり、まちづくりの事業展開を地域の特性と実情を考慮して行うことができるものです。

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

187	まちづくり	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定		都市計画法	〔都市計画について〕 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定については、都市計画法の規定により、都道府県の権限となっているが、地域特性や地域の実情にあったまちづくり、市民と一体になったまちづくりを行うためには、権限移譲により市が直接行うことが望ましい。
188	まちづくり	市が定める都市計画に対する県の同意について	自治事務	都市計画法第19条第3項	従来、市が定める都市計画については、県の承認が必要とされていたが、1997年に公布された地方分権一括法に伴い、自治事務となった。 しかし、自治事務でありながら、都市計画法第19条第3項の中で、「協議し、その同意を得なければならない」という規定が残されている。 「協議」で相互に対等な関係を示しながら、「同意を得なければならない」で従来と同様な関与の形が残されている。 このような関与の形式を残すのであれば、法第19条第3項を改正して県が定める都市計画に対しても、市の同意を必要とするように、「相互に同意を必要とする協議」に改めるか、廃止すべきである。
189	まちづくり	都市計画決定に関する事務	自治事務	都市計画法	都市計画決定に関する事務のうち、対象区域が市域内に限られるもので、都道府県に保留されている事務
190	まちづくり	都市計画制度	自治事務	都市計画法	都市計画制度について都市が自ら建設し、管理する道路や公園であっても一定規模以上のものは都道府県知事が都市計画決定権者となっており、都市公園や公営住宅の管理・市街化区域の調整や土地整理の許可などが市町村に一本化されればそれぞれの地域の実情に合わせた整備が実現する。 また、公営住宅については市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅があるが、申し込み、管理についてもそれぞれで行っており、一本化することにより市民サービスの向上と管理の効率化が図れる。
191	まちづくり	都市計画法の用途地域の指定	自治事務	都市計画法 第15条第1項第5号 政令 第9条第1項第1号	都市計画法の用途地域の指定権限が、三大都市圏の中核市にない。 ・三大都市圏以外の市が決定している用途地域について、面積918.47平方キロ、人口41.6万、昼夜間人口比率106.9で、商業の中心地、産業の拠点を持ち、一つの都市圏を形成している中核市が、都市機能の実態に応じた用途指定をする権限を有していない現状がある。 ・なお、地方分権改革推進会議がのフォローアップの検討対象とした案件（「事務事業の在り方に関する意見の実施状況」平成16年5月12日…P38 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討）

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

192	まちづくり	都道府県の都市計画決定にかかる市町村への一部権限委譲	自治事務	都市計画法第18条第1項	都道府県が決定する都市計画(線引き、用途地域の指定等)については、都市計画法第18条第1項の規定において、関係市町村の意見を聞き、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定することとされている。 しかしながら、例えば用途地域の変更に係る都道府県の市町村への意見聴取については、先ずは市町村の定める都市計画マスタープラン等の土地利用構想との整合性が条件とされるため、その時点で市町村が描く実効性の高いまちづくりへの意見が認められない場合がある。また、用途地域の変更のために実情にそぐわない地区計画等の条件が付加されるなど、意見聴取自体が形式だけのものと言わざるを得ない。 都道府県都市計画については、市町村の自主性を尊重し、まちづくりを円滑にすすめることができるよう、市町村に権限の一部譲渡を要望する。
193	まちづくり	風致地区内における建築等の制限	自治事務	都市計画法第58条	風致地区の都市計画決定及び変更に関し、10ha以上の区域については県に決定権がある。 風致地区は、都市の風致の維持を目的としているもので、面積の大小にかかわらず身近なまちづくりを進めるためにも、その権限を全て市に委譲すべきである。 また、都市計画法第8条に規定する緑地保全地区についても同様であると考える。
194	まちづくり	河川管理	法定受託事務	河川法第59条	河川管理権限の移譲 河川法改正により、指定都市にも都道府県と同様の権限が移譲されたが、本来権限移譲とセットであるはずの財源措置が伴っておらず、権限移譲の疎外要因となっている。また、河川と関連する水防、砂防、ダム等の管理権限の存在もあって、現行法体系上、河川を含めた一元的管理が困難な状態にある。 市には市街地を流れる 川をはじめとする重要な河川が存在し、市民の生命と財産を守るとともに、河川の持つ特性を活かした良好なまちづくりを推進する上で河川管理は重要であることから、 県と移譲に向けた協議を行った経緯があったが、上記のような問題が支障となって実現には至っていない。
195	まちづくり	信号機及び横断歩道設置事業	自治事務	道路交通法第4条	信号機や横断歩道設置については、公安委員会の関与はやむを得ないが、市町の行政が発言権を強くすべきではないか。

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

196	まちづくり	市街化調整区域での開発条件の緩和	自治事務	農地法第3・4・5条、都市計画法第29条	開発許可については、市町村にほとんどの権限が移譲され、市町村が行っております。 しかしながら、市街化調整区域の農地については、特に農地法の制限があり、開発に苦慮しているのが現状であります。 ぜひ、自分たちのまちづくりは自分たちができるように、制限を緩和していただきたい。
197	まちづくり	農地の転用許可及び農地等の転用のための権利移動の許可	自治事務	農地法第4条及び第5条	農地の転用許可及び農地等の転用のための権利移動の許可について農地法の規定により、農地を農地以外のものにする場合又は農地等を農地等以外のものにするために売買したり、貸し借りする場合には、知事または農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、知事の権限を移譲した場合には、当該農業委員会の許可にすることが可能である。よって、知事または農林水産大臣の許可を当該農業委員会の許可になるよう権限移譲することも考えられる。ただ市町村の規模によっては、権限だけの移譲はかえって過大な負担となることも予想されるので、一定の条件付けが必要とされるものと思われる。
198	まちづくり	農地転用の許可	自治事務	農地法	農地転用の許可 全国的に見ると、2ヘクタール以下の農地については、県条例で既に市に事務権限が委譲されているケースがあるが、都道府県により扱いが異なっている。農地転用の許可事務は、法令上、市農業委員会が申請を受付し、意見書を付して県に送付し知事が許可する仕組みとなっているが、法令に基づく事務であり、市農業委員会と県の判断が相違することは事実上ないことから、事務の迅速化と住民サービスの向上の観点から、事務処理が可能な市には権限を委譲できる制度とすべきである。 なお、2ヘクタールを超える知事の許可についても国への事前協議制を廃止し、事務の効率化を図るべきである。
199	まちづくり	農業振興地域整備計画に関する事務		農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」)に係る事務事業のうち農振除外が必要な農地転用許可について、協議時間(通常6ヶ月であるが案件より申請から1年を要したものもある。)と書類を大量に要するケースが多く、住民からも簡素化を要望する声が多く聞かれる。法律に基づいた事務ではあるが、経費節減や効率化の観点からも以下の事務について市町村に権限移譲願いたい。 移譲希望事務:農振除外が必要な農地転用許可の一部(面積が500㎡以下もので、自己住宅、後継者住宅、自己又は家族の駐車場、倉庫、その他自己経営のために活用するもの)

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

200	まちづくり	農業振興地域の指定解除の同意	法定受託事務	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条	農業振興地域内における農地転用に関して、本来の趣旨である優良農地を保全し、農業振興に寄与するという意図は理解できるが、当該地域内の現況(一目で荒廃地と認識できる)を勘案しつつも、法的縛りや、必要以上の権限を有していない市町村が、市町村の裁量でもって、指定・解除できる範囲が限定されてしまう。 よって、自発的・創造的尺度による開発行為等の許可に対し、一部の現状とそぐわなく支障をきたしている事例が見受けられる。
201	教育	県費負担教職員の人事権、給与の決定権限の移譲	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第42条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律第4条、	・中核市が主体的に創意工夫し、特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保するため既に移譲されている研修権限と併せ任命権の移譲が必要。 ・人事権と給与負担は一致すべきである。
202	教育	県費負担教職員制度における給与負担者と任命権者の不一致	自治事務	市町村立学校教職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	県費教職員制度における給与負担者と任命権者の不一致(県との関係) ・県費負担教職員制度において、政令指定都市は教職員の任命権は有しているが、その給与費は道府県の負担であるため、自主的・主体的な教育行政を実施する上で支障がある。
203	教育	市立小・中学校教職員人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立小・中学校学級編成基準及び教職員定数の標準に関する法律 第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画	[市立小・中学校教職員の人事権] 地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。
204	教育	県費負担教職員の任免等に関する事務	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条	県費負担教職員の任免等に関する事務 市域に住んでいる子どもの教育、育て方をもっとも身近な保護者や地域の住民とともに考え、実行していくためには、市立の小・中学校の県費負担の教職員の任免等を都道府県教育委員会ではなく、市の教育委員会に移譲すべきである。
205	教育	教職員の人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条	教職員の人事権の移譲 教職員の任免、懲戒及び分限処分等については、市町村が行うことが適切であることから、現在、都道府県が有している教職員の人事権を市町村に移譲すべきである。

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

206	教育	市町村立学校教員の人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条	<p>市町村立学校教員の人事権の市町村への移譲について 地域を愛する先生を育て、そうした先生から子どもたちを教育してもらいたいというのが市町村の願いである。教員の現場を預かる市町村が、教員の採用、人事異動、懲戒免職等、教員に関する完全な権限を行使できて初めて義務教育の責任を全うすることができると思う。</p> <p>単独での人事権の受け入れが困難な市町村では、一部事務組合を組織するなどして、広域組織での人事権の受け入れを可能にする必要がある。また、都市部と過疎地域での人材の偏在を解消するとともに、視野の広い人材の育成を図るため、人事権を有する市町村での人事交流の仕組みを確保する必要もある。</p>
207	教育	市区町村立学校教職員の任命権限	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	<p>市区町村立学校教職員の任命権限 前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当団体の市区町村立学校に勤務する県費負担教職員は、身分は当団体の職員でありながら、任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条により、都道府県にあるという「ねじれ」現象を生じている。市区町村立学校の職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条により、「この法律に特別の定がある場合」を除き、当該市区町村の教育委員会教育長の推薦により、当該教育委員会が任命するとされている。しかし「この法律に特別の定がある場合」として、前記第37条があることから、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するという特例規定が定められている。すなわち、県費負担教職員は、この第37条の特例規定がなければ、当該市区町村教育委員会が任命権を有することとなる。 <p>具体的支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校や地域の実態に応じた次のような柔軟な人員配置が困難。 <ul style="list-style-type: none"> 少人数学級編制 小学校の専科教員の配置 特色ある学校づくり 等 ・質の高い人材の確保や安定的な人事管理が困難。 ・長期的な職員育成計画を立てにくい。
208	教育	教職員人事ならびに給与負担の委譲		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	<p>教職員人事や財源(予算)に関する権限を都道府県(教育委員会)から市町村(教育委員会)に移譲することによって、教育行政がより住民に近いところで遂行され、地域の実情や学校の特色、子どもの発達特性に見合った教育を行うことができる。既に、中教審は、2004年5月に義務教育費にかかる経費の負担の在り方について中間報告を出し、市町村の権限と責任の拡大を検討している。</p>

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

209	教育	県費負担教職員の人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条	市立小中学校等の教職員の身分は、設置者たる市町村の職員である一方で、その人事権が県の教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致であり、教育現場の自主性・自律性を損ない、児童生徒や保護者を含む教育現場の評価に基く教職員の適切な処遇という点からも問題がある。 したがって、小中学校等の教職員の人事権を市町村に移譲すべきである
210	教育	学校事務職員の任用権限	自治事務	市町村立学校事務職員等の職の設置基準に関する規則(平成12年3月22日 県教育委員会規則第6号)	学校事務職員の任用権限の移譲 学校事務職員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下地教行法)により、都道府県委員会に属するものとなっている。 また、給与、勤務時間その他の勤務条件は、地教行法により、都道府県条例で定められ、その事務内容が規則で規程されている。 しかし、現状では学校事務職員は、市町村の学校に勤務しており、事務内容についても県と市町村の事務が複合し効率的な事務執行の阻害要因となっている。 このことから、学校事務職員の任用権限を市町村に移譲し、学校に関する県及び市町村事務を執行できる仕組みが必要である。 (参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第42条 市町村立学校事務職員等の職の設置基準に関する規則
211	教育	学級編制の基準の移譲	自治事務	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律第4条	地域や学校の実情に応じた教育を実現させるためには学級編制に関する権限が必要である。
212	教育	学級編制権及び教職員定数権	法定受託事務	県学校職員定数条例	都道府県教育委員会からの任命権や学級編制権の権限移譲について 県費負担教職員に対する研修権限は移譲されたものの、任命権が県に残されたままである、研修権限と任命権は一体のものであり、教職員の研修意識の高揚を図り、独自の研修を実施するうえでの障壁となっている。市教育委員会において、研修権限と任命権を一体的に保有することが望まれる。 また、4月1日の生徒数で学級数がスタートいたしますが、県の規定により5月1日の生徒数による基準学級数制度化になっているために再学級編制を余儀なくされる場合があり、当該年度中の学級再編をしないように、学級編制権の移譲が望まれる。
213	災害その他	災害応急対策事業	自治事務	災害対策基本法	災害時における自衛隊の派遣要請について 大規模災害の発生時には、自衛隊の災害派遣は重要な災害救助対策であるが、現状では、市町村長は都道府県知事宛に要請しなければならない。一分一秒を争う災害救助においては、これに伴うタイムロスが非常に危惧されることから、市町村長から直接自衛隊に対しての派遣要請できるように、制度を改められないか。

3 - 2 . 権限移譲 [都道府県との事例]

214	災害 その他	災害時自衛隊派遣要請	自治事務	災害対策基本法第68条の2 自衛隊法第83条	災害時の自衛隊派遣要請
215	災害 その他	防衛大臣への自衛隊の災害 派遣要請	自治事務	災害対策基本法第68条 自衛隊法第83条	災害時の自衛隊の派遣要請はその性質上緊急を要するが、市町村長からの派遣要請に基づき都道府県知事が防衛大臣へ要請を行うことになっているため、大災害発生時に通信手段が途絶えた場合に要請が円滑に行われないうなど、救助作業等の迅速な対応が図られない場合が想定される。 市町村長が災害派遣要請が必要と判断し、県へ要請をした場合、県において要請を否とすることは現実的に考えられず、二段階の要請手続きは不必要と思われる。 さらに、要請事由についても、県と自衛隊間では詳細がつかめないことが考えられる。市町村から自衛隊へ直接要請し、県へは要請の報告をすることとすれば、迅速かつ適切な対応が図られる。 平成7年の災害対策基本法の改正により、市町村は防衛大臣等に災害状況を通知し、大臣等の判断で派遣できるようになったが、住民の安心・安全をより高めるために一定要件備えた自治体には要請権限は必要と思われる。
216	災害 その他	事務処理の特例に関する条 例に基づく権限移譲		地方自治法第252条の17 の2 事務処理の特例に関する条 例	県からの権限移譲については、地方自治法第252条の17の2第2項の規定の基づき、移譲する事務について、あらかじめ市町村長と協議することとされている。 本市では、権限移譲に際しては、住民サービスの向上、人的・財政的担保を基準に移譲の可否を判断しているが、該当する事例が少ない。(県が権限移譲プログラムを示しているが、移譲を希望する事務が少ない。)
217	災害 その他	事務処理の特例に関する条 例に基づく権限移譲特例			現在、第3次権限移譲により県から市町村への事務が移譲されつつあるが、事務の概要の多くが、保健所設置団体と同等の能力の自治体であるとか建築主事の設置、中核市等の条件があり、移譲を希望出来る事務項目が非常に限られており、地方分権を進めるためにはそういった条件を緩和する必要がある。
218	災害 その他	旅券の発給に関する事務	法定受託事務	旅券法	(県からの財政支援不足) 平成18年10月に 県から移譲された旅券発給事務事務移譲交付金については、 県試算により1件当たり640円とされているが、 市においてその事務に係る受入れに伴う経費を試算したところ1件当たり1,000円を超える数字となっている。他の移譲事務についても同様な事例があるが、特に旅券発給事務に係る事務経費については多額の市費の持ち出しを余儀なくされていることから、現在、実態に即した交付金額となるよう県へ見直しを要求しているところです。

4 - 1 . 二重行政 [国との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例	所管すべき主体
219	福祉・教育	認定子ども園 放課後子どもプラン推進事業	自治事務	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<p>【最善な保育環境を考えた幼保一元化】</p> <p>平成18年度創設された「認定子ども園」は、法的位置づけを保持したままであり、将来像が明確でない。また、平成19年度から導入される「放課後子どもプラン推進事業」は、文科省、厚労省両省の事業で構成され、保護者負担金や運営経費に差異があり混乱が生じてきている。</p> <p>少子化対策の一層の推進を図るため、両制度の一体性・整合性を求める。</p>	主体の一元化を希望
220	福祉	児童環境づくり基盤整備事業	自治事務	地域組織活動育成事業等補助要綱	<p>児童環境づくり基盤整備事業(地域組織活動育成事業)は、地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、当該活動に係る経費を、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ(指定都市・中核市は3分の2)負担することとされている「協調補助制度」です。</p> <p>しかし、都道府県が個別事情等により協調補助を廃止してしまうと、連動して国の補助からも対象外とされてしまい、結果として、地域住民に対する十分なサポートが確保されない状況があります。</p> <p>そこで、改善されることにより、市独自のまちづくりが可能となるものです。</p>	市町村
221	福祉	後期高齢者医療制度の運用	自治事務	健康保険法等の一部を改正する法律	<p>後期高齢者制度の運用にあたり、都道府県の単位の広域連合の業務と市町村で対応する業務もあります。各種情報システムの構築にあたっては、国、都道府県、広域連合の効率的に役割分担を行い、共同利用できるシステムの構築や標準システムの構築により各市町村の業務負担の軽減を図るべきと考えます。</p>	
222	福祉	国民年金情報システムに係る情報提供	法定受託事務	年金法	<p>国民年金受付・給付等事務が義務付けられていますが、現在各市町に整備されています国民年金情報が不十分であり、情報取得のための社会保険庁への照会に時間がかかり、住民対応に苦慮しています。事業主体が国であるので市で判断ができず回答が困難なことがあります。共同事務センターの質・情報提供の充実、国民年金情報システムが十分な情報対応、社会保険事務所での市町村対応の充実(専用職員の配置など)が必要です。</p>	厚生労働省、国土交通省

4 - 1 . 二重行政 [国との事例]

223	まちづくり	物流総合効率化法による開発認定	自治事務	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条・同16条	<p>[物流総合効率化法による開発は、認定を知事権限とした上で、市長の同意を要することを明文化すべき]</p> <p>物流総合効率化法は、市街化調整区域においても「主務大臣の認定」を受けた物流施設の建設を容認している。これにより本来、開発を抑制すべき市街化調整区域における開発抑止、計画的整備開発への誘導策が効果を失い、なし崩し的な乱開発を誘発するおそれがある。</p> <p>現状では、運用において知事から市長への意見照会がなされているが、市長の同意が知事による「適切な配慮」の要件であることを明文上規定する必要がある。</p> <p>また、本法の認定権限者を「主務大臣」ではなく、区域区分の決定権限を持つ「都道府県知事」に一本化すべきである。</p>	
224	まちづくり	国の公共事業の要望			<p>国の公共事業(例えば道路、教育施設、保育施設等)を要望する場合、県の存在が必要なのか否か検討すべきです。なぜ、政令指定都市のみを国との直結にするのか理由がわかりません。二重行政の必要はないと思います。私たちの県では、国の公共事業が、県の財政事情で申請すらできない状況にあります。</p>	
225	まちづくり	公共土木関係事業	自治事務		<p>市町村が大規模公共工事を行う場合、補助申請時などに膨大な資料・データ等を国の本省や出先機関などに複数提出を求められることや、竣工後も同様の検査・チェック等が行われるなど、非効率・非合理的である。このような国の二重行政・二重構造を廃止・縮小し、「小さな政府」づくりを進めるべきである。</p>	
226	まちづくり	道路の国の管理	法定受託事務	道路法第13条、第15条、第16条	<p>国道の管理は、国土交通大臣(都道府県)が、都道府県道の管理は、都道府県が行うこととされているが、当該市に存する、国道、都道府県道及び市道を一体として当該市に管理させることにより、管理主体が一元化され、効率的な管理が出来る。</p> <p>なお、国、都道府県として統一を図る必要があればあらかじめ管理に必要な基準を作成し、公表しておくことにより、全国又は、都道府県内の統一した管理が図れるものとする。</p>	市
227	まちづくり	道路管理	自治事務	道路法 第13条、第15条、第16条、第44条の2	<p>道路管理(維持管理や不法駐輪対策、占用許可)</p> <p>都道府県においても同様</p>	
228	まちづくり	高速道路等料金体系の統一			<p>高速道路等の料金体系について、国、都道府県などが合併施工した場合、管理区分により料金設定がなされトータルの割高となっています。</p>	

4 - 1 . 二重行政 [国との事例]

229	まちづくり	河川の国の管理	法定受託事務	河川法第9条、第10条、第100条	<p>国道の管理は、国土交通大臣(都道府県)が、都道府県道の管理は、都道府県が行うこととされているが、当該市に存する、国道、都道府県道及び市道を一体として当該市に管理させることにより、管理主体が一元化され、効率的な管理が出来る。</p> <p>なお、国、都道府県として統一を図る必要があればあらかじめ管理に必要な基準を作成し、公表しておくことにより、全国又は、都道府県内の統一した管理が図れるものとする。</p> <p>一級河川、二級河川、準用河川の管理も同様と考える。</p>	市
230	まちづくり	企業誘致に関する土地利用の規制	自治事務	農地法・農地法施行令・農地法施行規則	<p>農地の転用許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用は、4ha超は農林水産大臣の許可となっている。 ・大臣許可であっても、知事を経由することが義務付けられており、転用の許可申請者は国に直接相談することが現実的に困難である。 ・知事協議終了後、県と国の見解が異なる場合があり、非効率となっているため、直接許可権者の指導を受けられるよう二重行政を改めてもらいたい。 	都道府県
231	まちづくり	農地転用許可事務	自治事務	農地法第4条第1項、農地法第5条第1項、農地法附則第2項	<p>農地転用については、農地法第4条に基づき4ヘクタール超の場合は農林水産大臣、4ヘクタール以下の場合は都道府県知事が許可することとなっている。</p> <p>しかし、2ヘクタール超4ヘクタール以下の場合は、農地法附則第2項により、知事は当分の間、あらかじめ大臣への協議が義務付けられており、許可までの期間が長期にわたる一因ともなっている。</p> <p>知事の許可も大臣の協議もどちらもその目的は農地の保全であり、市町村にとって二重行政となっている。</p>	都道府県
232	教育	義務教育諸学校整備費	自治事務	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	<p>義務教育諸学校の耐震化について</p> <p>義務教育諸学校の耐震化については、文部科学省と国土交通省の双方に補助制度があるが、併用はできない。地域の小学校や中学校は、災害時の避難場所に指定されていることが多く、また児童生徒の安全を考えたとき、早急な耐震化実施が必要である。このため、義務教育諸学校の耐震化を国を挙げて取り組んでいただくためにも、所管官庁の一元化と補助制度の充実(国の直轄も含む)をお願いしたい。</p>	国(国土交通省)
233	災害その他	国の地方支分局の役割について			<p>国の地方支分局の役割について</p> <p>各地にある中央省庁の支分局と地方における、役割や業務の重なりを解消するため、組織の整理や再編が必要である。</p>	

4 - 1 . 二重行政 [国との事例]

234	災害 その他	税体系の見直し	自治事務	所得税法、法人税法、地方税法、国税徴収法その他	<p>法人税の申告・納税事務について 法人税については、国税のほか法人県民税・事業所税・法人市民税と国・都道府県・市町村に申告・納税することになっており、住民等からより簡単で負担にならない方法にしてほしいとの要望が出されます。 例えば、消費税は、地方消費税も一緒に税務署に申告・納税することで窓口はひとつですから、法人関係税についても、税体系を見直し、事務の効率化を図るべきと考えます。</p>	国税庁 (税務署)
235	災害 その他	自動車臨時運行許可の市への義務付け	法定受託事務	道路運送車両法第34条第2項	<p>自動車臨時運行許可の市への義務付けを解くよう要望する。 道路運送車両法では、臨時運行の許可(いわゆる仮ナンバー)は地方運輸局長(または陸運支局長)、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うことになっている。 ところが、陸運支局では大手自動車販売店を対象に臨時運行許可を発行しているものの、一般の利用者や小規模な自動車修理工場は市役所に来なければ手続きできないのが現状である。臨時運行許可のほとんどは車検目的であるため、車検業務を行っている陸運支局で手続きできることが望ましい姿であり、また、とくに市役所が行う積極的な理由も見当たらないため、市長の義務付けを法令から除くなど、利用者にとっても市役所にとっても利便性の高まるよう制度とその運営を改善してほしい。</p>	
236	災害 その他	財政・予算に係る国からの調査			<p>「普通会計財政状況調査(財務省)」と「地方財政状況調査(総務省)・当初予算に関する調(総務省)」に関して、前年度決算と今年度当初予算については、それぞれ県を通して総務省に回答しているものであるが、同じ内容で財務省からも調査照会がある。総務省と財務省との間でデータのやりとりはできないものか。 「9月補正予算にかかる調査(総務省)」と「普通会計予算額等に関する調査(総務省)」に関して、どちらの調査も9月補正後予算額にかかる照会となるが、ほぼ同要件での照会であり、「普通会計予算額等に関する調査」については地方財政白書の作成資料としての照会となる。一本化できないものか。</p>	

4 - 2 . 二重行政 [都道府県との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例	所管すべき主体
237	福祉	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可、監督等に関する事務	自治事務	老人福祉法第15条、第15条の2、第16条、第18条、第19条、第34条、同法施行令第7条、地方自治法施行令第174条の31の2、第174条の49の10(中核市が行うこととされている事務)	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置に当たっては、市町村老人福祉計画の整備目標に合致しているか、否か、の市の判断に基づいて、都道府県が許可事務を行っています。そこで、改善されることにより、市独自のまちづくりが可能となるものです。	市町村
238	福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等	自治事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等 精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等に対する相談、指導は、都道府県(保健所)が行うこととされているが、保健所を置かない市も、精神保健及び精神障害者の福祉に関し精神障害者及びその家族等に対する相談、指導を行うこととされており、非効率、二重行政であるため、市民サービス向上の点から見直すべきである。	市
239	福祉	システム開発の統一的な対応	自治事務	健康保険法等の一部を改正する法律、介護保険法	都道府県の各部局ごとに関与されるシステム開発について、市町村で統一的な対応が出来るようにすべきと考えます。	
240	福祉	生活保護実施における県の役割について	法定受託事務	生活保護法 第23条、第64条	生活保護実施における県の役割について 生活保護制度上の審査請求や指導監査の県の役割を再検討することや、地方厚生局の権限の強化充実が必要である。	
241	福祉	保健所にかかる事務	自治事務	保健所にかかる各種法令	保健所が実施する施策と、市町村が実施する施策のすみ分け。	調整が必要
242	福祉	市民病院	自治事務	地方公営企業法、地方自治法	地方公営企業法では、地方公共団体が公営企業を設置する場合、条例の制定を求めているだけであり、都道府県と市町村の住み分けについてはなんらの規定もない。このため、病院事業では県と市町村とがどちらも事業を実施できる。 現在は大変な医師不足の時代であり、それぞれの団体が独自で医師を確保し、地域に必要な医療を継続的に提供していくことが困難になっている。各病院設置団体が連携し、限られた勤務医師を効率的に地域医療に振り向けていくための体制を構築する必要がある。 そのためには、市町村の区域を超えた調整が必要であり、医療圏若しくは都道府県単位がまとまって一つの経営主体として対処していかなければならず、病院事業の主体を都道府県に限定するなどの法整備が必要である。	都道府県

4 - 2 . 二重行政 [都道府県との事例]

243	福祉	病院の開設・変更等の許可	自治事務	医療法第7条	病院の開設・変更等の許可権限は都道府県が有しているが、医療監視に基づく指導は中核市が行っている。	市(中核市)
244	環境	海岸漂着ごみ対策	法定受託事務	海岸法	【海岸漂着ごみ対策】 沿岸へ漂着する多種多様なごみは、「海岸保全区域」では管理者である県が、「海岸保全区域外」では市町村が処理することとなっているが、現実には市町村が全区域で処理を行い、多大な労力と費用負担を強いられている場合がある。現実には即し県が主体となり行わなければならない事業であると考え。	都道府県
245	産業	消費者相談	自治事務	消費者基本法第3条、第4条、第17条及び第24条	消費者相談について 消費者相談は、各市町村で消費生活に関する相談窓口等を設置し、専門の相談員による相談業務等を行っているところであるが、都道府県にも消費生活科学センター等の施設があり、同様の業務を行っている。ただ、常設でない市町村においては、相談日以外は都道府県施設を案内し、都道府県での対応となる。このような状況から事務の効率化の観点から踏まえて、都道府県施設による窓口の一本化を図るべきであると考え。	都道府県
246	まちづくり	都市計画決定	自治事務	都市計画法第19条	基本的に、都市行政にかかわって二重行政が散見される。都市計画行政全般、都市にかかわる権限や事業主体は原則として市に専属させるべきである。 地方分権一括法により、都市行政においても大幅な権限委譲がなされたが、市町村決定となる都市計画案件についても、国・県による「認可・承認」から「同意」にかわったものの実態としては、県の「関与」するケースが散見される。 市町村都市計画審議会が法定化され、市町村決定分については、都道府県都市計画審議会に付議する必要はなくなったものの、県への事前協議、同意といった手続きははまだ残され、他市町村とのバランスから画一的な指導を受ける場合がある。法制度上、県決定と市決定の役割分担が明確にされていることから、国・県から技術的助言は受けるにしても、あくまでも判断や決定は市の責任においてのみ行うことが望ましく、国県は広域的観点からの調整、連携を主眼に進めていくことが適切と考え。	
247	まちづくり	道路の管理権限	自治事務	道路法第15条、第16条	道路の管理 市区内には国道、都道府県道、市区町村道があり、それぞれが管理主体として道路の維持管理を行っている。当団体としてはみどりの緑量を確保していくため、街路樹の剪定に当たっては当団体にある国道、都道についても当団体としての一定の方針のもとに行いたい。しかし、管理主体が異なることから、現実にはできない。	市区

4 - 2 . 二重行政 [都道府県との事例]

248	まちづくり	空き家・廃屋等の是正措置	自治事務	建築基準法第9条 景観法 廃棄物処理法	老朽化及び管理放棄された住宅、ペンションなどの空き家・廃屋が増加し、隣接する住民や観光協会などから苦情が寄せられている。これら建築物は、付近住民や第三者に被害を及ぼす危険性があり、また権利関係が複雑化しているケースもあり、対応に苦慮している。 現行制度では、特定行政庁である 県が管理者等に対し必要な措置を講ずるよう命令し、さらに行政代執行が可能であるが、実際には相当な期間を要し、危険な状態で長期間にわたり放置されている。 市長会を通じて代執行を行う権限の付与と財政措置を講ずる制度の創設を国に要望しているが、進展がない状況である。 あわせて県庁関係課に現状把握と対応を要請しているが、大変な状況は理解いただいているが、窓口となる担当課も決まらない現状である。	県(建築住宅課)
249	まちづくり	農地等の権利移動の許可	法定受託事務	農地法第3条第1項、第2項 農地法第4条第1項、第2項 農地法第5条第1項、第2項等	農地等の権利移動の一元化について 農地転用等の許可については、市の農業委員会で申請を受理し決議を持って県に進達。さらに県においては農業会議に諮問し、決定しているのが現状であり、二重審査の形になっている。 したがって、市の地域づくりを進める上で密接な関係にある農地については、効率性の観点から、市農業委員会だけの審査が望ましい。	市農業委員会
250	教育	教職員人事	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第37条、第38条)	都道府県教育委員会に権限が集中する県費負担教職員制度や人事制度を廃止し、市町村・学校単位に人事権と給与支払権限を付与し、市町村や学校の学校づくりに対応した人事のしぐみを求める。	
251	教育	教職員人事権	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・第37条 市町村立学校職員給与負担法規定の県費負担教職員の任命権 ・第38条:内申(市教委)、第40条:採用、第43条:服務監督(市教委) 教育公務員特例法 第21条:中核市の研修権	義務教育教職員の人事権 人事権の一部の研修は中核市の権限となっているものの、その中核市が人材育成する教職員の採用は県が実施、配置は、市が内申し、県教育委員会が決定している。市立の義務教育小中学校を経営している中核市の人材育成と採用、配置が一体的でない。(権限移譲と関連)	市

4 - 2 . 二重行政 [都道府県との事例]

252	教育	市立学校に勤務する都道府県費負担教職員に関する事務	自治事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	市立学校教職員のうち、都道府県費負担教職員については、任命権者が都道府県であり人事権は都道府県教育委員会が持っている。 当該教職員の服務監督権者は各市町村教育委員会であるが、都道府県内市町村間で当該教職員の服務の扱いが異ならないよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第43条第4項に規定する技術的基準を適用して都道府県の定めに従う規定を制定しなければならない。	一概に言えない
253	教育	公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金	法定受託事務	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目その他関係法令等	義務教育諸学校施設費国庫負担金等の認定申請書の提出(県との関係) 公立学校施設の整備に係る国庫負担金等を受ける際には、文部科学大臣に認定申請書を提出することになっているが、指定都市においても県教育委員会を経由して行うこととされている。	
254	教育	青少年組織育成指導事業	自治事務	市青少年指導員設置規則 県青少年指導員要綱	青少年指導員 青少年指導員は、県と市から委嘱を受けており、併任委嘱となっている。指導員の報酬等の事業費は市費で対応している。県は県内市町村の連絡協議会等の開催など、連絡調整事務を行っているだけであり指導員の委嘱事務は二重事務といえる。なお、交通指導員についても同様のことがいえる。	市町村

4 - 2 . 二重行政 [都道府県との事例]

255	災害 その他	税体系の見直し	自治事務	所得税法、法人税法、地方税法、国税徴収法その他	<p>県民税の申告・賦課・徴収事務について 個人所得の申告受付や課税徴収について、所得税は税務署が、個人住民税は市町村が行っています。 個人住民税については、個人県民税と個人市町村民税に分かれているものの、申告受付から賦課事務、徴収事務を市町村が行っています。県からは、市町村に事務経費の一部として徴収委託金が支払われます。 しかし、税制改正等による納税義務者への対応、申告受付から賦課事務やシステム改修等の事務経費増、税源移譲により個人県民税の割合が約3割から4割に増加したにも拘らず、県からの市町村への協力体制が弱く、県の責任が曖昧になっています。 そこで、より住民に分かりやすい税体系にするために、個人所得への課税を、所得税と個人市町村民税の二税にしてはどうかと考えます。 また、普通自動車税と軽自動車税について、県税と市町村税に分かれています。事務の合理化、経費節減のためにも課税徴収事務の一本化も必要と考えます。</p>	県庁税務課(県税事務所)
256	災害 その他	液化石油ガス規制業務	自治事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	<p>危険物施設等に関する規制権限と高圧ガスに関する規制権限 液化石油ガス貯蔵施設等への立入検査は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき知事が、消防法に基づき消防長又は消防署長が行なう。知事への液化石油ガス貯蔵施設等の設置又は変更の許可申請には、消防長又は消防署長の意見書が必要であり、消防機関は意見書の交付申請に基づき、立入検査を実施し、意見書を交付している。 以上のことから、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限を市長に一元化することにより、効率的で統一性のある指導が可能となるとともに事業所の負担も軽減されることから、同法上の知事の権限を指定都市に移譲すべきである。</p>	
257	災害 その他	普通建設事業に関する国・県による調査			<p>「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査(総務省)」と「公共事業施行対策 協議会資料(県土木部)」 両調査とも毎四半期の普通建設事業に係る事業費・契約額・執行額などに関する照会である。総務省照会と県(土木部)照会との間で、様式を統一するなどして一本化できないものか。</p>	
258	災害 その他	都道府県の国通知転送			<p>都道府県の役割の見直し 国からの通知を転送(余計な加工 解釈が異なる場合も) 広域的に処理する事務に限定すべきでは</p>	

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
259	福祉	地域支援事業費	自治事務	介護保険法	介護保険制度改革により、在宅福祉事業補助金が廃止され、地域支援事業の創設により補助金事業から交付金事業となった。 しかしながら、使用項目の制限が多く、交付金となったにもかかわらず市町村の予算執行上制限が多く、それぞれの地域の実情に合わせての事業展開に支障がある。
260	福祉	地域支援事業の推進	自治事務	介護保険法、健康保険法等の一部を改正する法律	介護保険制度において、地域支援事業の財政規模につきましては介護給付費の3%以内とされていますが、市町村が地域支援事業を積極的かつ柔軟に取り組めるように制限枠を撤廃し、必要な財政支援が必要と考えます。
261	福祉	地域支援事業交付金の介護予防事業	自治事務	地域支援事業実施要綱	介護保険地域支援事業における介護予防事業を運営する上で、事業内容に対する制限や対象者、特に特定高齢者の決定権において自治体の裁量権が小さいため、地域の実情・実態に即した効率的・効果的な運営ができない。
262	福祉	介護保険制度改正等の実施にともなう電算システムの開発にかかる財政措置	自治事務	介護保険法	介護保険制度改正等の実施にともなう電算システムの開発につきましては、市町村の負担の実情を踏まえ、十分な財政措置が必要と考えます。
263	福祉	・放課後子どもプラン推進事業費補助金事業(放課後児童クラブ) ・児童育成事業費補助金(ひろば型)	自治事務	放課後子どもプラン推進事業費補助金事業交付要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱	「放課後子ども教室」事業の開始、「放課後児童健全育成事業」の基準開設日数250日の設定、新たに開始される「地域子育て支援拠点事業」の「ひろば型」において考えられている専門職員の2名の配置など、市町村の規模や実情を考慮せず、一律に補助金の交付要綱が規定されているため、効率的な運営が阻害されている。 また、補助金等の要綱が実施主体である市町村へ示されるのが遅いため、年度当初から取組むことを難しくさせている。
264	福祉	放課後子どもプラン推進事業費補助	自治事務	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 放課後児童健全育成事業等実施要綱	就学児童の健全育成を目的とする事業について、文部科学省と厚生労働省とそれぞれが所管する事業があり、一本化の動きが見られるものの、補助事業そのものはそれぞれ別々となっており、補助金の使途等にまだまだ縦割り行政の影響がみられ弾力的な運用に支障がみられる。よって、事業を所管する部署を統一するようお願いする。 また、補助金に限らず、さらに進めて中央のレベルで「子育て」事業を一つの部署で統一的に企画実施できるようにしていただきたい。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

265	福祉	放課後子どもプラン推進事業	自治事務	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱、放課後子どもプラン推進事業費実施要綱	全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する補助(国との関係) ・従前の放課後児童健全育成事業では、希望するすべての市民の方々に応えることができない課題が生じていたため、本市では、従来の放課後児童健全育成事業の機能を包括する全児童対策事業(「わくわくプラザ事業」)を平成15年4月から開始した。しかしながら、平成19年2月に示された放課後子ども教室推進事業費補助金交付要綱等においても、引き続き細かな実施条件が設けられる見込であり、本市の「わくわくプラザ事業」は、その一部しか補助対象とならない恐れがある。
266	福祉	放課後児童健全育成事業	自治事務	民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金交付要綱	放課後児童健全育成事業について、国庫補助金交付要綱により児童数20人以上(児童クラブ開設日数が年250日以上に限り10人以上)でなければ国庫補助の対象とならないため、児童数が少ない地域における住民サービスに対応できない。 したがって、開設日数に関わらず、児童数10人以上とすべきである。
267	福祉	H18 次世代育成支援対策交付金(4,317百万円) H19 児童環境づくり基盤整備事業補助金	自治事務	H18 次世代育成支援対策交付金交付要綱 H19 地域子育て支援拠点事業実施要綱	【住民主体の「つどいの広場事業」の実現】 当事業は、「次世代育成支援対策交付金」制度に組み込まれた補助事業である。 次世代育成対策支援交付金は、地方の策定する「行動計画」に基づく子育て支援策を包括的に支援する目的で設置されたもので、政府の少子化対策の柱ともいえる新たな補助制度である。実際の事業としては7事業に分けられ、その一つにつどいの広場事業がある。 事業は、子育て親子が集い、交流や相談などができる場の提供を中心とするもので、既にコミュニティ活動として住民が自発的に取り組み、これを市が支援する形をとっている例も見られる。つまり、地域によっては、住民による「共助」活動を行政がサポートするという形が定着しつつあった分野である。 ところが、平成19年度から、国の補助対象は市主体の事業(直接実施事業か委託事業)に限定され、住民主体事業は外される方向にある。その結果、国の補助を受けようとすれば、市は、事業主体を住民から行政へと切り替えざるを得ない状況にある。 委託であれ直営であれ、行政主体の事業であれば、手続き、業務範囲等に細かな枠決めをせざるを得ない。運営上の弾力性を阻害しかねず、自発的に地域福祉を支えてきた住民自身の意識や行動に大きな影響を与える。 これは、国庫補助制度を通じた「有害な関与」であると考えられ、廃止若しくは是正を求めたい。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

268	福祉	次世代育成支援対策施設整備交付金	自治事務	次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援対策施設整備交付金 平成17年度に補助金から交付金に見直しがなされたものの、 ・ 整備する施設の箇所付けを行った上での申請 ・ 交付決定における個別協議案件ごとの金額確定 といった補助金と同様の取り扱いとなっており、交付金としての自由度が高まっていない。 また、単年度で完了するような施設整備についても、実態として2カ年事業とせざるを得ないような制度運用が行われていることから、効率的な事業執行の支障となっている。
269	福祉	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金	自治事務	児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について (平成16年3月31日雇児発第0331029号・老発第0331015号・保発第0331013号 厚生労働省雇用均等・児童家庭・老健・保険局長連名通知)	児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費)は一般財源化され、地方の裁量により保育サービスが可能になっているが、一方で民間保育所には従来どおり負担金が交付されており、これまで通りの設置基準に基づいて施設を運営している。 公立と民間でのサービスは、保育所の性格上、均一であることが求められているので、一般財源化により、どのようなサービスを提供するかについて市町村に裁量があるものの、現実にはその効果が期待できない状況になっている。
270	福祉	保育所運営費国庫負担金	自治事務	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について (昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)	幼稚園設置基準においては学校教育法と同様に「学級は、学年の初めの日の前日において(=3月31日)同じ年齢にある幼児で編成する」こととなっている。一方、保育園の関係では、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 厚生事務次官通知)によって、市町村が保育の実施を行った費用に係る国庫負担の支弁について、保育の実施が取られた日の属する月の初日における年齢を基準としているため、保育の開始月が誕生日の前になるものと後になるものでは取り扱いが異なることとなる。この厚生事務次官通知が直ちに保育所におけるいわゆるクラス編成上の取り扱いを指定したものではないが、小学校入学時期を考慮したクラス編成を行い、児童を保育しようとする場合には、支障となる。
271	福祉	自立支援給付	自治事務	障害者自立支援法	障害者福祉に係る国庫負担金等の確保 障害者自立支援法に基づくサービスについて、国は障害者程度区分を基準とした国庫負担金を交付しているが、基準サービス量と実際提供サービス量に乖離が生じている。市町村の過重な負担軽減のため、実情に応じた国庫負担金の確保を求める。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

272	福祉	地域生活支援事業国庫補助	自治事務	障害者自立支援法第95条第2項	<p>障害者自立支援法第92条の規定により、市町村が支弁するとされている障害福祉サービス費、地域支援事業に要する費用については、従来の支援費制度などで、国庫負担金及び国庫補助金として100分の50の額が負担又は補助されていた。</p> <p>このうち、障害福祉サービス費等に要する費用については、障害者自立支援法第95条第1項の規定により、従来どおり、国庫負担金として100分の50の費用負担が明確化されている。</p> <p>しかし、地域生活支援事業に要する費用については、同法第95条第2項の規定により、統合補助金化され、国の予算の範囲内において当該事業に要する費用の100分の50以内とされたため、市町村に大きな財政負担となり、当該事業の実施に際して大きな支障となっている。</p> <p>このため、地域生活支援事業に要する費用についても、障害福祉サービス費等に要する費用と同様に、従来どおり、国庫補助金として100分の50の費用負担を明確化されたい。</p>
273	福祉	国民年金特別会計 業務勘定 業務取扱費 事務費市町村交付金	法定受託事務	国民年金法 同施行令等	<p>国民年金特別会計における算定基準の変更に伴う交付金の減額について、市民の利便性または事務処理の効率性について十分把握すべき。市町村の超過負担は避けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度に保険料検認事務がなくなったことにより歳入減 ・平成17年度途中に算定基準一部変更により歳入減 ・平成18年度省令第2条関係の基準変更に伴う歳入大幅減
274	福祉	国民健康保険	自治事務	国民健康保険法	<p>急激に少子化が進行する中、本市では国に先駆けて独自に保護者の経済的な負担軽減と安心して子育てが行える環境作りを目指して、就学前児童(19年度10月より義務教育期間まで拡大)の医療費無料化を実施しているが、実施に伴い国の負担金(療養給付費等負担金)及び財政調整交付金が削減され、国保運営に支障を来している。</p>
275	福祉	国民健康保険	自治事務	国民健康保険法	<p>国保制度改革(後期高齢者医療制度を含む)が度重なり、自治体での対応が大変な上に、改革の度に多額の電算システムに対する費用が必要となっているが、その補助金があまりにも少額であり国保財政に大きな負担となっている。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

276	福祉	国民健康保険制度における療養給付費負担金の減額	自治事務	国民健康保険法第70条第2項	<p>【国民健康保険制度における療養給付費負担金の減額】</p> <p>療養給付費負担金については、地方単独事業により一部負担金の現物給付化を行った場合、保険給付費分をカットして算定されており、国保財政の健全な運営、財政基盤の支障になっている。</p> <p>各保険者における国保財政の健全な運営、財政基盤の確保については、国保が国民皆保険制度を維持していくうえでセーフティネットとして位置づけられる点からも、国による最低限の財源保障が大前提であり、各地方自治体の社会福祉施策による医療費波及増分についてカットすべきでないとする。</p>
277	福祉	療養給付費等負担金 財政調整交付金 老人保健医療費拠出金財政調整交付金 介護納付金財政調整交付金	自治事務	国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令	<p>国民健康保険制度における国庫補助負担金の減額措置について、実情を考慮した運用を願う。</p> <p>本市では乳幼児やひとり親家族、一人暮らし老人、心身障害者について、医療費の一部負担を軽減する措置を独自で実施しているが、これは該当となる市民の生活の実態から、市の厳しい財政状況を考えても実施の必要があると判断しているものである。このように市町村が独自に懸命な努力を行い事業を実施しているものであり、当該事業を理由とする国庫補助負担金の減額は見直してもらいたい。</p>
278	福祉	国民健康保険財政調整交付金(特別調整交付金(経営姿勢良好分))	自治事務	「平成18年度特別調整交付金(その他特別の事情がある場合)の交付基準について」(平成18年6月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) 「平成18年度国民健康保険事業運営評価表」(平成18年6月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐通知)	<p>国民健康保険特別調整交付金(経営姿勢良好分)</p> <p>すべての市町村にとって、国保事業は、死活的な大問題であり、その運営に全力を挙げているところである。</p> <p>しかるに厚生労働省は、国保税額に大きな影響を与えるほどの多額の本件特別調整交付金をきわめて不合理な点数表を設けて、〇〇県でいえば35市町村中13市町村には交付していない。この点数表によれば、たとえば、①努力して単年度で黒字になっている市町村でも、以前の赤字で基金がなくなり、繰上充用を行っている市町村には、-20点というひどい点数が与えられ、基金が残っている市町村には、+20点が与えられる。②収納率については、一般被保険者人口が10万人以上の市は、92%以上であれば、+20点が与えられるのに、〇〇市のように10万人未満の市町村は、98%以上でないと、少しでも前年度より下がると-10点というひどい点が与えられる。</p> <p>よって、本件特別調整交付金はただちに廃止して、各市町村に平等に分配するか、特に国保税率の高い市町村に沢山交付することとすべきである。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

279	福祉	調整交付金	自治事務	国民健康保険法第71条 調交算定省令第7条第3項	国民健康保険事業に伴う国庫補助の調整交付金制度について 国保事業の財源は、保険税と定率の国庫負担で賅っております。ただし、自治体によって、被保険者の保険税負担能力に格差があります。このために、定率の国庫負担金のみでは解消されない市町村間の財源不均衡を調整する目的で、調整交付金制度が設けられております。 調整交付金は、国民健康保険法第71条に基づき確保すべき収入を確保しなかった場合には交付金が減額される仕組みとなっております。 収入率向上策については、各自治体で鋭意努力しておるところでありますので、収納割合に伴う減額を廃止していただきたい。
280	福祉	乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費醸成制度の窓口無料化実施に伴う国民健康保険療養給付費国庫負担金及び国民健康保険普通調整交付金	法定受託事務	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令	国民健康保険における乳幼児医療費、ひとり親医療費、重度心身障害者医療費の一部負担金の軽減、窓口無料化実施市町村に対する国庫負担金等の減額 1 国民健康保険療養給付費国庫負担金の減額 2 国民健康保険調整交付金の減額
281	福祉	療養給付費等負担金	自治事務	・国民健康保険法(70条-1項) ・国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金の算定等に関する政令(2条-3項) ・国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令 (4条-2号、5条の2-2号)	地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金のペナルティについて 国民健康保険の療養給付の費用額(医療費)は、保険者(療養給付費等負担金)と被保険者(一部負担金)の負担で成り立っています。保険者は、3歳未満8割、3歳以上69歳まで7割、70歳以上9割(上位所得者7割)を負担し、残りをそれぞれに被保険者が負担します。 保険者が負担する療養給付費等負担金は、保険者が賦課する国保税、国庫負担金及び県補助金等で運営します。国は保険者が負担する療養給付費等負担金の34%を負担することになっていますが、県・市町村が被保険者の一部負担金を現物給付で助成した場合は、ペナルティとして国庫負担金の減額措置をとります。ただし現物給付の対象者が被保険者の1%超えない場合は、ペナルティの減額措置はありません。 〇〇市の場合は、平成17年度まで現物給付の対象者が1%以下であったため、ペナルティがありませんでしたが、平成18年度から3歳未満子ども医療費助成の現物給付開始により、対象者が2.99%となり国庫負担金の減額対象となりました。現物給付している地方単独事業は、自立支援医療(更生医療)・育成医療・特定疾患・小児慢性・3歳未満の子ども医療費助成です。 このペナルティによる平成18年度の国庫負担金の減額は、10,005,815円と見込んでおり、減額分は市が財政負担することになります。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

282	福祉	後期高齢者医療等の実施にともなう電算システムの開発にかかる財政措置	自治事務	健康保険法等の一部を改正する法律	後期高齢者医療改正等の実施にともなう電算システムの開発につきましては、市町村の負担の実情を踏まえ、十分な財政措置が必要と考えます。
283	福祉	老人医療費適正化推進事業	法定受託事務	老人保健法	【老人保健について】 老人医療費の伸びを適正化するため、都道府県及び市町村との連携のもと地域の実情を踏まえた老人医療費適正化推進事業を行っている。 老人医療費適正化推進費国庫補助金の交付条件として、頻回受診者への訪問指導などの5項目すべての実施が義務付けられており、条件を満たさない場合には交付しないものとされている。 これらの項目の中には、本市としても実施効果が見込まれないものもあり、事務的な負担を考慮した場合に疑問である。 しかも、この交付条件は、県からの通知に記載されているのみで、根拠に乏しいものである。 市の独自性を生かした施策を展開していく上で、支障になっていると考える。
284	福祉	生活保護費負担金の国庫補助	法定受託事務	生活保護法第1条	生活保護費負担金の地方への負担転嫁に断固反対する。 生活保護は憲法第25条の理念に基づき、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、また、法定受託事務として本来国が実施すべきものであることが生活保護法第1条にも明確化されている。生活扶助の市町村への国庫負担割合の引き下げに反対する。
285	環境	循環型社会形成推進交付金 H18予算額(29,414百万円) H19要求額(55,969百万円)	自治事務	循環型社会形成推進基本法	従来、市が整備する廃棄物処理施設に対して国庫補助金が支出されていたが、それを交付金化したことによって、その交付の前提として循環型社会形成推進地域計画の策定が義務付けられるようになった。 この地域計画は、3R(recycle,reuse,reduce)推進のために市が作成する必要があり、はじめに環境省の出先機関、都道府県、及び市の三者で構成される協議会で検討し、必要な場合は変更する等した後、本省に正式に示されることとなる。また、協議会で議論する前に、都道府県との事前協議が行われる場合もあり、市は、事前協議、協議会における検討及び本省への正式な提出の場面と、地域計画への関与を複数回受けることになってしまう懸念が生じる。 さらに、計画の中では、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画の目標に沿うことが求められるなど、計画策定の義務付けを通じた関与が行われている。 循環型社会形成推進基本計画の掲げる目標を達成するために、中央政府として地方政府を誘導したいとする意図は理解できるが、協議会の構成まで含めた細部への関与は地方の主体性を奪い、計画そのものの意義を損なう。関与の最小限化をはかるべきである。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

286	環境	(項) 廃棄物処理施設整備費 (目) 循環型社会形成推進交付金	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	ごみ処理施設の建設事業は、従来、公害防止対策として補助金の対象になっていた。 しかし、三位一体の改革に際し、国では3Rの推進や広域的処理の観点から、平成16年10月に補助制度を廃止し、循環型社会形成のための交付金制度を新設した。 〇〇市は、従来から単独のごみ処理施設を持ち、市町村合併による広域処理を模索していたが、合併破綻により、やむを得ず単独処理を行っている。 施設の改修・新設が喫緊の課題となっているが、財源の手当てがないため、苦慮している状況にある。 交付金の枠付けを緩和して、単独で施設を整備する際にも、適用するようにお願いしたい。
287	環境	廃棄物処理施設整備補助	自治事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	【焼却施設の跡地利用、解体跡地への施設整備について】 焼却施設の跡地利用について、地元団体等からの要望があるが、当該補助金には財源の確保、施設整備の条件等があるため自由な発想、跡地利用の障害になっている。 解体費用の補助を得るために、焼却施設の解体跡地に新たな施設整備を義務付けており、その自治体の計画になく必要のない財政負担を課すこととなり、また、汚染された焼却施設の処理が進まない。補助の採択要件から、解体跡地への新たな施設整備の義務付けを撤廃すべきである。
288	環境	し尿処理施設解体に伴う補助金制度の創設	自治事務		し尿処理施設解体時の補助金制度の創設 し尿処理施設の解体には多額な費用を要するため、施設解体に伴う補助制度の創設が必要。
289	環境	ダイオキシン対策事業(旧火葬場解体事業)	自治事務		ダイオキシン対策事業(旧火葬場解体事業) 旧施設が老朽化したため、新たな施設を建設し、平成16年4月1日から運営を開始しています。 旧施設の解体時には、ダイオキシン類等の有害物質を安全に処理する必要があり、その費用も高額となるため、市町村の負担軽減措置を図る必要がある。
290	産業	地場産業振興事業(電源地域産業再配置促進事業)	自治事務	電源地域産業再配置促進費補助金交付要綱 (平成17年度をもって補助金は廃止)	国の補助金により建設された施設を、主務官庁の承認がなければ目的外に使用できない。(例えば、研修目的で建設された施設で物産販売ができず、時代の変化・住民ニーズに対応できない。)

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

291	産業	ほ場整備に関する事業主体「圃場整備」などは、地域営農体制状況、営農規模状況、水系や地形などに応じて実施すべきであり、その実施主体や規模は地方主体と考える。規模やエリアだけによる実施主体の決定はその効果を損なう。実施にあたっては地域の意見集約が最も大切であり、営農ビジョンの策定が鍵となる。国県は経費助成や技術支援する必要はあるが、実施は地方の自主性にゆだねる方向を望む。	自治事務	土地改良法第5条～第96条、ほ場整備事業実施要綱	産業振興補助金について (例) 農業情勢は変化したにもかかわらず、依然として「圃場整備事業」など従来型のメニューを中心とした産業政策を行っているため、地方の自主性を損なっている。奨励的な補助金は廃止すべき。
292	産業	中山間地域等直接支払い制度	自治事務	中山間地域等直接支払い交付金実施要領	農業政策がコロコロ変わりすぎ。市町村の裁量を増やすべく補助金移譲をさらに進めるべき。
293	産業	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	自治事務	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業実施要領	農業政策がコロコロ変わりすぎ。市町村の裁量を増やすべく補助金移譲をさらに進めるべき。
294	まちづくり	まちづくり交付金	自治事務	都市再生特別措置法、まちづくり交付金交付要綱	まちづくり交付金の制約(国との関係) ・従来の補助制度と比べると、市町村の自主性・裁量性が高い制度となっているが、各交付対象の個別事業については、従来の補助制度での採択基準がそのまま残っている状況であり、国へ判断を仰がなければならない事案が多く、打合せに膨大な時間を要している。また、予算内示額については、本市の事業及び予算執行計画と整合が図られていない状況にあり、予算執行の面で自立的な行政運営が妨げられている。
295	まちづくり	揮発油税等財源都市環境整備事業費 まちづくり交付金 都市環境整備事業費 まちづくり交付金	自治事務	都市再生特別措置法47条第2項	まちづくり交付金 交付金事業でありながら、事業費を標準単価の何倍までを限度とするなど整備内容をしばるのは、市町村の自主性を阻害している。 (例 街路灯を整備するのに1本いくらまでと限度を決められると、観光目的で標準以上のもので整備したい場合など各地の事情に合わない事態が生じる) 都市・地域整備局や住宅局などでも交付金化が行われているが(まちづくり交付金、住宅整備交付金)、二重補助になっている為、他の国庫補助事業との整理が必要と思われる。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

296	まちづくり	国庫補助事業に関する事例		補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律、同施行令 国土交通省所管補助金等交付規則、会計検査院法 都市、地域整備局所管国庫補助金交付申請要領	国庫補助事業の執行の翌年度、当該補助事業に対し会計検査院による会計実施検査が行われる。 また、下水道事業の場合、適正化法において現地での書類審査と併せて出来高の検査を行うこととなっている。 このように、一度補助事業に対して、出来高及び経費の内容を県(国の代行)が検査調査を行い、再度会計検査において同様の検査を受けるのは制度に重複があると考えられるため、会計検査の緩和をお願いしたい。
297	まちづくり	道整備交付金、まちづくり交付金、地方道路整備臨時交付金	自治事務	道路構造令	道路整備事業における道路構造に関する制約について 道路整備事業において、補助採択に伴う、道路の幅員、縦断勾配、道路法線(曲線)等の道路構造に関する制約を受けるため、事業費の増大に繋がる他、地元関係者との調整等にも支障がある。
298	まちづくり	県道管理の市への権限移譲	自治事務	普通交付税に関する省令 (昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)	平成19年度より県道管理経費が普通交付税措置となるが、平成18年度の算出方法で県分と市分を比べると経常の種別補正、投資の投資補正の係数の違いがあるが、単位費用でかなりの差があるため、基準財政需要額が県分より少なく算出される。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

299	まちづくり	住宅・建築物耐震改修等事業	自治事務	住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱	<p>本市は平成19年度耐震改修促進計画を策定し、その中で支援制度についても検討する計画である。</p> <p>国は、住宅及び特定建築物の耐震化について、それぞれ現状の75%を平成27年度までに、少なくとも90%にすることを目標に掲げている。しかし、耐震改修の補助要件によって対象となる建物が限られたり、補助率についても非常に低い。また、耐震改修を行った場合、所得税控除や特別償却が認められているが、適用期間が短い。</p> <p>このため、次の3項目をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助要件(既成市街地等)の撤廃 耐震改修の補助要件が、「既成市街地で、地震により道路閉塞が生じるおそれがある地区の住宅」となっており、対象建築物が非常に少なくなるため、市民にとって利用しづらい制度となっている。この補助要件の撤廃をお願いしたい。 2. 補助率の上積み 補助率は国が7.6%、地方公共団体が7.6%と非常に低く、個人負担が多額となるため、耐震改修が進まない恐れがある。また、逆に市町村に対して独自の補助制度を求められることは、先進地が単独の補助要綱をみても容易に予想される。補助率の上積みをお願いしたい。 3. 耐震改修税制の適用期間の延長 個人あるいは事業者が、耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額を所得税控除あるいは、特別償却ができるとされているが、適用期間が平成20年12月31日までに行なった場合となっている。これではあまりにも残された期間が短く、また、平成19年度に耐震改修促進計画策定まで実施できる市町村も多くないことから、是非、期間延長をお願いするものである。 <p>制度が非常に性急すぎるため、市民への周知・啓蒙など事業を実施する地方公共団体にとって利用しづらいものとなっている。</p>
300	まちづくり	交通安全対策特別交付金	自治事務	交通安全対策特別交付金等に関する政令	<p>交通安全対策特別交付金については、「交付金」ではあるものの、特定財源であり、用途にも細かい制約がある。</p> <p>補助金と違い、歳出の裏付けがあつての交付額ではないため、用途に詳細な限定があると機動的な活用が難しくなり、不都合を生じさせている。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

301	まちづくり	離島振興事業	自治事務	離島振興法	<p>離島の補助事業により建設・整備された施設の弾力的な使用 小規模離島については、その狭小性や財政力の弱さから、類似した複数の事業を実施することは無理である。 離島の特殊性を考慮し、補助事業により建設、整備された施設を弾力的に使用できるよう、離島振興法などの改正により施設を多目的に使用することによって、限られた土地と財源を有効に活用することが可能となる。 具体的には、統廃合になった学校施設を他の目的に利用できるようにすることなどが求められる。</p>
302	まちづくり	電源立地地域対策交付金	自治事務	<p>電源立地地域対策交付金交付規則 「電源三法ハンドブック(改訂版)」 通商産業省資源エネルギー庁公益事業部開発課編</p>	<p>電源三法交付金制度について 電源立地を計画的に進め、安定的かつ低廉な電気の供給を確保するため、昭和49年度に創設(平成15年10月に改正)されたこの制度は、電源立地地域対策交付金等により電源地域において公共施設の整備・地域活性化事業を推進することを主眼に制定されたものである。 しかしながら、交付金事業で公共施設整備をするにあたっては、様々な規制を受けている現状である。 事例1 交付金(電力移出県交付金)により老朽化した公共施設を解体し、新たに地域活性化事業に資する施設を建設しようとした際、同様の施設を建設する以外は、解体費用は交付金対象外とされた。 (「電源三法ハンドブック」通商産業省資源エネルギー庁公益事業部開発課編 質疑応答により国担当者の解釈で判断されている。なお、当該事案について明記された事案はない。解釈の問題) 事例2 交付金事業として公共施設建設にあたり、完成まで複数年に渡る事業については、事前の整備計画の承認が必要であるにもかかわらず、債務負担行為として交付決定されず、単年度施行分についてのみ交付決定を行なうこととなっている。(電力移出県交付金事業も然り) 事例3 上記事例2で工期が複数年に渡る事業について、債務負担行為として交付決定がなされないにも関わらず、事業着手が4月からみとめられていない。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

303	まちづくり	特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途	自治事務	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令 昭和50年4月28日施本施第383号特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当して行うことができる公共用施設整備事業について(通達)に次ぐ同様の文書に示された運用について	特定防衛施設周辺整備調整交付金(いわゆる防衛9条交付金)は、公共用の施設の整備を行うため、対象施設を定めているものの、交付額の総額を交付決定した後で、充当する施設整備費用を制限している。 対象施設の整備の費用に充てるものであれば、市町村の責任において処理できるように改め、充当対象施設は報告又は届出にとどめ、国の検査も不要とすべきである。
304	教育	「給与支払い権」の政令市への移譲	自治事務	市町村立学校職員給与負担法第1条	事務事業の名称「給与支払い権」の政令市への移譲 優秀な教職員を安定的に確保していくためには広域的に人材を求めることが望ましく、また、市町村間の教育格差をなくすために現在の県費負担教職員制度がある。 しかし、指定都市においては任命権者と給与負担者が異なるという制度のねじれが支障となり、指定都市が主体的な人事施策を進めることができない現状にある。学校設置者であり、保護者や住民の意向を直接反映できる立場にある指定都市が給与の負担も行うことによって初めてその権限と責任の拡大につながる。 小中学校には現在県費負担の職員と市費負担の職員が混在し、給与負担者の違いが身分格差として扱われがちであるという問題がある。また、現在では県費負担教職員だけでは対応しきれない状況にあり、市費負担により様々な学校職員が配置されているという実態もある。指定都市が主体的かつ一体的な人事施策を進める上で、小中学校に勤務する職員の給与負担者を統一化することは重要である。 ただし、多額の人件費を伴うため財源の措置は当然必要となる。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

305	教育	公立学校施設整備費補助事業	自治事務	義務教育諸学校施設費国庫負担法	<p>○教育施設整備に関する補助要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の補助制度は、義務教育諸学校施設費国庫負担法により国の負担が規定されている。 ・その規定が、新築・増築、危険建物等基準が厳格に定められており、市町村の事務手続が煩雑になっている。 ・具体的には、申請書の提出書類が、認定申請書・学校別表・関係書類確認調書・施設台帳・設計図面・求積表・耐力度調査票・児童、生徒数推計資料など提出資料が多く事務が煩雑化しているため簡素化する必要がある。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条 ②平成17年度公立学校施設整備費国庫負担事業認定申請の提出について(平成17年4月1日付17文科施第2号大臣官房文教施設企画部長通知)
306	教育	公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金	法定受託事務	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目その他関係法令等	<p>公立学校施設整備費国庫負担の制約(国との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担基準が細かく定められており、地域コミュニティーの拠点としての学校整備を推進する上で足かせとなっている面がある。単価調査などの事務処理に大きな負担がかかっている。
307	教育	小中学校統廃合に係る交付税措置		地方交付税法	<p>小中学校の統廃合を進めているが、統廃合に伴い、学校等に対する交付税措置が段階的に減額された後、最終的には廃止に至っている。</p> <p>学校運営にあたっての財源は国県であり、統廃合の有無に関わらず自治体財政に大きな影響を与えないが、子どもの健全育成や行政改革などの観点から学校の統廃合を進めており、交付税の段階的廃止は事後の施設管理や統廃合に当たっての関係住民合意等に影響を与えている。</p>
308	教育	統廃合小学校の目的外使用		補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律	<p>小中学校の統廃合に伴い遊休施設となった校舎等を教育や福祉目的等として使用する場合は、補助金の返還が免除されることがあるが、その他の使用に際しては返還を伴うケースが多くなっており、一次産業が主体で大きな企業のない地方において、施設を活用しての地場産業の振興などに影響を与えている。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

309	教育	安全安心な学校づくり交付金	自治事務	安全安心な学校づくり交付金交付要綱	<p>本市においては、小中学校の耐震診断・工事を最優先課題として、積極的に事業に取り組んできたところである。</p> <p>平成18年度から文部科学省によって耐震補強を始めとする学校施設の整備が交付金化されたが、文部科学省が市町村の財政支出能力を超えた交付金を予算計上した結果、交付金に余剰があるということで前倒し執行の要請があり、本市事業計画の大幅な変更と補正予算措置を余儀なくされた。</p> <p>国の予算に余剰が生じたからといって、市町村の予算化を強く求めることは、年度ごとの財政負担を平準化しようとしている市町村にとって、大きな支障となる。せつかく交付金化され、各市町村の自主性に任せる制度となつてあるから、もう少し弾力的に市町村の立場に立った運用をしていただきたい。</p>
310	教育	幼稚園就園奨励費補助金	自治事務	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	<p>幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>所得区分毎の補助限度額は国の通知で定められているが、これに基づき事業を執行しても、当該事業費に見合う国庫補助金が国の予算の関係で確保されないため、結果として市の負担が増大し、財政運営に支障が生じる。</p> <p>※幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、都道府県及び市町村が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助するもの。(国の補助率:3分の1以内かつ予算の範囲内)</p> <p>参考 過去5年間の超過負担額状況</p> <p>平成13年度 17,521千円 平成14年度 23,193千円 平成15年度 27,891千円 平成16年度 35,242千円 平成17年度 36,657千円</p>
311	教育	公立幼稚園の民間保育所への転用に係る補助金整理	自治事務	安全・安心な学校づくり交付金交付要綱	<p>公立幼稚園を民間保育所に衣替えするにあたって、文部科学省から建設費補助金の返還を命ぜられた。</p> <p>保育所待機児童ゼロに向けた市の取り組みに対し、省庁の縦割りのために多額の負担を強いられた。</p>

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

312	教育	公立社会教育施設整備費補助金	自治事務	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要綱	過去に国県補助によって建設された施設が、数十年経過後にその機能が別の施設へ吸収され、市全体における各公共施設の配置状況や周辺住民の要望から、別の施設としての活用案が検討されたが、 ・耐用年数とは関係なく補助金を返還しなければならないこと ・代替施設が、単独市費で整備されなければならないこと ・転用する施設が限られていること などの理由により、地域の実情にあった活用がなされないまま、別の施設建設という形で計画せねばならなくなった。(数十年間に渡って補助金を返還し、既存施設を取り壊した上で、新しい施設を建設しなければならない、施設の再利用を考える余地がなかった。) 少子高齢化、安全で安心なまちづくりの観点など、時代の変化や市民ニーズの多様化により、数十年前に建設された施設が、永久にその場所で、その機能のまま必要とされることは稀である。複合的な機能を持った施設の建設が望まれる今日、過去の補助事業による施設についても、経過年数や転用の枠付けが見直されれば、長期的な視点で合理的な施設計画が可能となり、地域住民のニーズにも多様にこたえていくことができる。
313	災害その他	被災者生活再建・居住安定支援制度 住宅応急修理制度	法定受託事務	被災者生活再建支援法 災害救助法	「中越大震災」において、被災者生活再建支援法による生活再建・居住安定支援制度及び災害救助法による住宅応急修理制度の適用にあたっては、弾力的な運用を図っていただいたところである。 しかしながら、対象者や対象経費の範囲、支給条件、申請期間などの制約が多く、被災地の実情に十分に應えることのできる制度とはなっていない。 これらの生活・住宅再建制度の抜本的な見直しを行い、被災者の生活・住宅再建に係る支援措置の拡充を図ることを強く要望する。 ①被災者生活再建支援法による生活再建・居住安定支援制度について 住宅本体や宅地復旧への支援の実施、解体費の支給要件及び所得要件の緩和、経費区分の撤廃、大規模半壊世帯への生活関係経費の支給など、制度の拡充を図ること。 ②災害救助法による住宅応急修理制度について 修理の範囲を応急的な修理に限定せず、一般的な修理とするとともに、申請期限や修理完了期限を大幅に延長することができるよう、被災者生活再建支援法に一本化するなど、制度の拡充を図ること。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

314	災害 その他	消防防災施設整備費補助金	自治事務	消防防災施設整備費補助金 交付要綱	消防防災施設整備費補助金等の採択基準額の設定(枠付け)について補助制度の運用において、1団体当たり交付決定額が都道府県及び指定都市にあっては8,500万円未満、その他の市町村等にあっては850万円未満となる場合は要望(補助申請)の対象にならない。例えば、単年度に耐震性貯水槽(60m ³ 型)2基を設置する場合、基準額7,934千円×2基×1/3=5,289千円(補助金額)となり、採択基準額に満たないため補助対象事業とならない。そのため、地域の実情に応じた防災施設の有効な整備が制約されている。
315	災害 その他	行革を促進する地方特例交付金の導入	自治事務	新設	行政改革を推進する地方特例交付金の創設を望む。 平成18年度に、国の基準を上回る集中改革プランを策定している自治体に対して行革推進債の発行を認める制度が創設され、これを利用して財政再建に取り組む自治体があられている。しかしながら推進債はあくまでも借金であり、後年度の財政負担を平準化するための手段に過ぎない。そんななか、国の指導によるのではなく、自らの努力により行政改革に取り組もうとしている自治体もあられている。特に合併した自治体の中には、結果として国の定める基準を大幅に上回る定員削減目標を定めて、本格的な行政改革に取り組んでいるところがある。 こうした地方の自主的な改革をさらに推進するため、より高い目標を定めて計画的に改革に取り組んでいる自治体に対して、新たな地方特例交付金等による措置を導入できないか。
316	災害 その他	合併推進体制市町村補助金	自治事務	市町村合併推進体制整備補助金要綱	合併推進体制市町村補助金については合併後3年間で交付であったが、18年6月に10年間で交付すると要綱が変更された、これは17年度中の合併団体が多いことで、短期間での交付は相当の予算額を必要とするための措置と考えられる。 しかし、国に於いては19年の年明け1月に、補正予算で追加計上されたので18年度事業として前倒しの予算措置を願い事業策定の見直しをなされるよう通知があったところであります。これは市町村合併の支援の充実強化からと推測されますが、このように予期せぬ事が発生することは、補助金としての的確に事業を遂行するため、市町村は当初から予算措置し、議決いただいている事(予算原則)を覆し、再度議決しなければならないなど、国の采配に振り回されているきらいがある。補助金としても公金であり、国独自の裁量で動かしていただくことは住民感情を悪くし行政サイドのモラル失墜が懸念されるところでもある。
317	災害 その他	補助金を受けて整備した施設の転用や廃止	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条	補助金を受けて整備した施設の転用や廃止

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

318	災害 その他	国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分	自治事務		国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行う場合、補助金適正化法等で遡り規定や転用の用途限定の規定があることや、処分に相当期間を要するため、施設の有効活用を阻害しているとともに、老朽施設の放置につながっています。要件の緩和が必要と考えます。
319	災害 その他	国庫補助金等による施設、設備等の用途変更等に対する規制	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第13条、第14条	国庫補助金等により整備された施設等は、当該補助制度の求める用途規制があり、その変更や廃止については、一定の手続きとともに、相応の補助金返還が規定されています。そのために、社会経済の変化や地域特性による市民ニーズに即応できない状況です。
320	災害 その他	義務教育諸学校整備費 保育園整備費 など	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	国庫補助を受けた公共施設の統廃合について 市町村合併が進み、公共施設の統廃合の計画が、各市町村で策定されている。この統廃合により、遊休施設の発生や目的外使用による活用が見込まれるが、学校や保育園などの場合、国庫補助を受けて整備した施設が多々あり、解体や目的外使用の場合、その残存価格分の補助金返還義務が生じる。このため、統廃合が進まないことも考えられる。 公共施設の統廃合は、各市町村の行政改革の目玉でもあり、市民サービスの低下を招かない範囲で、進めていく必要があることから、市町村合併や行政改革に基づく公共施設の解体や目的外使用については、国庫補助金の返還義務を免除する制度を創設していただきたい。
321	災害 その他	合併前の国庫補助施設の使用目的の変更等	法定受託事務 → 自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	合併前市町村による国庫補助金により設置された施設について、合併後の市の計画に基づき有効活用ができるように、使用目的の変更や目的外使用、地域への払下げ等について柔軟に取り扱えるようにする。 また、これらに伴う変更国庫補助金の返還を免除すること。
322	災害 その他	国庫補助事業全般	自治事務		補助事業における事務費等の扱い(精算等)が煩雑であり、交付金化して裁量性を高めるべきである。

5 - 1 . 補助・負担金、交付金 [国との事例]

323	災害 その他	地方債償還金に対する交付 税措置・繰上償還	自治事務		<p>(地方債償還金に対する交付税措置) 地方はこれまで国の景気対策に協力し、国による交付税措置の約束のもと地方債を増発し公共事業を進めてきた。その結果、現在その償還が地方の大きな負担となっている。国はその約束の履行なしに、責任を全て地方に押し付けようとしているが、自らの責任について明確にすべきである。 (地方債の繰上げ償還) 地方債のうち政府資金等については、市場原理に基づいた繰上げ償還が実質的には認められておらず、この低金利の時代においても未だに過去の高金利による利子の償還を余儀なくされている。地方の財政負担を少しでも軽減していくためには、繰上げ償還に関するルールの見直しが必要である。</p>
324	災害 その他	政府資金の繰上償還	自治事務	平成19年度予算編成上留意すべき事柄について(平成19年1月22日付け総務省自治財政局財政課長通知)	<p>政府資金の繰上償還 (平成19年度予算編成上留意すべき事柄について(平成19年1月22日付け総務省自治財政局財政課長通知)) 平成19年度から平成21年度までの間において、普通会計債及び公営企業債の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、政府資金の繰上償還措置を行うこととしているが、健全な財政運営を図る観点から、財政力指数1.0未満の普通地方公共団体に限定することに合理的根拠がないので、撤廃すべきである。</p>

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

事例番号	分野	名称	事務別	法令等	支障事例
325	福祉	社会福祉施設等施設整備費(国庫補助)、老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助(都道府県)	自治事務	社会福祉施設等施設整備費 国庫補助金交付要綱 平成18年度老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱	異なる補助制度における補助協議期間 障害者施設と高齢者施設を同一場所で複合的に設置しようとする場合、障害者施設整備については国庫補助制度、高齢者施設整備については都道府県補助制度を活用したいが、両補助制度の協議期間が一年以上異なることから、現実的には両補助制度の活用は非常に困難である。
326	福祉	児童環境づくり基盤整備事業	自治事務	地域組織活動育成事業等補助要綱	児童環境づくり基盤整備事業(地域組織活動育成事業)は、地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、当該活動に係る経費を、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ(指定都市・中核市は3分の2)負担することとされている「協調補助制度」です。 しかし、都道府県が個別事情等により協調補助を廃止してしまうと、連動して国の補助からも対象外とされてしまい、結果として、地域住民に対する十分なサポートが確保されない状況があります。 また、都道府県負担分に対しては、地方交付税措置がされているものです。 そこで、このような地域住民に直結する助成制度については、権限に応じた財源を市町村に付与されることにより、市独自のまちづくりが可能となるものです。
327	福祉	児童手当	法定受託事務	児童手当法	児童手当の補助金申請等については、WISHネットワーク利用により市町村から国への直接連絡となっているが、同時に県へ書面で報告しなければならないため、二度手間である。
328	福祉	県乳幼児医療助成事業	自治事務	県乳幼児医療助成事業補助金交付要綱	乳幼児医療費等の県費補助率について 乳幼児医療費の県費補助率について、18年度より中核市に対する県費補助率が1/2から1/4へと引下げになっており、県内の他市町に比べて財政負担が大きく支障をきたしている。 さらに、母子家庭医療費、重度心身障害者医療の助成についても、同様に補助率の引き下げとなっている。
329	福祉	障害者自立支援対策臨時特例交付金	自治事務	無し	住民生活に密着した交付金の直接交付 ・住民生活に密着した交付金は、用途をできる限り自由度の高いものとした上で、住民ニーズを熟知する市に直接交付とし、運用を任せてもらいたい。 ・例えば、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、県が国から交付金を受け入れ基金化を行った上で、市町村に配分する仕組みとなったため、市による速やかな特別対策の実施に支障が生じている。

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

330	福祉	地域生活支援事業補助	自治事務	障害者自立支援法第94条第2項	<p>障害者自立支援法第92条の規定により、市町村が支弁するとされている障害福祉サービス費、地域支援事業に要する費用については、従来の支援費制度などで、都道府県負担金及び都道府県補助金として100分の25の額が負担又は補助されていた。</p> <p>このうち、障害福祉サービス費等に要する費用については、障害者自立支援法第94条第1項の規定により、従来どおり、都道府県負担金として100分の25の費用負担が明確化されている。</p> <p>しかし、地域生活支援事業に要する費用について、同条第2項の規定により、統合補助金化され、都道府県の予算の範囲内において当該事業に要する費用の100分の25以内とされたため、市町村に大きな財政負担となり、当該事業の実施に際して大きな支障となっている。</p> <p>このため、地域生活支援事業に要する費用についても、障害福祉サービス費等に要する費用と同様に、従来どおり、都道府県補助金として100分の25の費用負担を明確化されたい。</p>
331	福祉	社会福祉費	自治事務	国民健康保険福祉対策費補助金交付要領	<p>国民健康保険福祉対策費補助金の一部改正について</p> <p>県は、国民健康保険の国庫負担金のペナルティを助成する国民健康保険福祉対策費補助金の制度を設けております。ペナルティの1/2を助成するものです。</p> <p>しかし、県は医療費助成制度を将来にわたり持続可能な制度とすることを目的として、自立支援医療(更生医療)の現物給付を重度心身障害者医療費助成の償還払いに切り替えず継続した場合は、更生医療に対するペナルティの1/2助成を平成19年度分から助成しないこととしました。</p> <p>市の場合、平成18年度は10,005,815円の1/2、5,002,907円を負担することとなりますが、平成19年度は、更生医療の現物給付を継続することとしていますので、更生医療分のペナルティ減額は市が全額負担することとなり、その他の地方単独事業だけが、1/2の補助の対象となります。</p> <p>県補助金制度改正後で、平成19年度を試算しますと、市の負担額は7,717,222円となり、平成18年度と比較しますと、2,714,315円の負担増となります。</p> <p>試算明細は次のとおりです。</p> <p>平成18年度市の負担額 10,005,815円(地方単独事業ペナルティ減額) $\times 1/2$(県の補助率) = 5,002,907円、平成19年度市の負担額は、5,428,629円(更生医療分のペナルティ減額)・・・ (10,005,815円 - 5,428,629円) = 4,577,186円 $\times 1/2$ = 2,288,593円・・・ + = 7,717,222円となります。平成18年度との比較をしますと 7,717,222円 - 5,002,907円 = 2,714,315円負担増となります。</p>

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

332	福祉	国民健康保険特別調整交付金(その他特別な事情がある場合)	自治事務	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令、平成18年6月14日、保国発0614001号厚生労働省国民健康保険課長通知	国民健康保険特別調整交付金(その他特別な事情がある場合)特別調整交付金(その他特別な事情がある場合)については、対象となるメニューを厚生労働省国民健康保険課長が毎年定め、保険者に課長通知という形で実施している。 保険者への交付は、県がヒアリングを行い、県の独自の基準(どの保険者を交付対象とするかの基準の内容は示されていない)により行われており、県の関与が強い。このため、保険者が対象メニューを実施しても不交付となってしまうケースもあり、健全な国保事業の運営に財政的に影響を及ぼしている。 本市の最近の例では、平成14年度が不交付とされている。なお、交付額も年々削減されており、平成13年度約2億円から平成17年度約1億7000万円に削減されている。
333	福祉	国民健康保険(調整交付金(2号交付金))	自治事務	「都道府県調整交付金配分ガイドラインについて」(平成17年6月17日厚生労働省保険局長通知) 「平成18年度支援交付金(健康増進等に対する取組)の評価基準について」(平成18年6月 日 県福祉保健部長通知)	国民健康保険都道府県調整交付金(2号交付金) すべての市町村にとって、国保事業は、死活的な大問題であり、その運営に全力を挙げているところである。 しかるに厚生労働省は、国保税額に大きな影響を与えるほどの多額の本件調整交付金を県に与え、 県は、各市町村の国保関係以外も含むあらゆる健康施策について点数表を設けて、交付額をコントロールしている。 現在あらゆる市町村が財政難にあえいでいるとき、各市町村に健康施策についてのみ予算投入競争を行わせることになっており、財政圧迫の要因となっている。 よって本件調整交付金はただちに廃止して、各市町村に平等に分配するか、特に国保税率の高い市町村に沢山交付することとすべきである。

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

334	福祉	医療施設運営費補助金、医療施設等設備整備費補助金	自治事務	<p>(要綱) 医療施設運営費等補助金、地域医療対策費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 県医療施設運営費等補助金交付要綱 県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 (通知) 「いわゆる三位一体の改革」に伴う一般財源化について(平成17年12月22日 各都道府県衛生主管部(局)補助金事務担当官あて厚生労働省医政局指導課助成係長事務連絡)</p>	<p>医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金 三位一体の改革により、平成18年度から救命救急センターの運営費及び設備整備費に係る県からの補助金(国の間接補助を含む)が削減され、一般財源化(税源移譲)された。しかし、補助金の削減分と同額が一般財源として移譲されているわけではないため、救命救急センターの運営に係る収支が大幅に赤字になり、病院全体の収支が厳しい状況になる可能性がある。</p>
335	環境	ダイオキシン対策事業(旧火葬場解体事業)	自治事務		<p>ダイオキシン対策事業(旧火葬場解体事業) 旧施設が老朽化したため、新たな施設を建設し、平成16年4月1日から運営を開始しています。 旧施設の解体時には、ダイオキシン類等の有害物質を安全に処理する必要があり、その費用も高額となるため、市町村の負担軽減措置を図る必要がある。</p>
336	環境	廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業	自治事務	県産業廃棄物税条例	<p>【廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業】 本市は、中核市事務として、産業廃棄物にかかる廃棄物監視員やパトロール車の配置など監視体制の整備・強化を行っている。 県は、平成17年度から、地方税法に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、県内全域を対象に「産業廃棄物税」を導入し、これを財源に廃棄物監視員やパトロール車の配置を行う「廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業」などを実施している。 従って、本市の産業廃棄物監視体制に伴う人件費及び車輛購入費などの経費について、県と同様の取り扱いを行うよう要望しているが、実現していない状況である。</p>

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

337	環境	海岸漂着ごみ対策	法定受託事務	海岸法	〔海岸漂着ごみ対策〕 「海岸保全区域」でのごみ処理事業に対する国の補助制度は、管理者である県への助成制度のみであるとともに、「海岸保全区域外」は県の要請に基づき市町村が実施した「災害廃棄物処理事業」が補助対象になるとの見通しであるが、実質処理する市町村の財政負担が大きい。現実に即した補助制度を求める。
338	環境	し尿処理施設解体に伴う補助金制度の創設	自治事務		し尿処理施設解体時の補助金制度の創設 し尿処理施設の解体には多額な費用を要するため、施設解体に伴う補助制度の創設が必要。
339	まちづくり	(例)生活バス路線維持費補助金	自治事務	(例) 県生活バス路線維持対策費補助金交付要綱第23条(ロ)	県独自の補助制度について 県から市町村への補助金において、市町村が各種団体に補助した場合のみ、県も補助する制度が見受けられる。これでは、県の主体性に疑念を抱かざるを得ず、県独自の判断で市町村の動向に左右されずに、補助する制度に改めるべき。
340	まちづくり	電源地域振興・産業基盤整備支援事業 地域資源活性化事業	自治事務	財団法人 県電源地域振興財団事業補助金交付要綱	電力移出県交付金事業について 県においても「(ア)国との事例」に記載したとおり、国に解釈・判断に準拠しているため同様の支障がある。 電源立地地域対策交付金分電力移出県交付金事業について、使途が制限されている。 事例 単なる公共施設の建設・改築、生活基盤整備事業は、認められていない。 交付金事業には、少なからず当該自治体の負担が伴うことから、住民が真に必要としている公共施設・生活基盤整備事業も交付金事業の対象として認められたい。
341	教育	県費負担教職員制度	自治事務	市町村立学校職員給与負担法第1条 義務教育費国庫負担法第2条	都道府県負担教員と人事権 特色や弾力的運用を阻害

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

342	災害 その他	権限移譲事務にかかる交付金	歳入のため非 該当	地方財政法第28条第1項 県権限移譲事務交付金 交付要綱	<p>事務事業の名称 権限移譲事務にかかる交付金 条例による事務処理の特例 ・地方自治法第252条の17の2()第1項の規定に基づく 県から県内市町への移譲事務は、「 県事務処理の特例条例」で規定されている。 都道府県がその事務を市町村等が行うこととする場合の経費 ・地方財政法第28条()第1項に基づき「 県権限移譲事務交付金交付要綱」で、事務移譲に伴う交付金額の算定方法を規定されている。 同要綱において、交付金額の算定方法を、毎年度知事が定める基準額に当該市町の事務取扱件数の割合を乗じて得た額などと規定している。 しかし、権限移譲にかかる交付金は、交付決定通知書で、移譲事務ごとの交付金額は示されるものの、知事が定める基準額等は示されておらず、移譲事務量・経費に対し、見合いの財源が交付されているか検証をする際の支障となっている。 このことから、交付金額の積算基礎や基準額の設定方法を明示するなど、透明性を高める必要があると認識している。</p>
343	災害 その他	県市町村合併支援特別 交付金	自治事務	県市町村合併支援特別 交付金交付要綱(合併支援 プラン)	<p>この合併推進体制補助金は県を經由して国に申請する訳で、県としても予算枠内執行を余儀なくされるところとして、事務的、量的、時期的な問題も調整しがたい事が伺える。 県としても県内市町村に有効に均衡ある事業配分を余儀なくされ、今後補助金としての会計検査等も対応しないといけないし、補助金行政は的確に遂行されることが望ましく、このように年度の途中での改正・補正等については各自治体の自立的な行政運営・判断が妨げられているきらいがある。 又県独自の合併支援交付金があるが、国の補助金と違い若干は有利に活用できる。これには限度利用枠があり、国の補助金と並行活用してまちづくりを進めているところである。しかし国の補助金制度の権限的制約の変更は、県及び市町村まで相当影響が及び、適正な補助金のあり方が望まれる。</p>
344	災害 その他	補助金についての考え方	自治事務		<p>当市は、普通交付税を受けていない不交付団体であるが、各種の補助金等において、不交付団体が不利益をこうむることがある。こうしたことは、財源確保の意欲を失わせることにもつながり、不公平感も伴うため、行うべきではないと考える。</p>

5 - 2 . 補助・負担金、交付金 [都道府県との事例]

345	災害 その他	道整備交付金	自治事務	林道等整備事業補助金交付要綱(県)	<p>地域再生計画に基づく「地域再生基盤交付金(道整備交付金)」について「地域再生基盤交付金(道整備交付金)」については、省庁の壁を除いて内閣府に窓口を一本化し、事務の簡素化を図るとともに、交付金の活用については、地方裁量のメリットがあることになっているが、林道事業の場合、国からの交付金が県を経由する「間接補助」であるため、県から市に交付金を支出する際に、従来の補助金制度のままで支出するために、地方裁量のメリットが全く活用できなくなっているのが現状である。</p> <p>その他の交付金制度についても、国は事務や申請書類の簡素化や交付金の柔軟な運用等が可能としていただいているものの、県が従来の取扱いを行っている限りは、市町村にとっては何ら変わりのないものとなっている。</p>
346	災害 その他	4款 県民生活費 4項 統計調査費 4目 統計調査費	法定受託事務	統計法施行令第8条第1項	<p>県統計主管課を経由して行われる統計調査の委託金は、特に電算関係に係るハード及びソフトの購入(調査用の地図ソフト、調査員管理用のデータベースソフト、広報用資料作成用の画像処理ソフト等及びそれらを効率的に運用するためのスキャナー、プリンターの購入等)について、その用途が制限されているため、調査実施事務の省力化の障害となっている。</p>

発行第13号
平成19年2月23日

地方分権改革検討会議委員 殿

全国市長会 地方分権改革検討会議
座長 所沢市長 齋藤 博

都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今後、第二期地方分権改革の検討が本格化することとなりますが、第1回地方分権改革検討会議（4月9日開催予定）での審議に資するため、地方分権を推進する観点から、今後における本格調査に先行して、象徴的、トピック的な支障事例を調査することといたしました。

つきましては、別紙の回答票に、市長ご自身のお考えをご記入いただき、3月14日（水）までに、事務局宛て電子メールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、「職員回答票」につきましては、ご回答を担当する職員に記入していただき、併せてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました事例につきましては、市名を伏せて公表させていただくこととしておりますので、この旨申し添えます。

[事務局]

全国市長会 行政部

担当：笹島、清水、柿沼

〒102-8635

東京都千代田区平河町2-4-2

電話 03-3262-2310

電子メール bunken@mayors.or.jp

調査票

市長回答票

都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査

[記入にあたっての留意事項]

1. 本票の回答は、必ず市長ご本人のお考えを記入してください。
2. 市長が地方分権を推進する観点に立って、日頃の市政運営において支障を感じている、問題があるとお考えになっている事例を、
義務付け・枠付け
関与
権限移譲
二重行政
補助・負担金、交付金
の項目ごとに、
(ア) 国との事例
(イ) 都道府県との事例
各1事例を記入してください。
(今回の調査は象徴的・トピック的な支障事例を把握することを目的としているため、原則各1事例とさせていただきます。)
3. 別紙「職員回答票」は、本「市長回答票」の記載内容に基づき、ご担当職員の方に記入させてください。
4. ご回答いただきました事例につきましては、市名を伏せて公表させていただくこととしております。

[回答者]

貴市名	
市長名	

調査票 1 . 義務付け・枠付けに関する事例

法律・政令・省令、通知、都道府県条例等、国・都道府県の定めにより、義務付け・枠付けがなされ、効率的な事務執行や独自の施策展開が阻害されている等の支障事例について、その内容を具体的にお答えください。
 (補助・負担金、交付金に関する事例は「調査票5」でお答えください)

義務付け・枠付け：事務処理そのものの義務付けや、基準や上限・下限の設定、事務の執行方法・執行体制の義務付け等をいう。
 [例：特定職員に対する研修義務・奨励、組織の必置規制、標準手続の明示、事務処理の手続ルール・判断基準の明示等]

国・都道府県の別	支障事例（記入欄）
(ア) 国との事例	
(イ) 都道府県との事例	

調査票 2 . 関与に関する事例

国・都道府県の関与（法令に基づかないものを含む）により、効率的な事務執行や独自の施策展開が阻害されている等の支障事例について、その内容を具体的にお答えください。

（補助・負担金、交付金に関する事例は「調査票 5」でお答えください）

関与：地方自治法第245条に規定する関与（「助言又は勧告」「資料の提出要求」「是正の要求」「同意」「許可、認可又は承認」「指示」「代執行」「協議」等）のみならず、これに類する事実上の関与を含むこととする。

国・都道府県の別	支障事例（記入欄）
(ア) 国との事例	
(イ) 都道府県との事例	

調査票 3 . 権限移譲に関する事例

都庁自治体が行うことが適切であるにも関わらず、国・都道府県に留保されている権限や、権限がないために実施できない等の支障事例について、移譲すべき理由、支障の内容を具体的にお答えください。

国・都道府県の別	支障事例（記入欄）
(ア) 国との事例	
(イ) 都道府県との事例	

調査票 4 . 二重行政に関する事例

都庁自治体、国、都道府県で二重行政が行われていることにより、非効率となっている、または一体的に事務処理ができないなどの支障事例について、その内容を具体的にお答えください。

また、当該事務を所管すべき主体（市町村、国、都道府県の別）も併せてお答えください。

二重行政：役割分担が法令上一の主体に専属させられていない事務、設置主体について法令上限定のない施設（例：大学、病院等）等で、市町村と国もしくは都道府県が同様の事務を実施、または施設を設置等しているもの、判断・決定を複数の主体が重複して行っているもの等をいう。

国・都道府県の別	支障事例（記入欄）
(ア) 国との事例	<div style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">当該事務を所管すべき主体：</p>
(イ) 都道府県との事例	<div style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">当該事務を所管すべき主体：</p>

調査票 5 . 補助・負担金、交付金に関する事例

国・都道府県からの補助・負担金、交付金において、これを通じて義務付け・枠付け、関与等が行われていることにより、自由度が制約され、自立的な行政運営・判断が妨げられている等の支障事例について、その内容を具体的にお答えください。

国・都道府県の別	支障事例（記入欄）
(ア) 国との事例	
(イ) 都道府県との事例	

職員回答票

都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査

[記入にあたっての留意事項]

1. この「職員回答票」は、市長にご記入いただいた「市長回答票」の記載内容に基づき、ご担当職員の方がご記入ください。
2. 記入は、以下のとおりとしてください。

事務事業の分野

次の中から、主に関連する分野を記入してください。

- ア) 福祉分野
- イ) 環境分野
- ウ) 産業分野
- エ) まちづくり分野
- オ) 教育分野
- カ) 災害その他分野

事務事業等の名称

支障となっている事務事業や権限等の名称を記入してください。

また、「5. 補助・負担金、交付金」においては、国・都道府県予算の目ベースでの名称を記入してください。

(例：保育所設備の最低基準、違反広告物の簡易除却手続、10ha以上の緑地保全地区の決定権限、施設整備費補助など)

自治事務・法廷受託事務の別

「自治事務」「法定受託事務」の別を記入してください。

根拠法令・通知等

支障となっている法律、政令、省令、告示、通知、通達、条例、規則、要綱等を記入してください。また、法律、政令及び省令以外については、当該資料を添付してください(電子データとして添付できない場合は、別途郵送してください)。

(例： 法第 条第 項、 の運用について(年 月 日 省 局長通知)、 補助金補助要綱など)

[基礎情報]

貴市名	
指定都市・中核市・特例市・一般市の別	
直近の住民基本台帳人口	(平成 年 月 日現在)

調査票 1 . 義務付け・枠付けに関する事例

(ア) 国との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

(イ) 都道府県との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

調査票 2 . 関与に関する事例

(ア) 国との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

(イ) 都道府県との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

調査票 3 . 権限移譲に関する事例

(ア) 国との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

(イ) 都道府県との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

調査票 4 . 二重行政に関する事例

(ア) 国との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

(イ) 都道府県との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

調査票 5 . 補助・負担金、交付金に関する事例

(ア) 国との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	

(イ) 都道府県との事例

事務事業の分野	
事務事業等の名称	
自治事務・法定受託事務の別	
根拠法令・通知等	